

第3章

紛争案件一覧

（WTO発足後の紛争案件）

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
1. マレーシアの石油化学製品の輸入許可(AP-Approved Permit)制度	シンガポール	1995/ 1/10 協議要請 3/16 パネル設置要請 「マ」の制度改正 7/19 パネル設置要請取り下げ	マレーシアが石化製品の輸入に際し、国内製造業者からのNo Objection Letterを要求するのは、GATT第11条等に反するとして、シンガポールが申立て。	GATT
2. (4). 米国のガソリン規制	ベネズエラ(2) ブラジル(4) 【EU、ノルウェー】	1995/ 1/24 協議要請 3/25 パネル設置要請 4/10 パネル設置(5/31「DS4」合併) 1996/ 1/29 パネル報告書配布 2/21 米による上級委申立て 4/22 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択	大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT第1、3条、TBT第2条に違反するとの申立てに対して、パネルは、大気汚染防止のためのガソリン規制はGATT第20条の例外には当たらず、3条4項違反と認定した。上級委は、GATT第20条(g)のパネルの解釈を一部修正したが、パネルの判断を支持した。	GATT TBT
3. 韓国の農産品検疫	米国	1995/ 4/ 4 協議要請	米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や柑橘類検査制度は輸入制限となっておりGATT第11条等に反するとして、韓国が申立て。	GATT SPS TBT
4. 米国のガソリン規制	ブラジル	(DS2と合併)		
5. 韓国の食品流通制限	米国	1995/ 5/ 3 協議要請 7/31 二国間合意通報	韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的根拠を欠いており、TBT・SPS協定等に反するとして米国が申立て。	GATT SPS TBT
6. 米国の対日自動車輸入に関する報復関税の賦課	日本	1995/ 5/17 協議要請(豪第三国参加) 6/28 日米自動車協議決着 7/19 双方手続を進行させない旨表明したことにより終了	米国1974年通商法第301条、304条に基づく一方的な対抗措置(輸入自動車への報復関税の賦課)はGATT第1、2条違反として日本が申立て。	GATT
7. (12)、(14). EUのホタテ貝に関する表示問題	カナダ(7) 【豪州、チリ、アイルランド、日本、ペルー、米国】 ペルー(12) 【豪州、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】 チリ(14) 【豪州、カナダ、アイスランド、日本、ペルー、米国】	1995/ 5/19 協議要請(「DS12」7/18、「DS14」7/24) 7/ 7 パネル設置要請(「DS12」9/14、「DS14」9/13) 7/19 パネル設置(「DS12」「DS14」10/11合併) 1996/ 7/ 5 二国間合意通報	フランスのホタテガイの名称表示規則が、カナダの同種のホタテガイを差別的に取り扱っており、GATT、TBT協定の規定する内国民待遇に違反している。	GATT TBT
8. (10)、(11). 日本の酒税格差	EU(8) 加(10) 米国(11)	1995/ 6/21 協議要請(7/7「DS10」、「DS11」) 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置(「DS10」、「DS11」と合併) 1996/ 7/11 パネル報告書配布 8/ 8 日本の上級委申立て 10/ 4 上級委報告書配布 11/ 1 パネル・上級委報告書採択	以前1987年11月にも日本の酒税制度がGATT違反とのパネル報告書が採択されたが、その後の酒税法改正後もウイスキー、コニャック、ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高率であり、内国民待遇違反として訴えられたもの。それに対して、パネル及び上級委員会はともに、GATT第3条違反として原告の主張を認めた。	GATT
9. EUの穀物輸入税	カナダ	1995/ 6/30 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/11 パネル設置 11/29 二国間合意通報	輸入穀物新課税制度がGATT第2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反する。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中止等を合意して決着)	GATT
10. 日本の酒税格差	カナダ	(DS8と合併)		
11. 日本の酒税格差	米国	(DS8と合併)		
12. EUのホタテ貝に関する表示問題	ペルー	(DS7と合併)		
13. EUの穀物及び米輸入税	米国	1995/ 7/19 協議要請 9/28 パネル設置要請 1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	輸入穀物新課税制度が2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反する。(24条6項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置要請撤回等を合意して決着)	GATT
14. EUのホタテ貝に関する表示問題	チリ	(DS7と合併)		
15. 日本の携帯電話に関する合意	EU	1995/ 8/18 協議要請 9/18 協議妥結	1994年9月の日米移動電話合意内容が欧州企業の製品に対してMFN違反となっているとしてEUが申立て。	GATT
16. EUのパナナ輸入制限	グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、米国	1995/ 9/28 協議要請(再協議要請96/2/5) 2012/11/ 8 協議妥結	EUのACP諸国へのパナナ輸入割当がMFN違反となっているとして中南米各国及び米国が申立て。	GATT ライセンス GATS

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS17 ~ DS25)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
17. EUの米輸入税	タイ	1995/10/ 5 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてタイが申立て。	GATT
18. 豪州のサケ輸入禁止	カナダ 【EU、インド、ノルウェー、米国】	1995/10/ 5 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 4/10 パネル設置 1998/ 6/12 パネル報告書配布 7/22 豪州上級委申立て 10/20 上級委報告書配布 11/ 6 パネル・上級委報告書採択 1999/ 7/15 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 7/27 豪州によるDSU22.6条仲裁の要請(→その後仲裁決定は出されず) 1999/ 7/28 パネル設置要請(履行確認) 1999/ 9/ 7 パネル設置(履行確認) 2000/ 2/18 パネル報告書配布(履行確認) 3/20 パネル報告書採択(履行確認)	豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置はGATT第11条、13条及びSPS協定に違反するとのカナダの主張について、パネルは豪州の措置がSPS協定第2.2条(科学的根拠に基づく措置実施)、2.3条(内国民・最恵国待遇)、5.1条(危険性評価に基づく措置の実施)、5.5条(適切な保護水準の設定)及び5.6条(貿易制限的とならない保護水準の確保)に違反する旨判断。上級委員会も、5.6条違反についてはこれを覆したものの、その他の論点についてはパネルの判断を支持した。豪州は1999年7月までに措置の是正を行う義務を負ったが、カナダは、履行期限までに是正が行われなかったとしてDSU第21.5条に基づく履行確認パネルの手続を行い、パネルは豪州の勧告不履行を認めた。	GATT SPS
19. ポーランドの自動車輸入制限	インド	1995/ 9/28 協議要請 1996/ 9/11 二国間合意通報	ポーランドの輸入関税引上げ及EU産向け無税枠の設定はGATT第1、24条に違反するとしてインドが申立て。	GATT
20. 韓国の瓶詰水に関する規制	カナダ	1995/11/ 8 協議要請 1996/ 5/ 6 二国間合意通報	韓国のミネラルウォーターの規制(6か月の流通規制、オゾン処理規制)が輸入制限となっているとしてカナダが申立て。	GATT SPS TBT
21. 豪州のサケ輸入禁止	米国 【カナダ、EU、香港、アイスランド、インド、ノルウェー】	1995/11/20協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 11/ 8 パネル停止 2000/10/27 二国間合意通報	豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置はGATT第11条、13条及びSPS協定に違反するとして米国が申立て。	GATT SPS
22. ブラジルの乾燥ココナッツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、インドネシア、マレーシア、スリランカ、米国】	1995/11/30 協議要請 1996/ 2/ 5 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 10/17 パネル報告書配布 12/16 比の上級委申立て 1997/ 2/21 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択	ブラジルの農民支援措置に対する相殺関税賦課は、GATT第1、2、6.3、6(a)条、農業協定第13条に違反するとの申立てに対して、パネルは、1994年のGATT第6条及び農業協定は本件には適用されないとして、フィリピンの申立てを退けた。上級委もパネルの判断を支持した。	GATT 農業
23. ベネズエラのOCTGへのAD調査	メキシコ	1995/12/ 5 協議要請 1997/ 5/ 6 ベネズエラの調査終了により妥結	ベネズエラのAD調査はAD協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD
24. 米国の綿・人造繊維下着輸入制限	コスタリカ 【インド】	1995/12/22 協議要請 1996/ 2/22 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 11/ 8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委報告書配布 2/25 上級委報告書採択	米国の経過的繊維SG動向は繊維協定第2.4、6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反しているとのコスタリカの申立てに対して、パネルは米国は輸入の増加によって重大な損害が発生したことを立証しておらず繊維協定第6.2条に違反しているとした他、繊維協定第2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると認定。コスタリカはパネルが規制措置の適及的適用を認めた点を上級委申立てし、これに対して上級委は、経過的SG措置は可能な限り限定的に適用されなければならないと判断。	繊維
25. EUの米に関するウルグアイ・ラウンド・コミットメント	ウルグアイ	1995/12/14 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条(MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価)に違反するとしてウルグアイが申立て。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
26. (48). EUのホルモ ン牛肉に関する措置	米国(26) 【豪州、カナダ、 ニュージーラン ド、ノルウェー】 カナダ(48) 【豪州、ニュー ジーランド、ノル ウェー、米国】	1996/ 1/26 協議要請(「DS48」6/28) 4/25 パネル設置要請(「DS48」9/17) 5/20 パネル設置(「DS48」10/16。そ の後パネル統合) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EU上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 DSU第22条に基づく対抗措置承 認申請 6/ 2 EUのDSU第22.6条仲裁の要請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択 2008/12/22 EU、本件の履行についての米国 及びカナダとの相違の解決と、 米国及びカナダによる譲許停止 の停止を目的として協議要請(履 行確認) 2009/ 5/13 (DSBへの通報は9/25付け) EU・米国間で、EUが年間一定 量(段階的に増加)の牛肉につい て0%の関税率割当を設け、米 国は段階的にEU産品に対する対 抗措置を停止・撤廃する等の内 容の合意が成立。	肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及 び当該飼料で育成された牛の肉の輸入 規制に係るEU指令が、米国牛肉の輸 入を制限し、GATT第3条(内国民待 遇)、11条(数量制限)、SPS協定、 TBT協定、農業協定等に違反する、 との米国の主張について、パネルは EUの措置がSPS協定第3.1条(国際的基 準への準拠)、5.1条(危険性評価に基 づく措置の実施)及び5.5条(適切な保 護水準の設定)に違反すると判断し た。一方、上級委はSPS第5.1条につ いてはパネルの判断を支持したが、3.1 条及び5.5条についてはパネルの判断 を覆した。また、上級委は、3.1条の 要請する国際基準に基づかない措置を 執る場合には、係る措置を執る国が SPS協定第3.3条(科学的に正当な理由 がある場合の国際基準よりも高い保護 水準の導入)との整合性の証明責任を 負う、としたパネルの判断についても これを破棄した。仲裁によりEUには 15か月の履行期間が認められたが、 EUが期間内の履行は不可能、とした ため、米国及びカナダはDSU第22.2条 に基づく対抗措置の承認申請を行い、 対抗措置の規模の仲裁を経て、1999年 7月のDSBにおいて、米国に年1億 1680百万米ドル、カナダに年1130万カ ナダドルの報復関税賦課が承認され た。両国は同月に関税賦課を開始し た。なお、2004年11月、EUは本件で 問題とされた措置が是正されたにもか かわらず、米国及びカナダが対抗措置 を継続しているのはDSUの関連規定 等に反するとして、両国に対して DSUに基づく二国間協議要請を行っ た。 (DS320: 対米国、DS321: 対カナダ) DS320及び321は、2008年3月31日にパ ネル報告書、10月16日には上級委報 告書が配布され、早急に履行パネルを開 始するよう勧告された。	SPS TBT GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
27. EUのバナナ輸入制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【ベリーズ、カメ ルーン、コート・ ディボワール、ド ミニカ共和国、 セント・ルシア、セン ト・ビンセント、 グレナディーン、 スリナム、コロ ンビア、ニカラ グア、日本、ブラ ジル、パナマ、コ スタリカ、カナダ、 ドミニカ、マダ ガスカル、ガーナ、 グレナダ、イン ド、フィリピン、 セネガル、ベネ ズエラ】	1996/ 2/ 5 協議要請 4/11 パネル設置要請 5/ 8 パネル設置 1997/ 5/22 パネル報告書配布 6/11 EU上級委申立て 9/ 9 上級委報告書配布 9/25 パネル・上級委報告書採択 12/15 パネル設置要請(履行確認) 1999/ 1/12 パネル設置(履行確認) 1/14 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(米国) 1/29 EUのDSU第22.6条 仲裁の要請(米国) 4/ 9 22.6条仲裁決定の配布(米国) 4/12 パネル報告書配布(履行確認) 4/19 22.6条仲裁決定の採択(米国) 5/ 6 パネル報告書採択(履行確認) 11/ 8 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請(エクアドル) 11/19 EUの22.6条 仲裁の要請(エクアドル) 2000/ 3/24 22.6条仲裁決定の配布(エクアドル) 5/18 22.6条仲裁決定の採択(エクアドル) 2001/ 4/30 米EU、米エクアドル合意 2006/11/16 協議要請Ⅱ(履行確認) 2007/ 2/23 パネル設置要請Ⅱ(履行確認) 11/12 パネル設置Ⅱ(履行確認) 2008/ 4/ 7 パネル報告書配布Ⅱ(履行確認/エクアドル申立) 5/19 パネル報告書配布Ⅱ(履行確認/米国申立) 9/ 9 エクアドルによる上訴(履行確認) 11/26 上級委員会報告書配布(履行確認) 12/22 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度が、GATT第1、2、3、10、11、13条、輸入許可手続協定第1、3条、農業協定、TRIM協定第2、5条、GATS第2、4、16、17条に違反するとの申立てに対して、パネルはGATT第1条1項、3条4項、10条3項、13条1項、輸入許可手続協定第1条3項、GATS第2条、17条に違反すると判断した。これに対し、上級委員会は概ねパネルの報告を支持したが、GATT第13条1項の義務違反を免除する認定についての解釈、輸入許可手続が、GATT第10条と輸入許可手続協定に違反することの認定に際し解釈を修正した。履行確認パネル上級委報告書は、本件で争われた措置はすでに存在しないとして、DSBに対して何らの勧告も行わないと結論。①エクアドル申立と米国申立について、21. 5条パネルが異なるタイムテーブルにて検討を行った点はDSU9. 3条に非整合。②21. 5条パネルによる、ACP諸国に対する無税枠の供与がGATT13条に非整合とする事実認定を却下。③21. 5条パネルによる、ECのバナナ輸入措置がGATT非整合の措置を含み、米国、エクアドルの協定上の利益を損ねているとの事実認定を却下。	GATT ライセンス 農業 TRIM GATS
28. 日本の著作権隣接権	米国	1996/ 2/ 9 協議要請 1997/ 1/24 二国間合意通報	日本の著作権隣接権保護制度がTRIPs協定第14条などに違反するとして米国が申立て。	TRIPs
29. トルコの繊維・衣服輸入制限	香港	1996/ 2/12 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT第11、13条に違反するとして香港が申立て。	GATT 繊維
30. ブラジルの乾燥ココナッツ及びココナッツミルクパウダー相殺関税	スリランカ	1996/ 2/23 協議要請	乾燥ココナッツ・ココナッツミルクに対するブラジルの相殺関税賦課が、GATT第1、2、6条、農業協定第13条(a)に違反するとしてスリランカが申立て。	GATT 農業
31. カナダの雑誌に係る措置	米国	1996/ 3/11 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/19 パネル設置 1997/ 3/14 パネル報告書配布 4/29 カナダ上級委申立て 6/30 上級委報告書配布 7/30 パネル・上級委報告書採択	カナダの雑誌の輸入制限が、GATT第11条に違反する。また雑誌に対する税制等が、GATT第3条に違反するとの訴えに対し、パネルはGATT第3条2項違反を認定した。上級委員会は、パネルの判断を概ね肯定したが、一部カナダの消費税法V. 1部が、GATT第3条2項第1文、第2文に違反する、また、郵便料金の軽減は、GATT第3条8項(b)に違反するとしてパネルの解釈を修正した。	GATT
32. 米国の女性羊毛コート輸入制限	インド 【カナダ、コスタ リカ、EU、ノル ウェー、パキスタ ン、トルコ】	1996/ 3/14 パネル設置要請 4/17 パネル設置 1996/ 4/25 パネル設置要請取り下げにより終了	米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維協定第2、6、8条に違反するとして米国が申立て。	繊維

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
33. 米国の毛織シャツ・ ブラウス輸入制限	インド 【カナダ、EU、ノ ルウェー、パキス タン、トルコ】	1994/12/30 協議要請 1996/ 3/14 パネル設置要請 6/24 パネル設置 1997/ 1/ 6 パネル報告書配布 2/24 上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/23 パネル・上級委報告書採択	米国の繊維製品に関する経過的繊維 SG措置が、ATCの第2.4、6条に違反 するとの申立てに対して、パネルは米 国の措置重大な損害の立証において 繊維協定第2.4、6条に違反すると認 定(ATCに関するパネル判断につい ては上級委申立てされず)。上級委は 手続的論点として、挙証責任が申立 国にあるとのパネル判断を支持。 パネル報告書配布前の1996年11 月22日に米国は措置を撤廃したと 宣言。	繊維 DSU
34. トルコの繊維・衣 服輸入制限	インド 【EU、香港、中国、 日本、フィリピン、 タイ、米国】	1996/ 3/21 協議要請 1998/ 2/ 2 パネル設置要請 3/13 パネル設置 1999/ 5/31 パネル報告書配布 7/26 トルコ上級委申立て 10/21 上級委報告書配布 11/19 パネル・上級委報告書採択	トルコの繊維・衣服輸入制限が、 GATT第11、13条、繊維協定第2条 に違反するとの申立てに対し、パ ネルはGATT第11条、13条、繊維 協定第2条4項違反は、GATT第24 条によって正当化されるとするトル コの主張を棄却した。上級委員会 は、パネルの判断を支持したが、 GATT第24条違反の法解釈理由を 修正した。	GATT 繊維
35. ハンガリーの農産 品輸出補助金	アルゼンチン、豪 州、カナダ、 ニュージーランド、 タイ、米国 【カナダ、日本、 タイ、ウルグアイ】	1996/ 3/27 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/30 合意により解決としながらも ウェーバーの採用につき未解決	ハンガリーは、約束表のコミット メントのレベルを越えて輸出補助 金を交付しており、農業協定第3 3条及び第5部に違反するとして 米国、カナダほか各国が申立て。	農業
36. パキスタンの医薬 品農業用化学品特許保 護	米国	1996/ 4/30 協議要請 7/ 4 パネル設置要請 1997/ 3/ 7 二国間合意により妥結	パキスタンの医薬品農業用化学 品に関する特許保護制度が、TRIP s協定第27、65、70条に違反す るとして米国が申立て。	TRIPs
37. ポルトガルの工業 所有権法下の特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 10/ 3 二国間合意により妥結	ポルトガルの工業所有権法下の 特許保護が、TRIPs協定第33、 65、70条に違反するとして米 国が申立て。	TRIPs
38. 米国のキューバ自 由民主化法	EU 【カナダ、日本、 マレーシア、メキ シコ、タイ】	1996/ 5/ 3 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 4/21 EUによるパネル停止 1998/ 4/22 パネル設置の根拠を失 う	米国のキューバ自由民主化法に 基づく貿易制限、ビザ発給拒否、 米国からの外国人追放が、GATT 第1、3、5、11、13条、及び GATS第1、3、6、16、17条に 違反するとしてEUが申立て。	GATT GATS
39. 米国の対EU輸入 品関税引上げ	EU	1996/ 4/17 協議要請 6/19 パネル設置要請 1996/ 7/15 パネル設置要請取り 下げ	米国の対EU輸入品関税の一方的 引き上げが、GATT第1、2、23 条及び紛争解決了解第3、22、 23条に違反するとしてEUが申 立て。	GATT DSU
40. 韓国の通信機器調 達関連法令・実態	EU	1996/ 5/ 9 協議要請 1997/10/29 二国間合意により妥 結	通信機器に関する韓国の政府調 達慣行と米韓二国間条約に基づく 米国企業への優遇が、GATT、 第3、17条に違反するとしてEU が申立て。	GATT
41. 韓国の農産品検疫 関連措置	米国	1996/ 5/24 協議要請	韓国の農産品検疫関連措置が輸 入を制限しており、GATT第3、 11条、SPS協定第2、5、8条、 TBT協定第2、5、6条、農業協 定第4条に違反するとして米国 が申立て。	GATT SPS TBT 農業
42. 日本の著作隣接権	EU	1996/ 5/24 協議要請 ※28の協議と一本化したため、 日米間合意に伴い終了	日本の著作隣接権保護制度が、 TRIPs協定第14.6、70.2条に 違反するとしてEUが申立て。	TRIPs
43. トルコの外国映画 放映収入税	米国	1996/ 6/12 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/14 二国間合意通報	トルコの外国映画放映収入税 がGATT第3条に違反するとして 米国が申立て。	GATT
44. 日本の消費者フィ ルム印画紙関連措置	米国 【EU、メキシコ】	1996/ 6/13 協議要請 9/20 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 3/31 パネル報告書配布 4/22 パネル報告書採択	日本の消費者フィルム印画紙 関連措置が輸入品を差別しており、 GATT第3、10条に違反する。ま た利益を無効化・侵害している との申立てに対して、パネルは、 当該措置により、輸入品が国内 産品と比較して不利な待遇を付 与されたこと、実質的に輸入品 に与えられた利益に影響を及ぼ したことを立証出来ていないと して、GATT第3、10条に違反 しないと判断した。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
45. 日本の流通サービス 関連措置	米国	1996/ 6/13 協議要請 9/20 追加的協議要請	日本の流通サービス関連措置が、GATS第3、6、16、17条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS
46. ブラジルの航空機 輸出ファイナンスプロ グラム	カナダ 【豪州、EU、韓 国、米国】	1996/ 6/19 協議要請 9/16 パネル設置要請 10/ 3 パネル再要請(カナダより撤回) 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 ブラジルによる上訴 8/ 2 上級委員会報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書採択 11/23 パネル設置要請(履行確認) 12/ 9 パネル設置(履行確認) 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布(履行確認) 5/10 対抗措置承認申請 5/22 ブラジルによる上訴(履行確認) 7/21 上級委員会報告書配布(履行確認) 8/ 4 パネル・上級委員会報告書採択 (履行確認) 8/28 対抗措置の規模に係る仲裁裁定 の配布 12/12 対抗措置の規模に係る仲裁裁定 の採択 2001/ 1/22 パネルⅡ設置要請(履行確認) 2/16 パネルⅡ設置(履行確認) 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 8/23 パネルⅡ報告書採択(履行確認)	ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログラム(PROEX)は、補助金協定第3、27.4、27.5条に違反するとの申立てに対し、パネルはブラジルの措置は補助金協定第3.1(a)、27.4条に違反し、輸出信用に関する規定の補助金協定附属書Ⅰ(k)によっても正当化されず、輸出補助金であると認定した。上級委は一部パネルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの結論を支持した。その後のDSU第21.5条パネル及び上級委においても改訂されたブラジルのプログラム(PROEX)等が補助金協定違反であると認定した。その一方、カナダは対抗措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での譲許停止が承認された。その後カナダは、再度改訂されたブラジルのプログラム(PROEXⅢ)についてDSU第21.5条パネルを要請、パネルはPROEXⅢそれ自体は補助金協定第3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレンジメントの遵守グラフについて規定する附属書Ⅰ(k)パラ2で正当化されるとした。	補助金
47. トルコの繊維・衣 服輸入制限	タイ	1996/ 6/20 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第1、2、11、13条及び繊維協定第2条に違反するとしてタイが申立て。	GATT
48. EUのホルモン家 畜・牛肉制限する措置	カナダ	(DS26と合併)		
49. 米国の生鮮・冷凍ト マト輸入AD措置	メキシコ	1996/ 7/ 1 協議要請	生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD調査が、GATT第6、10条、及びAD協定第2、3、5、6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。	GATT AD
50. インドの医薬品農 業用化学品特許保護	米国 【EU】	1996/ 7/ 2 協議要請 11/ 7 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 9/ 5 パネル報告書配布 10/15 インド上級委申立て 12/19 上級委報告書配布 1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPs協定第27、63、65、70.8、70.9条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、インドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPs協定第63.1条、63.2条、70.8(a)条、70.9条違反を認めた。これに対し上級委員会は、70.8(a)条及び70.9条についてはパネルの判断を支持したものの、63条については、パネルの付託事項ではないとして、パネルの判断を覆した。	TRIPs
51. ブラジルの自動車 関連投資措置	日本	1996/ 7/30 協議要請	ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT第1、3、11条、TRIM協定GATS第2条、補助金協定第3、27.2、27.4条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして日本が申立て。	GATT TRIM 補助金
52. ブラジルの自動車 貿易投資関連措置	米国	1996/ 8/ 9 協議要請	ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT第1、3条、TRIM協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT TRIM 補助金
53. メキシコの関税評 価制度	EU	1996/ 8/27 協議要請	NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国からの輸入品とで、関税評価基準が異なるメキシコの関税は、GATT第24条5項(b)に違反するとしてEUが申立て。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
54. (55)、(59)、(64). インドネシアの自動車 関連措置	EU(54) 日本(55) 米国(59) 日本(64) 【インド、韓国、 米国(54)】	1996/10/ 3 協議要請(「DS55」10/4、「DS59」 10/8、「DS64」11/29※DS64は DS55以外の論点について提起) 1997/ 5/12 パネル設置要請(「DS55」4/17、 「DS59」6/12、「DS64」4/17) 6/30 パネル設置(「DS55」、「DS59」、 「DS64」と合併) 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 7/23 パネル報告書採択	「国民車」計画の自動車及び関連部品に 関する措置が、GATT第1、3条、 TRIM協定第2条及び補助金協定第3、 6、28条、TRIPs協定第3、65.5条に違 反するとの申立てに対して、パネル は、GATT第1、2条、TRIM協定第2 条、補助金協定第5条に違反すると判 断したが、補助金協定第28.2条の違反 は認めない、またTRIPs協定第3条及 び65.5条違反の問題は原告の論証が不 十分と判断した。パネル報告を受け、 インドネシア政府は、1999年6月に新 自動車政策を導入し、履行を果たし た。	GATT TRIM 補助金 TRIPs
55. インドネシアの自 動車関連措置	日本	(DS54と合併)		
56. アルゼンチンの靴 繊維衣服関連措置	米国 【EU、インドネシ ア】	1996/10/ 4 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 11/25 パネル報告書配布 1998/ 1/21 アルゼンチン上級委申立て 3/27 上級委員会報告書配布 4/22 パネル・上級委員会報告書採択	アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関連 する特定関税などの措置が、GATT 第2、7、8、10条、TBT協定第2条、 関税評価協定第1、8条、繊維協定第7 条に違反する。パネルはGATT第2、 8条違反とした。一方、上級委員会 は、譲許表に規定された形式と異なる 形式での関税の適用は、譲許表に規定 した関税を超える徴収をもたらす限り においてGATT第2条違反とし、パネ ルの認定を変更した。上級委報告を受 け、アルゼンチンは、1999年1月1日 までに統計税を0.5%に削減し、1998年10 月19日までに特別関税の上限を35% (譲許税率)とする事で、勧告の履行を 行った。	GATT TBT 関税評価 繊維
57. 豪州の繊維衣服靴 輸入信用制度	米国	1996/10/ 7 協議要請	豪州の革製品に対する補助金交付が、 補助金協定第3条に違反するとして米 国が申立て。	補助金
58. 米国のエビ保護海 ガメ法	インド マレーシア パキスタン タイ 【豪州、コロンビ ア、コスタリカ、 EU、グアテマ ラ、香港、日本、 メキシコ、ナイ ジェリア、パキス タン、フィリピ ン、セネガル、シ ンガポール、スリ ランカ、ベネズエ ラ】	1996/10/ 8 協議要請 1997/ 1/ 9 マレーシア・タイ、パネル設置 要請(1997/1/30パキスタン、パ ネル設置要請) 2/25 パネル設置、インドがパネル設 置要請 4/10 インド単独パネル設置(前者に併 合) 1998/ 5/15 パネル報告書配布 7/ 3 米国上級委員会申立て 10/12 上級委員会報告書配布 11/ 6 パネル・上級委員会報告書採択 2000/10/23 パネル設置(履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認) 10/22 上級委員会報告書配布(履行確 認) 11/21 パネル・上級委員会報告書採択 (履行確認)	海ガメの保護を意図した、米国のエビ 及びエビ製品の輸入制限が、GATT 第1、11、13条に違反する。また利益 を無効化・侵害しているとの申立てに 対して、パネルは、GATT第20条で は正当化されずGATT第11条1項違反 と判断したのに対し、上級委員会は、 20条(g)に対するパネルの判断のアプ ローチを拒絶し、まずはじめに極めて 抽象的な審査のみで20条(g)の要件が 満たされると判断し、次に柱書基準が 満たされているかどうかより具体的に 判断するというアプローチを採用し、 最終的には20条での正当化は認められ ず、GATT違反と判断した。	GATT
59. インドネシアの自 動車関連措置	米国	(DS54と合併)		
60. グアテマラのポー トランドセメント輸入 AD調査	メキシコ 【カナダ、エルサ ルバドル、ホン ジュラス、米国】	1996/10/15 協議要請 1997/ 2/ 4 パネル設置要請 3/20 パネル設置 1998/ 6/19 パネル報告書配布 8/ 4 グアテマラによる上訴 11/ 2 上級委員会報告書配布 11/25 パネル・上級委報告書採択	メキシコからのセメント輸入に対する AD調査が、AD協定第2、3、5、7.1条 に違反するとの申立てに対し、パネル はグアテマラが調査開始を正当化する ためのダンピング、損害及び因果関係 に関する十分な証拠がないにもかかわらず 調査を開始したとして、AD協定 第5.3条違反を認めた。一方、上級委 は、メキシコはパネル設置要請の際に 申立て措置の特定を行わなかったため DSU第6.2条違反があるとして、適切 にパネル設置要請を行ったとのパネル の判断を覆した。このため、パネルが 行った実質的な論点については何ら判 断しなかった。	AD

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS61 ~ DS70)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
61. 米国のエビ保護海 ガメ法	フィリピン	1996/10/25 協議要請	海ガメの保護を意図した、米国のエビ 及びエビ製品の輸入制限がGATT第 1、2、3、8、11、13条、TBT協定第2 条に違反する。また利益を無効化・侵 害しているとしてフィリピンが申立 て。	GATT TBT
62. (67)、(68). EUの コンピューター機器関 税分類	米国 【日本、韓国、イ ンド、シンガポ ール】	1996/11/ 8 協議要請(「対英国 DS67」及び 「対 ア イ ル ラ ン ドDS68」 1997/2/14) 1997/ 2/11 パネル設置要請(「DS67」「DS68」 3/7) 2/25 パネル設置(3/20 「DS67」「DS68」 と併合) 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 3/24 EU上級委申立て 6/ 5 上級委報告書配布 6/22 パネル・上級委報告書採択	コンピューター機器に関する関税分類 の変更が、GATT第2条に違反する との申立てに対して、パネルはGATT 第2条1項違反と判断した。上級委員 会もパネルと同様にGATT第2条1項違 反としたが、輸出国の「正当な期待」 の観点からの譲許の解釈、輸出国の「正 当な期待」の観点からの解釈がウィ ーン条約法条約第31条に規定された誠 実な解釈の規則に合致するとのパネル の判断を棄却した。	GATT
63. 米国の旧東独固形 尿素輸入へのAD措置	EU	1996/11/28 協議要請	旧東独からの固形尿素輸入に対し米国 が行ったAD措置は、AD協定第9条及 び11条に違反しているとしてEUが申 立て。	AD
64. インドネシアの自 動車関連措置	日本	(DS54と合併)		
65. ブラジルの自動車 貿易投資関連措置	米国	1997/ 1/10 協議要請	DS52に基づく協議後、ブラジルが新 たにとった自動車関連措置が、 GATT第1、3条、TRIM協定第2条、 補助金協定第3、27.4条に違反し、ま た利益を無効化・侵害しているとして 米国が申立て。	GATT TRIM 補助金
66. 日本の豚肉輸入に 係る措置	EU	1997/ 1/15 協議要請	豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置 が、GATT第1、10.3、13条に違反す る。また利益を無効化・侵害して9条 及び11条に違反しているとしてEUが 申立て。	GATT
67. 英国のコンピュー ター機器関税分類	米国	(DS62と合併)		
68. アイルランドのコ ンピューター機器関税 分類	米国	(DS62と合併)		
69. EUの鶏肉製品輸入 に関する措置	ブラジル 【タイ、米国】	1997/ 2/24 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/30 パネル設置 1998/ 3/12 パネル報告書 4/29 ブラジル上級委申立て 7/13 上級委報告書配布 7/23 パネル・上級委報告書採択	鶏肉製品に関するEUの輸入レジーム 及び関税割当が1994年GATT第10、 27条、輸入許可手続協定第1、3条に違 反する。また利益を無効化・侵害して いる。関税率割当の枠外にある鶏肉の 輸入に対し課される特別セーフガード の実行において、農業に関する協定第 4、5条に違反するとの申立てに対し て、パネルは農業に関する協定第5条 違反を認定した。これに対し上級委員 会は、パネルの5条1項bの解釈を修正 するとともに、5条5項違反を認定し た。	GATT ライセンス 農業協定
70. カナダの民間航空 機輸出に係る措置	ブラジル 【EU、米国】	1997/ 3/10 協議要請 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 加上級委申立て 8/ 2 上級委報告書配布 9/ 6 協議要請(履行確認) 11/23 パネル設置要請(履行確認) 12/ 9 パネル設置(履行確認) 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布(履行確認) 5/22 ブラジルによる上級委申立て(履 行確認) 7/21 上級委報告書配布(履行確認) 2000/ 8/ 4 パネル・上級委報告書採択	ブラジルへの民間機輸出に対する加政 府・州の補助金交付は、補助金協定第 3条に違反するとの申立てに対して、 パネル及び上級委は、カナダの補助金 の一部(CA制度に基づく融資と技術提 携制度(TPC))についてのみ輸出補助 金であると認定し、これらの廃止を勧 告した。なお、補助金協定第1.1(b)の 利益の判定に受益者利益説と商業的ベ ンチマークが採用された。DSU第21.5 条パネルはTPCについては履行され たことを認定したが、CA制度につ いては完全に履行されていないと判断 した。DSU第21.5条上級委は、TPCにつ いてはブラジルが立証に失敗したと判 断した。	補助金

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
71. カナダの民間航空 機輸出に係る措置	ブラジル	1997/ 3/10 協議要請	カナダのDS70と同様の措置は、補助 金協定第5条の悪影響があり、相殺関 税の対象となる(補助金協定第7条)と してブラジルが申立て。	補助金
72. EUの乳製品に係る 措置	ニュージーランド 【米国】	1997/ 3/24 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/11/11 二国間合意通報	EU及び英国税務局のNZ産バターに対 する措置がGATT第2、10、11条及び TBT協定第2条、輸入許可手続協定第 3条に違反しているとしてニュージー ランドが申立て。	GATT TBT ライセンス
73. 日本の人工衛星調 達	EU	1997/ 3/26 協議要請 7/31 二国間合意通報	日本の人工衛星調達の入札に係る明細 事項は明示的に米国以外を排除するも のであり、政府調達協定附属書付表1 に反し、6(3)、7(2)に違反するとして EUが申立て。	政府調達
74. フィリピンの豚肉・ 鶏肉に係る措置	米国	1997/ 4/ 1 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に 伴う許可等の遅延は、1994年GATT 第3、10、11条、農業協定第4条、輸入 許可手続協定第1、3条、TRIM協定第 2、5条違反するとともに、利益を無効 化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 農業 ライセンス TRIM
75. 韓国の酒税	EU 【カナダ、メキシ コ】	1997/ 4/ 4 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/28 韓国上級委申立て 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類へ の国内税賦課は、1994年GATT第3条 2項に違反するとの申立てに対して、 パネルは1994年GATT第3条2項違反 を認定。これに対し上級委員会もパネ ルの判断を支持した。	GATT
76. 日本の農産物に係 る措置	米国 【ブラジル、EU、 ハンガリー】	1997/ 4/ 7 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1998/10/27 パネル報告書配布 11/24 日本上級委申立て 1999/ 2/22 上級委報告書配布 3/19 パネル・上級委報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意通報	日本が特定の農産物への検疫措置とし て品種ごとの検査を義務付けているこ とが、SPS協定の関連規定、GATT第 11条、農業協定第4条に違反し、利益 を無効化・侵害しているとする米国の 主張について、パネルは日本の措置は SPS協定第2.2条(科学的根拠に基づく 措置実施)、第5.6条(貿易制限的とな らない保護水準の確保)及び衛生植物 検疫上の規制の透明性確保に係る附属 書Bに違反すると判断し、上級委員会 もパネルの判断をおおむね支持した。 日本は1999年12月末までにパネル・上 級委の勧告を履行する旨米国と合意 し、同期間に問題の措置を廃止。そ の後も日本は新たな検疫措置について 協議を継続し、2001年8月に本件に ついて完全な合意に至った旨DSBに通 報した。	SPS GATT 農業
77. アルゼンチンの靴 繊維衣服関連措置	EU 【米国】	1997/ 4/17 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 7/29 パネル停止 1999/ 7/29 パネル設置根拠喪失	アルゼンチンの織物等に対する特定関 税などの措置がGATT第2条、繊維協 定第7条、及びTBT協定第14.1条に違 反しているとしてEUが提訴。	GATT 繊維 TBT
78. 米国のトウモロコ シ輸入に係るセーフ ガード措置	コロンビア	1997/ 4/28 協議要請	米国のトウモロコシ輸入に対するSG 措置が、SG協定第2、4、5、9、12 条、GATT第2、13、14条に違反し、 また利益を無効化・侵害しているとし てコロンビアが申立て。	SG GATT
79. インドの医薬品農 業用化学品特許保護	EU 【米国】	1997/ 4/28 協議要請 9/ 9 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 8/24 パネル報告書配布 9/22 パネル報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許 保護制度がTRIPs協定第70.8、70.9条 に違反するとの申立てに対し、パネル は、インドは医薬品及び農業用化学品 の物質特許申請の新規性・優先性を保 護する適切な措置及び期間排他的販売 権を付与する措置を確立していないと して、TRIPs協定第70.8(a)条及び70.9 条違反を認めた。	TRIPs
80. ベルギーの商業用 電話帳サービス	米国	1997/ 5/ 2 協議要請	ベルギーの電話帳出版業に対する免許 付与条件等の措置が、GATS第2、6、 8、17条に違反し、EUのコミットメン トによる利益を無効化・侵害している として米国が申立て。	GATS

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS81 ~ DS89)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
81. ブラジルの自動車 貿易投資関連措置	EU	1997/ 5/ 7 協議要請	ブラジル自動車関連措置(1997年3月に 新たにとられた措置等を含む)が、 GATT第1、3条、補助金協定第3、 5、27.4条、TRIM協定第2条に違反 し、利益を無効化・侵害しているとし てEUが申立て。	GATT 補助金 TRIM
82. アイルランドの著 作隣接権付与に係る措 置	米国	1997/ 5/14 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/11/ 6 二国間合意通報	アイルランドの著作隣接権付与の制度 が、TRIPs協定第9-14、63、65、70条 に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
83. デンマークの知的 財産権に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 2001/ 6/ 7 二国間合意通報	デンマークの知的財産権を含む民事訴 訟手続に係る暫定措置を策定しないこ とは、TRIPs協定第50、63、65条によ る義務に違反するとして米国が申立 て。	TRIPs
84. 韓国の酒税	米国 【カナダ、メキシ コ】	1997/ 5/23 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/20 韓国上級委申立て(DS75と同一) 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類へ の内国税賦課は、1994年GATT第3条 2項に違反し、同条の利益を侵害して いるとの申立てに対して、パネルは 1994年GATT第3条2項違反を認定。 これに対し上級委員会もパネルの判断 を支持した。	GATT
85. 米国の織物・衣服 に係る措置	EU	1997/ 5/23 協議要請 1998/ 2/11 二国間合意通報	米国の織物・衣服に関する原産地規則 の変更は、繊維協定第2.4、4.2、4.4 条、原産地規則協定第4.2条、GATT 第3条及びTBT協定第2条に違反する としてEUが申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
86. スウェーデンの知的 財産権に係る措置	米国	1997/ 5/28 協議要請 1998/12/ 2 二国間合意通報	スウェーデンの知的財産権を含む民事 訴訟手続に係る暫定措置を策定しない ことは、TRIPs協定第50、63、65条に よる義務に違反するとして米国が申立 て。	TRIPs
87. (110). チリの酒税	EU(DS87) 【カナダ、メキシ コ、ペルー、米 国】 EU(DS110) 【カナダ、ペ ルー、米国】	1997/ 6/ 4 協議要請(「DS110」12/15) 10/ 3 パネル設置要請(「DS110」 1998/3/9) 11/18 パネル設置 (「DS110」1998/3/25。その後 DS87と合併) 1999/ 6/15 パネル報告書配布 9/13 チリ上級委申立て 12/13 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	EUは、チリが輸入蒸留酒に対し国産 蒸留酒(ぶどう酒を蒸留させた『ピスコ 』)よりも高い特別売上税を課してい るのは、GATT第3条に違反する旨主 張。チリはDS87の提起に伴い暫定的 な措置改正を行ったが、EUは当該新 措置もGATT違反としてDS110を提 起。パネルはチリの新措置についても GATT第3.2条(内国税・課徴金に係 る内国民待遇)に違反すると判断し、 上級委員会もパネルの判断をおおむね 支持した。2001年2月のDSBにおい て、チリは輸入蒸留酒と『ピスコ』へ の課税率を同率にする法改正を完了し、 パネル・上級委の勧告を履行した旨通 報を行った。	GATT
88. (95). 米国の政府調 達に係る措置	EU 【日本】	1997/ 6/20 協議要請(「DS95」7/18) 1998/ 9/ 8 パネル設置要請(「DS95」9/8) 10/21 パネル設置(DS95と合併) 1999/ 2/10 パネル停止 2000/ 2/11 パネル設置根拠喪失	米国マサチューセッツ州法が州に対し ミャンマー政府と取引のあった企業と 取引することを禁じているのは、政府 調達協定第8(B)、10、13条に違反 し、利益を無効化・侵害しているとし てEUが申立て。	政府調達
89. 米国の韓国製カ ラーテレビ輸入に係る AD措置	韓国 【ブラジル】	1997/ 7/10 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 1998/ 1/ 5 パネル設置要請撤回(再要請の権 利留保) 9/22 韓国が要請を撤回	米国が韓国製カラーテレビに対し、ダ ンピングの不在及び輸出中断にも拘わ らずAD義務を賦課していたことは、 GATT第6条及びAD協定第1、2、3、 4、5、11条に違反するとして韓国が申 立て。	GATT AD

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
90. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	米国	1997/ 7/15 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 4/ 6 パネル報告書配布 5/26 インド上級委申立て 8/23 上級委報告書配布 9/22 パネル・上級委報告書採択	インドが2700品目に及ぶ農業・織物・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT第11、18条、農業協定第4条2項、輸入輸入ライセンス協定第3条に違反するととの米国の主張について、パネルはインドの措置が、GATT第11条(数量制限)、18.11条(経済開発を目的とする範囲内での輸入制限の維持)に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は農業協定第4.2条(農産品の輸入制限措置の一般的禁止)に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害していると判断。上級委もパネルの判断を全面的に支持した。2001年4月のDSBにおいて、インドは問題とされたすべての品目について数量制限を撤廃しDSBの勧告を履行した旨通報した。	GATT 農業
91. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	豪州	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
92. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	カナダ	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/25 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
93. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	ニュージーランド	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 9/14 二国間合意通報	(DS90.の米国による申立て事由に加え)利益を無効化・侵害している。	GATT 農業
94. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	スイス	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 2/23 二国間合意通報	(上記DS90.～93.の申立て事由と同様。但し農業協定を除く)	GATT
95. 米国の政府調達に係る措置	日本	(DS88と合併)		
96. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	EU	1997/ 7/21 協議要請 1998/ 4/ 7 二国間合意通報	(上記DS90.の米国による申立て事由に加え) SPS協定第2、3、5条に違反するとして申立て。	GATT 農業 SPS
97. 米国のチリ産さけ輸入に係る相殺義務調査	チリ	1997/ 8/ 5 協議要請	チリ産さけに対する米商務省の補助金相殺義務調査は補助金協定第11条に違反するとしてチリが申立て。	補助金
98. 韓国の乳製品輸入に係るセーフガード決定	EU 【米国】	1997/ 8/12 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 6/10 新規のパネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/21 パネル報告書配布 9/15 韓国による上訴 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	韓国が乳製品に輸入割当の形でSG発動したのは、SG協定第2、4、5、12条及びGATT第19条に違反するととの申立てに対して、パネルは、重大な損害の認定に関するSG協定第4.2条違反及びSG措置の適用に関するSG協定第5条違反(ただし、上級委は数量制限を適用する場合以外のいかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断は破棄)を認定した。上級委は、GATT第19.1条についてのパネルの解釈を破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件であると判断した。	SG GATT
99. 米国の韓国製DRAMに対するAD税賦課	韓国	1997/ 8/14 協議要請 1998/ 1/16 パネル設置 1999/ 1/29 パネル報告書配布 2000/ 3/19 パネル設置要請(履行確認) 4/25 パネル設置(履行確認) 9/21 パネル停止(履行確認) 10/20 二国間合意通報	韓国製DRAMに対する米商務省のAD決定は、AD協定第6、11条に反するとして韓国が申立て。	AD
100. 米国の鶏肉製品輸入に係る措置	EU	1997/ 8/18 協議要請	米国によるEU産鶏肉製品の輸入禁止がGATT第1、3、10、11条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。	GATT SPS TBT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS101 ~ DS108)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
101. メキシコの米国産 高精度コーンシロップ に対するAD調査	米国	1997/ 9/ 4 協議要請	メキシコの米コーンシロップに対するAD決定及び措置の発動が、AD協定第5、6条に反するとして米国が申立て。	AD
102. フィリピンの豚 肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/10/ 7 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	(DS74の対象となった措置を改善するとの1997年政令8号も申立てに含む)	GATT 農業 ライセンス TRIM
103、(113). カナダの 乳製品に係る措置	米国(103) ニュージーランド (113) 【アルゼンチン、 豪州、EU、日本、 メキシコ、米国 (113)】	1997/10/ 8 協議要請(「DS113」 1997/12/29) 1998/ 2/ 2 パネル設置要請(「DS113」 1998/3/12) 3/25 パネル設置 5/17 パネル報告書配布 7/15 カナダ上級委申立て 1999/10/13 上級委報告書配布 10/27 パネル・上級委報告書採択 2001/ 2/16 パネル設置要請(履行確認) 3/ 1 パネル設置(履行確認) 7/11 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 4 カナダ上級委申立て(履行確認) 12/ 3 上級委報告書配布(履行確認) 12/ 6 パネルⅡ設置要請(履行確認) 12/18 パネル・上級委報告書採択、パ ネルⅡ設置(履行確認) 2002/ 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 9/23 カナダ上級委Ⅱ申立て(履行確 認) 12/20 上級委Ⅱ報告書配布(履行確認) 2003/ 1/17 上級委Ⅱ報告書採択(履行確認) 5/15 二国間合意通報	カナダの乳製品に係る輸出補助金及び関税制当は、GATT第2条、農業協定第3条、9条、補助金協定第3条、輸入ライセンス協定第1、3条に違反するとの申立てに対し、パネル及び上級委は農業協定第9条の輸出補助金に該当する措置であり、農業協定第10条違反であると認定した。DSU第21.5条パネル及び上級委は、カナダの履行が不十分であると判断した。	補助金 GATT 農業
104. EUのプロセス・ チーズ輸出に係る措置	米国	1997/10/ 8 協議要請	EUのプロセスチーズ輸出に係る補助金が、農業協定第8、9、10、11条、補助金協定第3条に反するとして米国が申立て。	農業 補助金
105. EUのバナナ輸入 制限	パナマ	1997/10/24 協議要請	バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度に関する申立て(関連するWTO協定を特定せず)。	
106. 豪州の自動車用皮 革生産者・輸入者への 補助金	米国	1997/11/10 協議要請 1998/ 1/22 パネル設置 6/11 パネル設置要求を撤回	豪州が自動車用皮革製品の生産者・輸出者に対する補助金は、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
107. パキスタンの獣皮 輸出制限	EU	1997/11/ 7 協議要請	パキスタンの獣皮輸出制限措置はEU産業の未加工、半加工原料調達を制限しているとしてEUが申立て(関連するWTO協定を特定せず)。	
108. 米国の外国小売業 者への課税制度	EU 【豪州、バルバド ス、ブラジル、カ ナダ、中国、イン ド、ジャマイカ、 日本】	1997/11/18 協議要請 1998/ 7/ 1 パネル設置要請 9/22 パネル設置 1999/10/ 8 パネル報告書配布 11/26 米上級委申立て 2000/ 2/24 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択 11/17 DSU第22条に基づく対抗措置承 認申請 11/27 米国のDSU第22.6条仲裁の要請 12/ 7 EUによるパネル設置要請(履行 確認) 12/20 パネル設置(履行確認) 2001/ 8/20 パネル報告書配布(履行確認) 10/15 米国による上級委申立て(履行確 認) 2002/ 1/14 上級委報告書配布(履行確認) 1/29 パネル・上級委報告書採択(履行 確認) 2005/ 1/13 EUによるパネルⅡ設置要請(履 行確認) 2/17 パネルⅡ設置(履行確認) 9/30 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 11/24 米国による上級委Ⅱ申立て(履行 確認) 2006/ 2/13 パネル・上級委Ⅱ報告書配布(履 行確認)	米国の外国小売業者(F S C)に対する特別課税制度は、補助金協定第3.1条、GATT第3.4、16条に違反するとの申立てに対して、パネルは補助金協定第3.1条の輸出補助金に該当するとして廃止を勧告、上級委もこれを支持し採択された。これを受けて米国は履行措置としてFSC廃止並びに改正法ETIを制定したが、第1回DSU第21.5条パネル及びDSU第21.5条上級委は依然として輸出補助金であり協定違反であると認定をし、DSU第21.5条上級委は補助金協定第4.7条の完全な実施を要請した。これにより米国は、ETI廃止法案である米国雇用創出法を制定したが、第2回DSU第21.5条パネルはこの実施措置についても完全な勧告を実施していないと認定した。また、DSU第21.5条パネルは新たな勧告が必要であるとの米国の主張には同意しないとした。	補助金 GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
109. チリの酒税	米国	1997/12/11 協議要請	チリが輸入スピリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT第3条2項に違反するとして米国が申立て。	GATT
110. チリの酒税	EU	(DS87と合併)		
111. 米国のグランド ナッツに係る関税割当	アルゼンチン	1997/12/19 協議要請	米国の関税割当に係わる措置はGATT第2、10、12条、農業協定第1、4、15条、原産地規則協定第2条、輸入ライセンス協定第1条に違反し、又無効化・侵害を生じているとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 農業 原産地 ライセンス
112. ペルーのブラジル 製バス輸入に係る CVD調査	ブラジル	1997/12/23 協議要請	ブラジル製バス輸入に係わるペルーのCVD調査手続は、補助金協定第11、13.1条に違反するとしてブラジルが申立て。	補助金
113. カナダの乳製品に 係る措置	ニュージーランド	(DS103と合併)		
114. カナダの医薬品特 許保護	EU 【日本、豪州、ブラジル、コロンビア、キューバ、インド、イスラエル、ポーランド、スイス、タイ、米国】	1997/12/19 協議要請 1998/11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/17 パネル報告書配布 4/ 7 パネル報告書採択	カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の保護が不十分であり、TRIPs協定第7、8、27.1、28、30、33条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、カナダ特許法第55.2(2)条は、TRIPs協定第28条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPs協定第30条に認められた限定的例外にも該当しないと、TRIPs協定第28.1条違反を認めた。	TRIPs
115. EUの著作隣接権 付与に係る措置	米国	1998/ 1/ 6 協議要請 1/ 9 パネル設置要請 2000/11/ 6 二国間合意通報	EUの著作隣接権付与の制度が、TRIPs協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
116. ブラジルの支払期 間に係る措置	EU	1998/ 1/ 9 協議要請	ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入ライセンス協定第3、5条に違反するとしてEUが申立て。	ライセンス
117. カナダのフィルム 流通サービスに係る措 置	EU	1998/ 1/20 協議要請	カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、GATS2、3条に違反するとしてEUが申立て。	GATS
118. 米国の港湾維持税	EU	1998/ 2/ 6 協議要請	米国の港湾維持税は、GATT第1、2、3、8、10条及び1994年GATT第2条1項(b)についての解釈了解に違反するとしてEUが申立て。	GATT
119. 豪州のコート紙輸 入に対するAD措置に ついて	スイス	1998/ 2/20 協議要請 5/13 二国間合意通報	豪州のスイス産コート紙の輸入に対するAD措置は、AD協定第3、5条に違反するとしてスイスが申立て。	AD
120. インドの特定商品 の輸入に係る措置	EU	1998/ 3/16 協議要請 2000/10/12 パネル設置要請	インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネガティブ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT第11条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
121. アルゼンチンの履 き物輸入に係るセーフ ガード措置	EU 【ブラジル、インドネシア、パラグアイ、ウルグアイ、米国】	1998/ 4/ 3 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/25 パネル報告書配布 9/15 アルゼンチンによる上訴 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、12条及びGATT第19条に違反するとの申立てに対して、上級委は、アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因果関係の認定はSG協定第2.4条に違反するとのパネルの判断を支持した。また、SG措置はGATT第19条とSG協定双方が適用されるという解釈を示した。なお、SG協定第2.1条脚注とGATT第24条に関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンがメルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重大な損害の認定をしたのに、SG措置をメルコスール以外の輸入にのみ発動したことは正当化できないとした。	SG GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS122 ~ DS130)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
122. タイのポーランド 製鉄鋼に対するAD措 置	ポーランド 【日本、EU、米 国】	1998/ 4/ 6 協議要請 1999/10/13 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 10/23 タイによる上訴 2001/ 3/12 上級委員会報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	タイのポーランド製鉄鋼に対するAD 税賦課、及び情報開示の拒否はAD協 定第2、3、5、6条に違反するとの申立 てに対し、パネルは(a)「実証的証拠」 の「客観的審査」に基づき、ダンピング 輸入の価格への影響を考慮しなかつた としてAD協定第3.2条第2文、3.1条違 反、(b) AD協定第3.4条に列挙され た要因をすべて考慮せず、また「公平 かつ客観的な評価」若しくは「実質的 証拠」の「客観的審査」に基づきいかに 損害が肯定されたかに関し、的確な説 明を怠ったとしてAD協定第3.4、3.1 条違反、(c) (a)及び(b)に基づき、 ダンピング輸入と損害との因果関係 を認定したとしてAD協定第3.5、3.1 条違反を認めた。一方、上級委はAD 協定第3.1条の一部、及びAD協定 第17.6(i)条についてのパネル決 定を破棄したが、タイの上級委申立 てがなかったAD協定第3.2、3.4、 3.5条違反に関するパネル決定につ いては審査しなかった。	AD
123. アルゼンチンの履 き物輸入に係るセーフ ガード措置	インドネシア	1998/ 4/23 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 5/10 パネル設置要請取り下げにより 終了	アルゼンチンが輸入履き物に対して とったセーフガード措置は、セーフ ガード協定第2、4、5、6、7、12条、 及びGATT第19条に違反するとして インドネシアが申立て。	SG GATT
124. EUの動画・テレ ビ番組に係る知的財産 権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく 動画及びテレビ番組が放映され、権 利保護の措置がとられていないのは TRIPs協定第41、61条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
125. ギリシャの動画・ テレビ番組に係る知的 財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく 動画及びテレビ番組が放映され、権 利保護の措置がとられていないのは TRIPs協定第41、61条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
126. 豪州の自動車用皮 革生産者・輸出者への 補助金	米国 【EU、メキシコ】	1998/ 5/ 4 協議要請 6/11 パネル設置要請 6/22 パネル設置 1999/ 5/25 パネル報告書配布 10/ 4 米国によるパネル設置要請(履行 確認) 10/14 パネル設置(履行確認) 2000/ 1/21 パネル報告書配布(履行確認) 2000/ 2/11 パネル報告書採択(履行確認) 2000/ 7/24 二国間合意通報	豪州が自動車用皮革の生産者・輸出 者に対して与えた財政的援助は、補 助金協定第3条に違反するとの申立 てに対し、パネルは事実上の輸出条 件を認定して補助基金協定第3条違 反の輸出補助金であると判断し、90 日以内に廃止することを勧告した。 DSU第21.5条パネルは豪州は禁止 補助金を廃止していないと認定した。 また、一度きりの過去の補助金の 実効的な救済のためには補助金全 額の返済を求めるという考え方も 示した。	補助金
127. ベルギーの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ベルギーが「輸出経営者」をリクル ートした者に対し税控除を認めてい るのは、補助金協定第3条に違反す るとして米国が申立て。	補助金
128. オランダの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	オランダの所得税法において輸出に よる収入に「輸出留保」を認めてい るのは、補助金協定第3条に違反す るとして米国が申立て。	補助金
129. ギリシャの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ギリシャの所得税法において輸出者 に年間の輸出収入の割合に応じて税 控除を認めているのは、補助金協 定第3条に違反するとして米国が申 立て。	補助金
130. アイルランドの補 助金の性質を有する所 得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	アイルランドの所得税法において国 内製造品の輸出による収入に特別 の税率を適用する資格を設けている のは、補助金協定第3条に違反する として米国が申立て。	補助金

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
131. フランスの補助金 の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
132. メキシコの米国産 高糖度コーンシロップ に対するAD調査	米国 【ジャマイカ、 モーリシャス】	1998/ 5/ 8 協議要請 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2/24 パネル報告書採択 10/12 米国によるパネル設置要請(履行確認) 10/23 パネル設置(履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布(履行確認) 7/24 メキシコによる上級委申立て(履行確認) 10/22 上級委報告書配布(履行確認) 11/21 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対するAD調査及び損害のおそれの決定は、AD協定第2～7、9、10、12条に違反するとの申立てに対し、パネルはAD協定第31、32、34、37(i)条(損害認定)、74条(暫定措置)、102条(暫定措置適用期間への遡及的賦課)、104条(暫定措置適用期間中の供託金返還)、122、122.2条(AD税の遡及的賦課に関する説明)それぞれの違反を認めた。また、DSU第21.5条パネルはメキシコの再認定はAD協定第3.1、3.4、3.7、3.7条(i)に違反しており、したがってメキシコは当初パネルの勧告を実施していないと結論し、DSU第21.5条上級委もこれらをすべて支持した。	AD
133. スロバキアの乳製 品輸入及び家畜輸送に 係る措置	スイス	1998/ 5/11 協議要請	スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪影響を与えており、GATT第1、3、5、10、11条、SPS協定第5条、輸入ライセンス協定第5条に違反するとしてスイスが申立て。	GATT SPS ライセンス
134. EUのコメの輸入 税	インド	1998/ 5/28 協議要請	1997年7月から施行されたEUのコメの輸入税を決定するCRS(cumulative recovery system)はインドからのコメの輸入を制限し、GATT第1、2、3、7、11条、関税評価協定第1-7、1条、輸入ライセンス協定第1、3条、TBT第2条、SPS協定第2条、農業協定第4条に違反するとしてインドが申立て。	GATT 関税評価 ライセンス TBT SPS 農業
135. EUのアスベスト 及びその製品に係る輸 入禁止措置	カナダ	1998/ 6/28 協議要請 1998/10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 10/23 カナダが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	フランスのアスベスト及びその製品の輸入禁止措置は、SPS協定第2、3、5条、TBT協定第2条、農業協定第4条に違反する、とのカナダの主張について、パネルは、①輸入の一般的禁止にはGATTが適用されるべきであり、TBT上の問題ではなく、例外的な輸入許可についてはTBTが規定する「強制規格」と見なしうるものの、カナダを例外規定について争っていない、とした上で、②フランスが輸入を禁止した温石綿とそれに代替しうる繊維、又は温石綿を含む製品と温石綿に代替しうる繊維を含む製品とは、GATT第3.4条(同種の製品に対する内国民待遇)における「同種の製品」であるため、フランスの輸入禁止命令は3.4条に違反しているものの、③GATT第20条(b)(健康保護措置の一般的例外)により正当化される旨判断した。これに対して上級委員会は、①と②についてパネルの判断を覆す一方で、③についてはこれを支持し、申立て国は本件措置に関するEUの協定違反を立証しなかったとして措置の是正に係る勧告を行わなかった。	SPS TBT 農業

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS136～DS140)

第3章

紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
136. 米国の1916年AD 法	EU 【日本、インド、 メキシコ】	1998/ 6/ 9 協議要請 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2004/ 2/24 対抗措置規模に係る仲裁裁定配 布	米国1916年AD法は1930年関税法と並 行して存在しており、GATT第3、6 条、WTO設立協定第16条(4)、AD協 定第1～5条に違反するとの申立てに対 し、パネルは、1916年米国AD法は、 (a) 損害認定を要件としていないとし てGATT第6.1条違反、(b) AD税以外 の救済措置を規定しているとして GATT第6.2条違反、(c) (a)及び(b) よりWTO設立協定第16.4条違反、(d) 十分な手続的要件を規定していないと してAD協定第1、4、5.5条違反を認 め、上級委もこれらをすべて支持し た。	AD GATT WTO設立
137. EUの松柏類木材 の輸入に係る措置	カナダ	1998/ 6/17 協議要請	カナダからの松柏類木材の輸入に係る EU理事会指令及び関連措置は、 GATT第1、3、11条、SPS協定第2、 3、4、5、6条、TBT協定第2条に違反 するとしてカナダが申立て。	GATT SPS TBT
138. 米国のイギリス製 鉄鋼製品に対する相殺 関税賦課	EU 【ブラジル、メキ シコ】	1998/ 6/30 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 2/17 パネル設置 12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立て 5/10 上級委報告書配布 6/ 7 パネル・上級委報告書採択	米国の英国製鉄鋼製品に対する米国の 相殺関税の賦課は、補助金協定の 1.1、10、14、19.4条に違反してしてい るとしてEUが申立て。	補助金
139、(142). カナダの 自動車政策に係る措置	日本(139) EU(142) 【インド、韓国、 米国】	1998/ 7/ 3 協議要請(「DS142」8/17) 11/12 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置(「DS142」と合併) 2000/ 2/11 パネル報告書配布 3/ 2 カナダが上級委申立て 5/31 上級委報告書配布 6/19 パネル・上級委報告書採択	米加FTA(自由貿易協定)に基づく オートバクト協定によって、カナダは 一部の自動車会社にローカル・コンテ ント要求、製造販売要求を条件に自動 車の無関税輸入を許しており、こうし た措置は、GATT第1.1、3.4、24条、 TRIM第2条、補助金協定第3条、 GATS2、6、17条違反する、との日 本・EUの主張に対して、パネルは、 同措置は①GATT第1.1条(最恵国待 遇)に違反し、24条(自由貿易地域への 一般例外)で正当化されない、②ロー カルコンテンツ要求はGATT第3条 (内国民待遇)違反、③輸入税の免除は 補助金協定第3.1条(禁止補授与金)違 反、④自動車販売サービスへの免税及 びローカルコンテンツ要求はサービス 協定第2条及び17条違反、との判断を 行った。これに対し上級委員会は、④ についてサービス協定第2条違反とし たパネルの判断を棄却したものの、そ れ以外の論点については、これらをお おむね支持した。カナダは2001年2月 に問題となった優遇措置を廃止する行 政命令を施行した。	GATT TRIM 補助金 GATS
140. EUのインド産無 漂白綿布に関するAD 調査	インド	1998/ 8/ 3 協議要請	インド産無漂白綿布に対するEUの AD決定プロセスは、客観性を欠き、 インドの開発途上国としての立場を無 視しており、AD協定第2、3、5、6、 12、15条及びGATT第1、6条に違反 するとしてインドが申立て。	AD GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
141. EUのインドからのベツトリネン輸入に対するAD措置	インド 【日本、エジプト、韓国、米国】	1998/ 8/ 3 協議要請 1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 パネル設置 2000/10/30 パネル報告書配布 12/ 1 EUによる上訴 2001/ 3/ 1 上級委員会報告書配布 3/12 パネル・上級委報告書採択 2002/ 3/ 8 協議要請(履行確認) 5/ 7 パネル設置要請(履行確認) 5/22 パネル設置(履行確認) 11/29 パネル報告書配布(履行確認) 2003/ 1/ 8 インドによる上訴(履行確認) 4/ 8 上級委員会報告書配布(履行確認) 4/24 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	インド産のベツトリネンに対するEUのAD措置決定プロセスは、不公正で客観性を欠き、AD協定第2、3、5、6、12、15条及びGATT第1、6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、EUが(a) ダンピング・マージンを決定する際に、ゼロイングを行ったとしてAD協定第2.4.2条違反、(b) 国内産業の状態を考慮する際に、AD協定第3.4条に列挙された要因のすべてを考慮しなかった等として3.4条違反、(c) AD税賦課前に、建設的な救済の可能性を検討しなかったとしてAD協定第15条違反を認めた。一方、上級委はAD協定第2.4.2条違反に係るパネル認定を支持しつつ、更に、EUのSG & A及び利潤額の計算についてのパネル認定を一部破棄し、2.2(ii)条違反を認めた。また、DSU第21.5条パネルは、EUのAD措置はAD協定及びDSUに違反していないと結論したが、DSU第21.5条上級委は一部DSU第21.5条パネル認定を破棄し、ダンピング輸入量の決定についてAD協定第3.1、3.2条違反を認めた。	AD GATT
142. カナダの自動車政策に係る措置	EU	(DS139と合併)		
143. スロバキアのハンガリー小麦に対する輸入税	ハンガリー	1998/ 9/19 協議要請	1998年9月に発効した、スロバキアのハンガリーからの小麦に対する輸入税賦課の規則は、GATT第1、2条、農業協定第4条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT 農業
144. 米国の牛・豚・穀物輸入に係る措置	カナダ	1998/ 9/25 協議要請	米国サウス・ダコダ州等で、牛・豚・穀物を積載したカナダのトラックの州内への立入り・通過を禁じているのは、SPS第2～6、13条、附属書B、C、TBT第2、3、5、7条、農業協定第4条、GATT第1、3、5、11、24.12条に違反し、利益を無効化・侵害している。カナダはDSU第4.8の緊急規定を援用。	SPS TBT 農業 GATT
145. アルゼンチンのEU産小麦グルテン輸入に係る相殺関税	EU	1998/ 9/23 協議要請	アルゼンチンのEU産小麦グルテンに対する相殺関税は、補助金協定第11.11に定める18か月の調査期間を超過しており、補助金協定第10条に違反。	補助金
146. (175). インドの自動車セクターに係る措置	EU(146) 【日本、韓国】 米国(175) 【日本、韓国、EU】	1998/10/ 6 協議要請(「DS175」) 1999/ 5/ 1) パネル設置要請(「DS175」) 2000/5/15) パネル設置 (「DS175」と合併) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 インド、上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に課している一定レベルのローカルコンテンツの達成や部品の輸出義務達成度に応じた輸入量規制による輸出入均衡制度等は、GATT第3、11条及びTRIM協定第2条に違反するとのEU・米国の主張について、パネルはインドの措置について、ローカルコンテンツ要求はGATT第3.4条(内国民待遇)に違反、②輸出入均衡要求はGATT第11条(数量制限の一般禁止)に違反するとともにGATT第3.4条にも違反、との判断を行った。これに対し、インドは上級委員会に申立てを行ったが、審理開始後に同申立てを取り下げた。2002年8月、インドは問題の措置を完全に廃止した。	GATT TRIM
147. 日本の皮革に係る関税割当及び補助金	EU	1998/10/ 8 協議要請	日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、日本の皮革産業と同地域に利益を与えており、輸入許可手続協定第1.6、3.5(g) (h) (i) (j)及び補助金協定第6条に違反するとしてEUが申立て。	ライセンス 補助金

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS148～DS154)

第3章

紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
148. チェコのハンガ リー小麦の輸入税に係 る措置	ハンガリー	1998/10/12 協議要請	1998年10月に発効した、チェコの規制 (ハンガリー小麦に対する輸入税を増 額)は、譲許表のバインド率を上回 り、ハンガリーのみにも適用しており、 GATT第1、2条、農業協定第4条に違 反するとしてハンガリーが申立て。な お、ハンガリーはDSU第4.8の緊急規 定を援用。	GATT 農業
149. インドの輸入制限	EU	1998/10/29 協議要請	インドの輸出入政策による輸入制限 は、GATT第3、10、11、13、17条、 農業協定第4.2条、輸入ライセンス協 定第1、2、3条に違反し、GATT第 20、21条によって正当化されないとし てEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス
150. インドの関税引き 上げ措置	EU	1998/10/30 協議要請	インドの1975年関税法譲許表1、特別 関税、特別付加関税に関する措置は、 全体として譲許税率を上回る関税を課 すものであり、GATT第2.1(b)、3.2条 に違反するとしてEUが申立て。	GATT
151. 米国の織物・衣服 に係る措置	EU	1998/11/19 協議要請 2000/ 7/30 二国間合意通報	米国の織物・衣服に関する原産地規則 の変更について、米国は(前述85の) 二国間合意の内容を実施しておらず、 依然として繊維協定第2.4、4.2、4.4 条、原産地規則協定第4.2条、GATT 第3条、TBT第2条に違反するとして EUが申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
152. 米国の1974年通商 法第301条～310条	EU 【ブラジル、カナ ダ、コロンビア、 コスタリカ、 キューバ、ドミニ カ、ドミニカ共和 国、エクアドル、 香港、インド、イ スラエル、ジャマ イカ、日本、韓 国、セントルシ ア、タイ、中国】	1998/11/25 協議要請 1999/ 1/26 パネル設置要請 3/ 2 パネル設置 1999/12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	EUは、バナナ問題のEUの勧告不履行 に関する米国の一方的決定に関連し て、米国の1974年通商法タイトルⅢ第 1章(301条～310条、特に305、306条) が、DSBでの承認を経ることなく貿 易紛争に係る米国の対抗措置の発動を 一方的に決定する制度となっているこ とは、DSU第23条(一方的措置の禁 止)等に違反し、利益を無効化・侵害 しているとの主張を行った。これにつ いてパネルは、米国が、S A A (Statement of Administrative Act) の中で、「WTO協定違反若しくは米国の 協定上の権利侵害に関する通商法第 301条決定は、いかなる場合もDSBに よって採択されたパネル・上級委員会 の決定に基づくものとする」旨規定し ていること、またその遵守をパネル審 理において繰り返し約束したことをふ まえ、問題の措置はDSUに反しないと 判断した。しかしその一方で、仮に この約束が撤回されることがあれば、 上記パネルの結論もその根拠を失うこ となる旨指摘した。	DSU
153. EUの医薬品・農 薬の特許保護	カナダ	1998/12/ 2 協議要請	EU規則は医薬品と農業に限って特許 期間の延長制度をとっており、TRIPs 協定第27条1項に違反するとしてカナ ダが申立て。	TRIPs
154. EUのコーヒーに 係る特惠措置	ブラジル	1998/12/ 7 協議要請	EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸 入は、ブラジル産コーヒーの輸入に悪 影響を与えており、授權条項、 GATT第1条に違反し、ブラジルの利 益を無効化・侵害しているとしてブラ ジルが申立て。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
155. アルゼンチンの牛 革輸出及び加工済み皮 革の輸入に係る措置	EU 【米国】	1998/12/23 協議要請 1999/ 5/31 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択	アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁 止はGATT第11.1条、10.3条(a)に違反 し、また、付加価値税及び事前取引高 税はGATT第3.2条に違反するとのEU の主張について、パネルは、事実上の 輸出禁止措置について、GATT第11 条(数量制限の一般的廃止)違反は否定 したものの、同措置はGATT第10.3条 (a)(貿易規制の公平かつ合理的な方法 での実施)に違反すると判断した。ま た、付加価値税及び事前取引高税につ いては、ともにGATT第3.2条(内国民 待遇)違反するとし、これらの違反は GATT第20条(d)(法令遵守確保のた めに必要な措置の一般的例外)によ って正当化されないと判断した。	GATT
156. グアテマラのメキ シコ製灰色ポートラ ンドセメントへの確定 AD税	メキシコ 【EU、エクアド ル、エルサルバド ル、ホンジュラ ス、米国】	1999/ 1/ 5 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/10/24 パネル報告書配布 12/12 パネル報告書採択	グアテマラのメキシコ製ポートラ ンドセメントに対する確定AD税は、AD 協定第1～3、5～7、12、18条、附属書 I、II及びGATT第6条に違反する との申立てに対し、パネルは、AD協定 第5.3、5.8条(調査開始の十分な証 拠)、5.5条(メキシコ政府への通知)、 12.1.1条(調査開始の公告)、6.1.3条(申 請書全文の提供)、6.1.2、6.4条(調査 ファイルへのアクセス拒否等)、6.2条 (輸出者の反論の機会)、附属書I(2) (調査団に民間の専門家が含まれてい ることの通知)、6.5、6.5.1条(秘密情 報)、6.9条(重要事実の開示)、6.8条 (ファクツ・アベイラブル)、3.1、3.2、 3.4、3.5条(損害及び因果関係の認定) それぞれの違反を認めた。	AD GATT
157. アルゼンチンのイ タリア製ドリル刃に 対するAD課税	EU	1999/ 1/14 協議要請	アルゼンチンのイタリア製ドリル刃 に対するAD税賦課に際し、調査期間が 18か月を超えており、AD協定第1 条、5.10条に違反するとしてEUが申 立て。	AD
158. EUのバナナ輸入・ 販売・流通制度	グアテマラ、ホン ジュラス、メキシ コ、パナマ、米国	1999/ 1/20 協議要請	EUが勧告の実施として行ったバナナ 輸入制度の改善は、依然としてWTO 輸入ライセンス協定第6条に違反する として米国及び中南米諸国が申立て。 (関連協定を特定せず)	ライセンス
159. ハンガリーのチェ コ製鉄鋼製品輸入に 係るセーフガード措 置	チェコ	1999/ 1/21 協議要請	ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸入 割当をチェコに対してのみ行っている のは、GATT第119条、セーフガード 協定に違反するとしてチェコが申立 て。	GATT SG
160. 米国の著作権法第 110条(5)	EU 【日本、豪州、ブ ラジル、カナダ、 スイス】	1999/ 1/26 協議要請 4/15 パネル設置要請 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 7/27 パネル報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2002/ 2/26 仲裁手続中断 2003/ 6/23 二国間暫定合意	米国の著作権法第110条(5)は公共の場 でラジオ・テレビによる音楽を著作権 料を払うことなく放送することを認め るものであり、ベルヌ条約1条～21条 の遵守を規定するTRIPs協定第9.1条 に違反するとの申立てに対し、パネル は、米国著作権法第110条(5)(B)の規 定は、TRIPs協定第13条で認められて いる著作権保護の例外の要件を満たし ていないとして、TRIPs協定第9.1条 に基づき、ベルヌ条約11条の2(1)(ii) 及び同11条(1)(iii)条違反を認めた。	TRIPs

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS161 ~ DS164)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
161. (169). 韓国の生 鮮・チルド・冷凍牛肉 の輸入に係る措置	米国(161) 【豪州、カナダ、 ニュージーランド】 豪州(169) 【カナダ、ニュー ジーランド、米国】	1999/ 2/ 1 協議要請(「DS169」4/13) 4/15 パネル設置要請(「DS169」7/12) 5/26 パネル設置(「DS169」7/26。そ の後DS161と合併) 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/11 韓国が上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	韓国が輸入牛肉に対する措置(取扱店の 限定、売上へのマークアップ税賦 課、輸入牛肉への詳細なラベリングの 義務づけ、国内畜産業者への補助金 等)はGATT第2、3、11、17条、農業 協定第3、4、6、7条、輸入ライセンス 協定第1、3条に違反する、との米国の 主張について、パネルは、マークアッ プ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表 に規定された経過期間内に廃止すべき とした上で、各種の流通制限及び国産 牛肉より厳しいラベリング要件等につ いてはGATT第3.4条(内国民待遇)違 反、国内畜産業者への補助金は農業協 定第7.2条(国内助成に関する一般的規 律)違反とするなど、米国の主張をほ ぼ全面的に認める判断を行った。上級 委員会は農業協定に関するパネルの判 断を一部破棄したもの、GATTに 関するパネルの判断についてはおおむ ねこれを支持した。	GATT ライセンス 農業
162. 米国の1916年AD 法	日本 【EU、インド】	1999/ 2/10 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2/27 仲裁手続中断	1916年米国AD法が特定の場合に商品 を米国内に輸入・販売する行為に対 して刑事罰や損害賠償請求権を認めて いること、及びAD協定に定める手続 のセーフガードなしに法的決定を行う のは、GATT第3、6、11条及びAD協 定に違反するとの申立てに対し、パ ネルは1916年米国AD法が(a) 損害認定を 要件としていないとしてGATT第6.1条 違反、(b) AD税以外の救済措置を規 定しているとしてGATT第6.2条、AD 協定第18.1条違反、(c) 調査開始要件 及び申請の証拠要件に関する規定が ないとしてAD協定第4.1、5.1、5.2、5.4 条違反、(d) (a)~(c)よりAD協定第 18.4条、WTO設立協定第16.4条違反を 認め、上級委もこれらをすべて支持 した。	AD GATT WTO設立
163. 韓国の政府調達に 係る措置	米国 【EU、日本】	1999/ 2/16 協議要請 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 2000/ 5/ 1 パネル報告書配布 6/19 パネル報告書採択	韓国の空港建設機関(KOACA)は政府 調達協定の規律の対象であり、その入 札方法、国内のパートナー化、不服申 立て手続の欠如は、政府調達協定第1 条(1)に違反するとの米国の主張に対 して、パネルは、①KOACAは韓国が 協定附属書において約束した協定の適 用対象機関に含まれない、②協定加盟 時の適用範囲に関する交渉で、米国に 対する韓国の説明が十分ではなかった ことは事実だが、米国はその際に更な る確認を行うべきだった、③韓国の措 置が協定上の利益を無効化・侵害して いることについて米国は十分な説明を 行わなかった旨判断した。	政府調達
164. アルゼンチンの履 き物輸入に係る措置	米国 【インドネシア】	1999/ 3/ 1 協議要請 7/15 パネル設置要請 7/26 パネル設置	アルゼンチンの決議1506は、非メルコ スール諸国からの履き物輸入にセーフ ガード義務を課し、更に関税割当数量 措置を設けている点で、セーフガード 協定第5条(1)、7条(4)、12条に違反す るとして米国が申立て。	SG

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
165. 米国のEUからの 特定品目に係る輸入措 置	EU 【ドミニカ、エク アドル、インド、 ジャマイカ、日本、 セントルシア】	1999/ 3/ 4 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 9/12 EUが上級委申立て 12/11 上級委報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委報告書採択	米国の仲裁の結果(このケースではDS27 (EUバナナⅢ案件)に係る対抗措置の規模に関する仲裁)を待たずに制裁措置を賦課することは、DSU第3、21、22、23条及びGATT第1、2、8、11条に違反する、とのEUの主張について、パネルは、米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU第3.7条(DSBの承認を条件とした対抗措置の発動)、23条(一方的措置の禁止)、22.6条(対抗措置の規模に係る仲裁等)に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増カナダはGATT第1条(最恵国待遇)、2条(譲許表に基づく関税賦課)に違反すると判断した。上級委員会はGATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU第23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)(DSB承認に基づく制裁決定)には違反するとしたパネルの判断を破棄したが、23.2(c)(対抗措置の規模に関するDSBの承認)、3.7条及び22.6条違反については、これを支持した。	DSU GATT
166. 米国の小麦グルテ ン輸入に係るセーフ ガード措置	EU 【豪州、カナダ、 ニュージーランド】	1999/ 3/17 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/26 米による上訴 12/22 上級委報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委報告書採択	1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、セーフガード協定第2、4、5、8条、農業協定第4条(2)、GATT第1、19条に違反するとの申立てに対し、上級委は、米国の因果関係の認定はSG協定第4.2(a)、4.2(b)条に違反するとしたパネルの結論を支持した。一方で、上級委は、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG協定第4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG協定第4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならないとの解釈を示した。また、カナダをSG措置の対象から除外したことについてのSG協定第2.1、4.2違反としたパネルの判断を支持し、米国の通報について12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していないとした。	SG 農業 GATT
167. 米国の加からの牛 肉輸入に関する相殺関 税調査	カナダ	1999/ 3/19 協議要請	1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、補助金協定第1、2、10、11、12条及び農業協定第13条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金 農業
168. 南アフリカのイン ドからの特定の薬品に 対するAD関税	インド	1999/ 4/ 1 協議要請	1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD関税は、AD協定第2、3、6条及びGATT第1、6条に違反するとしてインドが申立て。	AD GATT
169. 韓国の冷凍牛肉に 関する措置	豪州	(DS161と合併)		
170. カナダの特許保護 に関する期間	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 5/ 5 パネル報告書配布 6/19 カナダ上級委申立て 9/18 上級委報告書配布 10/12 パネル・上級委報告書採択	カナダ特許法が規定する1989年10月1日以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPs協定第33、62、65、70条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、TRIPs協定第70.2条に従い、カナダはTRIPs協定適用の日に特許で保護されていた発明についても、TRIPs協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPs協定第33条違反を認めた。上級委もパネルの判断を支持した。	TRIPs

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS171 ~ DS176)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
171. アルゼンチンの薬品に対する特許保護期間及び農業化学品に対する試験数値の保護	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的な体制の欠如、及び経過期間における協定との整合性を減ずるような法律等の変更は、TRIPs協定第65条5項に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
172. EUのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議協議	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
173. フランスのフライト管理システムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管理システムの開発に対する1億4千万フランの優遇された条件での融資は、GATT及び補助金協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
174、(290). EUの農産物と食糧に関する商標と地域的表示の保護	米国(174) 豪州(290) 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、台湾、コロンビア、グアテマラ、インド、メキシコ、ニュージーランド、トルコ】	1999/ 6/ 1 協議要請(「DS290」2003/4/17) 2003/ 8/18 パネル設置要請(「DS290」合併) 10/ 2 パネル設置 2005/ 3/15 パネル報告書配布 4/20 パネル報告書採択	EUの地理的表示(GI)保護制度は内国民待遇を確保しておらず、又GIと類似または同一の在先商標に対する効果的な保護を怠っており、TRIPs協定及びGATTに違反するとの米国等の主張について、パネルは、EUの制度が外国GIの保護要件として、当該外国におけるEUのGIへの同等の保護(「同等性及び相互主義要件」)を求めていること等は、TRIPs協定第3.1条及びGATT第3条(内国民待遇)に反するとした一方、既に登録されている商標と同一又は類似のGIの限定的な登録については、TRIPs協定第16.1条に反するが、17条(商標権に係る限定的な例外)によって正当化されるとした。	TRIPs GATT
175. インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置	米国 【EU、日本、韓国】	1999/ 6/ 2 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 7/27 パネル設置 (DS146と同一パネル) 2001/12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に要求している①ローカルコンテンツの達成②完成車・部品の輸出額と他製品の輸入額との均衡要求による為替制限、及び③前年の輸出額をベースとした輸出入均衡は、GATT第3、11条及びTRIM協定第2条に違反するとの米国の主張について、パネルはインドによるローカルコンテンツ要求はGATT第3.4条(内国民待遇)に反し、輸出入均衡要求はGATT第11条(数量制限)に違反すると判断した。インドはパネル判断について上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政策の導入を理由に同申立てを取り下げた。	GATT TRIM
176. 米国のオムニバス法第211条	EU 【日本、カナダ、ニカラグア】	1999/ 6/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 9/26 パネル設置 2001/ 8/ 6 パネル報告書配布 10/ 4 EU上級委申立て 2002/ 1/ 2 上級委報告書配布 2/ 1 パネル・上級委報告書採択	米国のオムニバス法第211条は、キューバ法により資産等を没収された商標権者が以前に放棄した商標等について、米国内での登録・更新を認めておらず、TRIPs協定第2(パリ条約2条等)、3、4、15、16、21、41、42、62条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、オムニバス法第211条(a)(2)が商標権者の民事手続の権利を制限しておりTRIPs協定第42条に違反するとした。これに対し上級委員会は、オムニバス法第211条はTRIPs協定第42条には違反しないとしてパネルの判断を覆したが、商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇を遵守していないとして、TRIPs協定第2.1(パリ条約8条)、3、4条違反を認めた。	TRIPs

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
177、(178). 米国の生 鮮、チルド、冷凍ラム 肉輸入に係るセーフ ガード措置	ニュージーランド (177) 豪州(178) 【豪州、ニュー ジーランド、カナ ダ、EU、アイス ランド、日本】	1999/ 7/16 協議要請(「DS178」7/30) 10/14 パネル設置要請(「DS178」同日) 11/19 パネル設置(「DS178」と合併) 2000/12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国による上訴 5/ 1 上級委報告書配布 5/16 パネル・上級委報告書採択	米国は、輸入生鮮、チルド、冷凍ラム肉に關稅割当の様式でセーフガード措置を課した。これに対して豪州及びニュージーランドはSG協定第2、3、4、5、11条及びGATT協定第1、2、19条に違反すると申立て。パネル及び上級委は、米国は「事情の予見されなかつた発見」について立証しておらずGATT第19.1 (a) 条に違反するとした。また、米国が上流の産物の生産者も含めて国内産業とみなしたことはSG協定第4.1 (c) 条違反とした。また重大な損害のおそれについて上級委は、米国ITCの調査は使用したデータについてSG協定第4.1(c) 条の要求を満たしていない為、SG協定第4.2 (a) 条に違反するとした。因果関係の認定については、上級委は調査当局には「真正かつ相当な関係」の立証が求められるとして、米国ITCは因果関係の立証責任を果たしていないとの判断を下した。	SG GATT
178. 米国のラム肉輸入 に係るセーフガード措 置	豪州		(DS177と合併)	
179. 米国の韓国産ステ ンレス鋼板(厚板及び 薄板)に対するAD措置	韓国 【日本、EU】	1999/ 7/30 協議要請 10/14 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/ 1 パネル報告書採択	米国商務省の仮決定及び最終決定は、ダンピング・マージンの賦課、計算等に欠陥があり、GATT及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、(a) 不必要な通貨の換算を行っているとしてAD協定第2.4.1条違反、(b) 未払い販売について、非関連企業への直接販売に関する価格の比較可能性を確保しない調整を行っていること、及び関連輸入業者経由での販売について、輸出価格の構成のためのものとしては許容されない調整を行っているとして、AD協定第2.4条柱書違反、(c) 複数の期間の平均値を用いて正常価額と輸出価格との比較を行っているとして2.4.2条第1文違反を認めた。	GATT AD
180. 米国のシュガーシ ロップの再分類	カナダ	1999/ 9/ 6 協議要請	米国税関によって提案されているある種類のシュガーシロップの再分類はGATT協定第2条及び農業協定第4条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT 農業
181. コロンビアのタイ 製ポリエステル単繊維 輸入に係るセーフガ ード措置	タイ	1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 タイがパネル設置要求取り下げ	コロンビアは1998年10月よりタイ製ポリエステル単繊維の輸入を一方向的に抑制するセーフガード措置をとっており、繊維及び繊維製品に関する協定第2条及び6条に違反するとしてタイが申立て。	繊維
182. エクアドルのメキ シコ産灰色ポートラ ンドセメント輸入に係 る暫定的AD措置	メキシコ	1999/10/ 5 協議要請	エクアドルの暫定的AD措置及びそれに先行する行為はAD協定及びGATT協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT
183. ブラジルの輸入ラ イセンスと最低輸入価 格	EU	1999/10/14 協議要請	ブラジルの織物製品等の輸入品に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT協定、農業協定、ライセンス協定他に違反するとしてEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス

(DS184～DS191)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
184. 米国の日本製熱延 鋼板に対するAD措置	日本 【ブラジル、カナ ダ、チリ、EU、 韓国】	1999/11/18 協議要請 2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2001/ 2/28 パネル報告書配布 4/25 米国による上訴 7/24 上級委報告書配布 8/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 7/20 二国間合意通報	本件AD措置は、損害の認定に際し米 国産業への影響及びダンピング・マー ジンは過大評価されている、調査手続 が不公正である、などの点でGATT 及びAD協定に違反するとの申立てに 対し、パネルは、①個別ケースに係る 入手可能な事実の利用についてAD協 定第6.8条違反、②独立当事者間の価 格を基準とした正常価額の計算におけ る本国での関連企業への販売の除外決 定方式について同2.1条違反、③入手 可能な事実完全に基づいているダン ピング・マージンのみを調査対象企業 以外のダンピング・マージン計算から 除外することを義務づけた米国内法令に ついて同9.4、18.4条及びWTO設立協 定第16.4条違反を認めた。一方、上級 委はパネル判断を概ね支持し、また、 損害認定における次工程向け産品市場 の扱いに関する米国1930年法の本措置 への適用について、AD協定第3.1、3.4 条違反を認めた。	AD GATT
185. トリニダードトバ ゴのコスタリカからの パスタ輸入に関する措 置	コスタリカ	1999/11/18 協議要請	トリニダードトバゴのAD調査とそれ に先立つ予審、同国の1996年ダンピ ング防止税及び相殺関税規制はAD協定 に違反するとしてコスタリカが申立 て。	AD
186. 米国の1930年関税 法第337条とその改正	EU	2000/ 1/12 協議要請	米国関税法第337条は1994年にウルグ アイ・ラウンド実施法により改正され ているが、未だその改正は不十分であ り、内国民待遇及びTRIPs協定に違反 するとしてEUが申立て。	GATT TRIPs
187. トリニダードトバ ゴのコスタリカからの パスタ類輸入における AD措置	コスタリカ	2000/ 1/17 協議要請	トリニダードトバゴのコスタリカから の当該輸入品に対するAD措置は、 GATT協定に違反するとしてコスタ リカが申立て。	GATT
188. ニカラグアのホン ジュラスとコロンビア からの輸入に対する措 置	コロンビア 【カナダ、コスタ リカ、EU、ホン ジュラス、米国】	2000/ 1/17 協議要請 3/27 パネル設置要請 5/18 パネル設置	ニカラグアが1999年に設置した、ホン ジュラス及びコロンビアからの物品及 びサービスについての税制は、最恵国 待遇他に違反するとしてコロンビアが 申立て。	GATT GATS
189. アルゼンチンのイ タリアからのセラミッ ク製床タイル輸入に対 するAD措置	EU 【日本、トルコ、 米国】	2000/ 1/26 協議要請 9/14 パネル設置要請 11/17 パネル設置 2001/ 9/28 パネル報告書配布 11/ 5 パネル報告書採択 2002/12/20 二国間合意通報	本件AD調査及び措置は不適正であ り、AD協定に違反するとの申立てに 対し、パネルは、アルゼンチンが、① ダンピング計算のために輸出者から提 示された情報の多くを、理由に関する 説明もなく無視したことはAD協定第 6.8条及び附属書IIに、②サンプルと された輸出者の個別ダンピング・マー ジンを算出しなかったことはAD協定 第6.10条に、③価格の比較可能性に影 響を与える物理的な特性における差異 に対して妥当な考慮を払わなかったこ とはAD協定第2.4条に、④確定的措置 を発動するか否かの基礎として考慮し た重要な事実を輸出者に公開しなかつ たことはAD協定第6.9条に違反すると 判断した。	AD
190. アルゼンチンのブ ラジル産綿及び綿混合 織物輸入に対する経過 的セーフガード措置	ブラジル 【パキスタン、バ ラグアイ、米国】	2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 6/30 二国間合意通報	アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混 合織物輸入に対する経過的セーフガ ード措置は、繊維協定第2、6、8条他 に違反するとしてブラジルが申立て。	繊維
191. エクアドルのメキ シコ産セメントに対す るアンチ・ダンピング 措置	メキシコ	2000/ 3/15 協議要請	エクアドルのメキシコ産セメントに対 する最終的なAD措置は、AD協定第1 ～9、12、18条他に違反する。	AD

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
192. 米国のパキスタン 産綿製紡績糸に係る経 過的セーフガード措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/ 3 協議要請、パネル設置要請 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 7/ 9 米が上級委申立て 10/ 8 上級委報告書配布 11/ 5 パネル・上級委報告書採択	米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る 経過的セーフガード措置は、同措置発 動の要件(繊維協定第6条2、3、4及び7 項)を満たしていないので、上記各条 項に違反するとの申立てに対して、パ ネル及び上級委は、米国の垂直統合さ れた生産者が自己消費する場合を国内 産業から除外したことは繊維協定第 6.2条違反であると認定した。また、 重大な損害の帰責分析については、米 国がメキシコからの輸入の効果を個別 に検討しなかったことは繊維協定第 6.4条に違反すると認定した。なお、 上級委は、国内当局の措置決定時に存 在しなかった証拠をパネルが考慮した ことはDSU第11条に違反しているとの 判断を示した。	繊維
193. チリのメカジキの 輸送及び輸出に対する 措置	EU	2000/ 4/19 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 12/12 パネル設置 2003/11/12 二国間合意通報 2007/12/13 パネル設置停止を継続	チリ漁業法第165項を基礎として設立 された、チリの漁港におけるメカジキ 陸揚げの禁止は、GATT第5条及び11 条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
194. 米国の輸出制限を 補助金として扱う措置	カナダ 【豪州、EU、イン ド】	2000/ 5/19 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布 8/23 パネル報告書採択	米国のSAA(Statement of Administrative Action)他は、他国の輸出制限措置を 資金面での貢献と扱うものであり、こ れらは補助金協定第1.1、10、11、 17、19、32.1、32.5条及びマラケシュ 協定第16.4条に違反するとの申立てに 対し、パネルはこの紛争で定義された 輸出制限は補助金協定第1.1(a)の資金 面での貢献になり得ず、また、米国の 1930年関税法第771(5)(B)(iii)条は補 助金協定第1.1条に違反しないと判断 した。	補助金
195. フィリピンの自動 車開発計画(MVDP)	米国 【インド、日本】	2000/ 5/23 協議要請 10/12 パネル設置要請 11/17 パネル設置	フィリピンの自動車開発計画は、貿易 関連投資措置協定第8条、補助金協定 第4条及び30条に違反するとして米国 が申立て。	補助金
196. アルゼンチンの特 許及び試験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験 やデータに対する保護を怠っている 等、TRIPs協定第27、28、31、34、 39、50、62、65及び70条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
197. ブラジルの最低輸 入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請	ブラジルの最低輸入価格措置は、関税 評価協定第1～7条及び12条、輸入許可 手続に関する協定第1～3条、繊維協定 第2～7条及び農業協定第4条2項に違反 するとして米国が申立て。	関税評価 ライセンス 繊維 農業
198. ルーマニアの最低 輸入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意通報	ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒 等に対する最低又は最高輸入価格の設 定は、関税評価1～7条及び12条、農業 協定第4条2項及び繊維協定第2条及び7 条に違反するとして米国が申立て。	関税評価 繊維 農業
199. ブラジルの特許保 護	米国 【ドミニカ共和 国、ホンジュラ ス、インド、日本】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/ 9 パネル設置要請 2/ 1 パネル設置 7/19 二国間合意通報	ブラジルの1996年工業所有権法は、 TRIPs協定第27条、28条に違反する として米国が申立て。	TRIPs
200. 米国の1974年通商 法第306条改正	EU	2000/ 6/ 5 協議要請	米国の1974年通商法第306条はアフリ カCBI法第407条により改正され、 譲許停止品目を定期的に変えることを 一方的に義務づけている。これは、 DSU第3条2項、21条5項、22条及び23 条に違反するとしてEUが申立て。	DSU

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS201 ~ DS206)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
201. ニカラグアのホンジュラスとコロンビアからの輸入に対する措置	ホンジュラス	2000/ 6/ 6 協議要請	ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、GATT第1、2条及びサービス協定第2、16条に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT GATS
202. 米国のラインパイプ輸入に係るセーフガード措置	韓国 【豪州、カナダ、EU、日本、メキシコ】	2000/ 6/15 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2001/10/29 パネル報告書配布 11/19 米国による上訴 2002/ 2/15 上級委報告書配布 3/ 8 パネル・上級委報告書採択 2003/ 3/18 米国、SG措置を終了	米国のラインパイプ輸入についてSG措置発動に至る手続と決定及び同措置自体がSG協定第2、3、4、5、7、8、9、12条及びGATT第1、13、19条に違反するとの申立てに対して、パネルはGATT第13.2条、19条及びSG協定第3.1、4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1及び12.3条に違反すると認定した。これに対して上級委は、損害認定について重大な損害若しくはそのおそれのいずれかについて個別に認定をしなければならないと判断したパネル判断を覆し、「重大な損害又はそのおそれがある」と認定した米国ITCの認定はSG協定と整合的であるとした。SG調査対象国とSG措置の適用国との適応関係(パラレルリズム)については、上級委は、NAFTA国からの輸入を調査対象として損害認定をしていながら、SG措置の発動ではNAFTA国を対象から外したことはSG協定第2、4条に違反するとした。	GATT SG
203. メキシコの米国産輸入豚に対するアンチ・ダンピング措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	メキシコは1999年10月に米国からの生きた豚に対してAD調査を行い、その結果、同措置を実施したが、これはSPS、農業、TBT、ADの各協定に違反するとして米国が申立て。	SPS 農業 TBT AD
204. メキシコの電気通信サービスに対する措置	米国 【日本、EU、カナダ、豪州、ブラジル、キューバ、グアテマラ、ホンジュラス、インド、ニカラグア】	2000/ 8/17 協議要請 11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/ 2 パネル報告書配布 6/ 1 パネル報告書採択	パネルはメキシコが電気通信サービス分野において反競争的で差別的規制維持したことは自由化約束違反(参照文書1.1不履行)、また、越境基本電気通信サービスの供給をコストに見合う合理的なレートで認めてこなかったことも約束違反(参照文書2.2(b)不履行)と判断。ただし、国内に拠点を持たずかつ回線設備を保有しない形での外国事業者の墨における専用回線利用の禁止措置は墨の自由化約束に違反しないとされた。	GATS
205. エジプトの大豆油入りツナ缶の輸入禁止措置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	エジプトによるタイからの大豆油入りツナ缶輸入禁止は、GATT第1、11及び13条、またSPS協定第2、3、5及び附属書Bに違反するとしてタイが申立て。	GATT SPS
206. 米国のインドからの鋼板に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置	インド 【チリ、EU、日本】	2000/10/4 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 6/28 パネル報告書配布 7/29 パネル報告書採択	本件AD措置に係る米国商務省(DOC)の課税決定、国際貿易委員会(ITC)の損害認定、ファクツ・アベイラブル(FA)に関するDOC規則の適用等はGATT、AD協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、DOCが米国販売価格についての情報を用いず、FAにのみ基づいてダンピング認定をしたことはAD協定第6.8条及び附属書IIパラグラフ3に違反すると結論した。他方、FAに関する修正1930年関税法776条(a)、782条(d)、(e)の規定自体は、AD協定第6.8条、附属書IIに違反していないとされた。	AD 補助金 GATT WTO設立

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
207. チリの農産物に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、EU、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、米国】	2000/10/ 5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 5/ 3 パネル報告書配布 6/24 チリ上級委申立て 9/23 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2005/12/29 パネル設置要請(履行確認) 2006/ 1/20 パネル設置(履行確認) 12/ 8 パネル報告書配布(履行確認) 2007/ 2/ 5 チリによる上級委申立て(履行確認) 5/ 7 上級委報告書配布(履行確認) 5/22 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸入に関する価格拘束制度及びSG措置について、前者はGATT第2条及び農業協定第4条、また後者はSG協定及びGATT第19条に違反するとアルゼンチンが申立て。パネルは、チリの価格拘束制度は農業協定第4.2条及びGATT第2条に違反していると認定。他方、上級委は農業協定違反についてはパネル判断を支持したものの、GATT第2条違反は認めなかった。またパネルは、チリのSG措置はGATT第19.1(a)条とSG協定第2、4、5条に違反すると認定した(SG措置については上級委申立てせず)。DSU第21.5条パネルは、チリによる価格拘束制度や各種課徴金制度に類似する国境措置の維持は、農業協定第4.2条に反しているとし、チリはDSBによる勧告を履行していない旨判断した。DSU第21.5条上級委は、農業協定第4条等の違反を認定した。	農業協定 GATT SG
208. トルコの鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル	2000/10/ 9 協議要請	トルコによるブラジルからの鉄管継手に対するAD課税は、調査開始、調査方法、ダンピングと被害の関係の評価や決定、及び課税賦課につき、GATT第6条及びAD協定第2、3、5、6、15条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT AD
209. EUのインスタントコーヒーに影響を与える措置	ブラジル	2000/10/12 協議要請	EUのブラジル産インスタントコーヒーに対するGSP適用の引き下げ、及び1999年1月の適用廃止はGATTの授權条項に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT
210. ベルギーのコメに対する関税措置の実施	米国 【インド、日本】	2000/10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 7/26 パネル停止 12/18 二国間合意通報	ベルギーが1997年7月に導入した米に関する関税制度は、関税評価協定、TBT協定及び農業協定に違反するとして米国が申立て。	関税評価 TBT 農業
211. エジプトのトルコからの鉄鋼に対するアンチ・ダンピング措置	トルコ 【チリ、EU、日本、米国】	2000/11/ 6 協議要請 2001/ 5/ 3 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2002/ 8/ 8 パネル報告書配布 10/ 1 パネル報告書採択	エジプトのAD措置は適切な調査に基づいておらず、GATT及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、損害認定にあたり、AD協定第3.4条に列挙されている要因をすべて考慮しなかったことによる同条違反、トルコの輸出企業2社に対して説明なくファクツ・アベイラブル(FA)を利用したことに関するAD協定第6.8条及び附属書IIパラグラフ6違反を認めた。	AD GATT
212. 米国のEUからの輸入品に対する相殺関税措置	EU 【ブラジル、中国、インド、韓国、メキシコ】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/23 パネル設置要請 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 9/ 9 米国上級委申立て 12/ 9 上級委報告書配布 2004/ 3/19 協議要請(履行確認) 9/27 パネル設置(履行確認) 2005/ 8/17 パネル報告書配布(履行確認) 2005/ 9/27 パネル報告書採択	米国の相殺関税措置の賦課継続は、補助金協定第1、10、14、19、21条に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は民営化後の利益継続の認定については10、14、19、21.1、21.2、21.3条違反であると認定した。ただし、上級委は、民営化前の補助金による利益の民営化後の継続については、独立当事者間の公正な価格での民営化が民営化前の補助金利益を必ず消滅させるというパネル認定を破棄して消滅させると推定することができるとした。DSU第21.5条パネルは、なお一部について補助金協定違反であると認定した。	補助金

(DS213～DS216)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
213. 米国のドイツからの鉄鋼板に対する相殺関税措置	EU 【日本、ノルウェー】	2000/11/10 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/ 3 パネル報告書配布 8/30 米国上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 2002/12/19 パネル・上級委員会報告書採択	米国は、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対して1993年より相殺関税措置を開始し、2000年8月のサンセットレビューにおいてもその継続を決定した。本件は、補助金協定第10、11、21条に違反するとの申立てに対し、パネル及び上級委は、米国法令は第21.3条違反に違反しないとした。また、上級委は、サンセットレビューのデミニマス基準についてのパネルの認定を破棄し、デミニマス基準の準用を否定した。	補助金
214. 米国の鉄鋼製品及び溶接ラインパイプに対するセーフガード措置	EU 【アルゼンチン、カナダ、日本、韓国、メキシコ】	2000/12/ 1 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 9/10 パネル設置(結局パネルは編成されず終了)	米国の1974年通商法第201及び202条は、輸入増加と損害の因果関係の決定に関する規定においてセーフガード協定第4、5条に違反し、また、NAFTA実施法第311条は同協定の2、4、5条に違反し、これら両規定は、最惠国待遇違反でもある、としてEUが申立て。	SG GATT
215. フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するアンチ・ダンピング措置	韓国	2000/12/15 協議要請	フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD措置は、ダンピング・マージンの分析、収集及び賦課、また同種の産品、ダンピング、損害及び因果関係の結論の出し方に問題があり、AD協定第2、3、5、6、7、9、12及び附属書IIに違反するとして韓国が申立て。	AD
216. メキシコの電気変圧器に対するアンチ・ダンピング暫定措置	ブラジル	2000/12/20 協議要請	メキシコが2000年7月に行ったブラジルからの電気変圧器に対するAD上の暫定措置は、AD協定第5条2、3、8条、6条8項、7条1項 i、ii及び附属書IIに違反するとしてブラジルが申立て。	AD

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
217、(234). 米国1930 関税法改正条項(通称: バード条項)	217: 豪州、ブラ ジル、チリ、 EU、インド、イ ンドネシア、日 本、韓国、タイ 【アルゼンチン、 カナダ、コスタリ カ、香港、イスラ エル、メキシコ、 ノルウェー】 234: カナダ、メ キシコ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 コスタリカ、 EU、香港、イン ド、インドネシ ア、イスラエル、 日本、韓国、ノル ウェー、タイ】	2000/12/21 協議要請(「DS234」2001/5/21) 2001/ 7/12 パネル設置要請(「DS234」8/10) 9/10 パネル設置(DS234と合併) 2002/ 9/16 パネル報告書配布 10/18 米国上級委申立て 2003/ 1/16 上級委報告書配布 2004/ 1/15 DSU第22条に基づく対抗措置承 認申請(日本、EU、韓国、ブラジ ル、インド、チリ、墨、カナダ) 1/23 米国のDSU第22.6仲裁の要請 2004/ 8/31 対抗措置申請仲裁判断発出 11/10 7か国・地域が対抗措置の内容を 申請(日、EU、韓、加、墨、 印、ブラジル) 11/26 対抗措置の内容承認 12/ 6 チリが対抗措置の内容を申請 12/17 チリの対抗措置の内容承認 12/23 豪州、米国と合意 2005/ 1/ 7 タイ、米国と合意 1/11 インドネシア、米国と合意 4/29 EU、カナダが対抗措置の内容を 申請 8/18 日本が対抗措置の内容を申請 2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リス トを申請 8/22 日本、新たな対抗措置品目リス トを申請 2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リス トを申請 2007/ 8/23 日本、対抗措置を2007/9/1より 一年間延長を表明 2008/ 8/29 日本、対抗措置を2008/9/1より 一年間延長を表明 2009/ 8/14 日本、対抗措置を2009/9/1より 一年間延長を表明 2010/ 8/25 日本、対抗措置を2010/9/1より 一年間延長を表明 2011/ 8/26 日本、対抗措置を2011/9/1より 一年間延長を表明 2012/ 8/23 日本、対抗措置を2012/9/1より 一年間延長を表明	バード修正条項は、関税当局が徴収し た相殺関税、AD税に相当する額を、 影響を受けた生産者に対して配分す ることを規定しており、AD協定、補助 金協定、GATT及びWTO設立協定に 違反するとの申立てに対し、パネル は、本条項はAD及び補助金協定上許 容される措置に該当しないため、AD 協定第18.1、18.4条、補助金協定第 32.1、32.5条、GATT第6.2、6.3条及び WTO設立協定第16.4条違反、また、 AD調査申請支持のインセンティブと なるとして、AD協定第5.4条、補助金 協定第11.4条違反を認めた。一方上級委 は、同条項がAD調査申請支持のイン センティブとなりAD協定第5.4条、補 助金協定第11.4条に違反するとのパネ ル判断を否定し、AD協定第18.1、18.4 条、補助金協定第32.1、32.5条及び WTO設立協定第16.4条違反について はパネル判断を支持した。	AD 補助金 GATT WTO
218. 米国のブラジルか らの鉄鋼製品に対する 相殺関税賦課	ブラジル	2000/12/21 協議要請	米国は、国内相殺関税法に従い、ブラ ジルの民営化企業が民営化前に受けた 補助金の利益に対して相殺関税を賦課 し続けており、この行為は、補助金協 定第1、10、11、14、19、21条に違反 するとしてブラジルが申立て。	補助金
219. EUのブラジルか らの可鍛鉄管継手に 対するアンチ・ダンピ ング措置	ブラジル 【チリ、日本、米 国】	2000/12/21 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2003/ 3/ 7 パネル報告書配布 4/23 ブラジルによる上訴 7/22 上級委報告書配布 8/18 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に係る調査及び評価は AD協定第1～7、9、11、12、15条及 びGATT第6条に違反するとの申立て に対し、パネルは、「ゼロインク」に関 するAD協定第2.4.2条、「損害関連要因 の公開」に関するAD協定第12.2条及び 12.2.2条違反を認めた。一方上級委 は、パネル判断を概ね支持したが、損 害認定に関する情報公開についてAD 協定第6.2、6.4条に違反していないと したパネル判断を破棄し、同条違反を 認めた。	AD
220. チリの農産品に対 する価格拘束制度及び セーフガード措置	グアテマラ	2001/ 1/ 5 協議要請	チリの農産品に対する価格拘束制度及 びセーフガードに関する国内法、セー フガード調査及び発動、またその対象 品目の拡大要求は、GATT条、農業 協定第4条、及びセーフガード協定第 2、3、4、5、68、12条等に違反する としてグアテマラが申立て。	GATT 農業 SG

(DS221 ~ DS227)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
221. 米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法129条(c)(1)	カナダ	2001/ 1/17 協議要請 7/13 パネル設置要請 8/23 パネル設置 2002/ 7/15 パネル報告書配布 8/30 パネル報告書採択	米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたAD又は相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD・CVDの適用を義務づけるものであり、DSU、AD協定、補助金相殺協定及びGATTの諸規定に違反するとのカナダの主張について、パネルは、URAA及びSAAはカナダが問題としている措置(未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用)を義務づけておらず、WTO諸規定には違反しないと、カナダの主張を全面的に退けた。	DSU
222. カナダの地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証	ブラジル 【豪州、EU、インド、米国】	2001/ 1/22 協議要請 3/ 1 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 1/28 パネル報告書配布 5/23 補助金協定第4.10条及びDSU第22.2条に基づく対抗措置の承認申請 12/23 仲裁人の報告(秘密版)の送付 2003/ 2/17 仲裁人の報告(非秘密版)の配布 2003/ 3/18 ブラジルの対抗措置の内容承認	加政府及び政府関連企業からの加地方航空機産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出補助金に該当し補助金協定第3条に違反するとの申立てに対し、パネルは、補助金協定附属書I(k)で正当化されないと判断したのも含めて一部の制度につき補助金協定第3.1(a)条違反を認め、補助金協定第4.7条に基づき90日以内に廃止することを勧告した。カナダはこの勧告履行を拒否したので、ブラジルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を認定した。	補助金
223. EUの米国からのコーングルテン飼料に対する関税割当	米国	2001/ 1/25 協議要請	EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって米国産コーングルテン飼料に対する関税割当が実施可能になったとしているが、本件は必要な手続を満たしておらず、SG協定第8条、及びGATT第1条、2条、14条に違反するとして米国が申立て。	SG GATT
224. 米国の特許法	ブラジル	2001/ 1/31協議要請	米国特許法(18章他)は、政府の助成を受けた発明に関する特許権につき制限を行っており、TRIPs協定第27、28条、TRIM協定第2条、内国民待遇及び数量制限に違反するとしてブラジルが申立て。	TRIPs TRIM GATT
225. 米国のイタリアからのシームレスパイプに対するアンチダンピング措置	EU	2001/ 2/ 5 協議要請	イタリアからのシームレスパイプに関する2000年11月のD O CによるAD賦課継続とのサンセットレビュー最終決定、及びサンセットレビュー開始は、AD協定第5.8、11.1、11.3、18.4及びマラケシュ協定第16.4に違反するとしてEUが申立て。	AD WTO設立
226. チリの混合食用油に対する暫定セーフガード措置	アルゼンチン	2001/ 2/19 協議要請	チリは本年1月に輸入混合食用油に対し暫定セーフガード措置を適用したが、本件はSG協定上の事前の協議を行っておらず、また、同種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が不明確であること等から、GATT条及びSG協定第2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT SG
227. ペルーのタバコ税	チリ	2001/ 3/ 1 協議要請 5/ 3 パネル設置要請 6/24 パネル設置 7/12 チリがパネル取り下げ	1999年9月に修正された一般販売税は選択的な消費税について規定しており、本規定はペルーブランドのタバコに比べて、輸入タバコに対して高い税金を課しており、GATT第3条2項(内国民待遇)に違反するとしてチリが申立て。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
228. チリの砂糖に対す るセーフガード措置	コロンビア	2001/ 3/15 協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置は、2000年1月の決定及び同年11月の延長決定において、SG協定第2、3、4、5、7、9、12及びGATT第19条が求めている諸手続に違反しているとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
229. ブラジルのインド からのジュート製靴に 対するアンチダンピング 措置	インド	2001/ 4/ 9 協議要請	ブラジルのインド産ジュート靴に対するAD措置は、存在しないインド企業に関するデータに基づいたAD措置継続の決定や、その決定に関する再考の拒否、生産コスト・国内販売価格・輸出価格等の新たな証拠の無視、等がGATT第6条及び10条AD協定各条項及びWTO設立協定第16条に違反するとしてインドが申立て。	GATT AD WTO設立
230. チリの砂糖に対す るセーフガード措置と 譲許表の修正	コロンビア	2001/ 4/17 協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置とその延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉においてチリがコロンビアを実質的利害関係無しとしたことは、SG協定第2、3、4、5、7、9、12、GATT第2、14、28条等に違反するとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
231. EUのイワシの表 示	ペルー 【カナダ、チリ、 コロンビア、エク アドル、ベネズエ ラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 6/28 EUによる上級委申立て 9/26 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2003/ 7/25 二国間合意通報	EU欧州理事会規則はヨーロッパマイワシ(Sardina pilchardus)から製造されたイワシ製品のみ、保存イワシ(preserved sardines)と表示することを認め、ペルーから輸出されたイワシ(Sardinops sagax)について「イワシ」の表示を使うことを認めていないことはTBT協定第2、12条、GATT第1、3、11.1条に違反するとのペルーの主張について、パネルは、EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格(Codex規格)に整合的ではなく、国際規格への準拠を規定したTBT協定第2.4条に違反しており、また、同条の例外的な適用除外についてEUは十分な立証を行わなかったと判断した。上級委員会は、2.4条の例外的な適用除外についてはペルー側にEUの措置がこれに該当しないことについての立証義務があったとしたが、その他はパネルの判断をおおむね支持した。	GATT TBT
232. メキシコのマッチ の輸入に関する措置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/ 2 協議取り下げ	メキシコはマッチの素材及びその廃棄物について環境の観点も含めたリスト化や、輸送の規定等を定めているが、これらはチリ製マッチのマーケットアクセスを阻害しており、TBT協定第1、2、5条、ライセンス協定第1、3、5条及び内国民待遇に違反するとしてチリが申立て。	TBT ライセンス GATT
233. アルゼンチンの医 薬品輸入に関する措置	インド	2001/ 5/25 協議要請	アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国をannexI、IIにリスト化し、それぞれに異なった検査や許可等を要求するのは、TBT協定第2、5、12条、最恵国待遇、内国民待遇及びWTO設立協定第16.4に違反するとしてインドが申立て。	TBT GATT WTO設立
234. 米国1930関税法改 正条項(通称：バード 条項)	カナダ、メキシコ		(DS217と合併)	
235. スロバキアの砂糖 の輸入に対するセーフ ガード措置	ポーランド	2001/ 7/11 協議要請 2002/ 1/11 二国間合意通報	スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガード措置は、セーフガード協定に定められた調査手続、損害の決定、適用期間及びセーフガード委員会への通報等に不備があり、同協定の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7条4、12条1(b)、1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポーランドが申立て。	SG

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS236 ~ DS240)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
236. 米国のカナダからの軟材に対する仮決定	カナダ 【EU、インド、日本】	2001/ 8/21 協議要請 10/25 パネル設置要求 12/ 5 パネル設置 2002/ 9/27 パネル報告書配布 11/ 1 パネル報告書採択 2006/10/12 二国間合意通報	2001年8月の米国商務省によるカナダからの軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事態の仮決定は、GATT第6条3及び補助金協定第1、2、10、14、17、10、21条に違反する。また、米国の相殺関税措置に関するレビューについてはGATT条3及び補助金協定第10、19、21、32条にそれぞれ違反しており、本件についてはDSU第4条8による緊急な協議を求めるとの申立てに対して、パネルは、カナダの立木伐採権の付与制度は補助金協定第1.1(a)に該当するとして、米国の調査は補助金協定第1.1(b)、10、14、14(d)、17.1(b)条違反であると判断した。	SG GATT
237. トルコの生鮮果物に関する輸入手続	エクアドル 【コロンビア、EU、米国】	2001/ 8/31 協議要請 2002/ 6/14 パネル設置要請 7/29 パネル設置 11/22 二国間合意通報	トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トルコ農業省による書類の発行を求めており、本手続はGATT第2、3、8、10、11条、SPS協定第2.3、8、附属書B、C、ライセンシング協定第1条、農業協定第4条、及びサービス協定第6、17条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが申立て。	GATT SPS ライセンス 農業 GATS
238. アルゼンチンの桃缶の輸入に関するセーフガード措置	チリ 【EU、パラグアイ、米国】	2001/ 9/14 協議要請 12/ 6 パネル設置要求 2002/ 1/18 パネル設置 2003/ 2/14 パネル報告書配布 4/15 パネル報告書採択 2004/ 1/23 アルゼンチン、2003/12/31に問題のセーフガード措置を撤廃したことを表明	アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG措置に関する調査は、「事前の予見されなかった発展」の要件を満たしておらず、また国内産業への損害についての証拠がない等不備があり、SG協定第2、3、4、5、12条及びGATT第19.1条に違反するとの申立てに対し、パネルは、「予見されなかった発展」についてのGATT第19.1(a)条違反であると認定。また、アルゼンチン当局による輸入増カナダの認定は不十分でありGATT第19.1(a)条、SG協定第2.1、4.2(a)条違反、また重大な損害のおそれについてアルゼンチン当局は、関連するすべての要因を検討していないことや重大な損害が明らかに差し迫ったものでないこと等から、GATT第19.1(a)条、SG協定第2.1、4.1(b)、4.2(a)条違反であると認定。	SG GATT
239. 米国のアンチ・ダンピングの適用方法に関する措置	ブラジル	2001/ 9/17 協議要請 11/ 1 9月のリクエストをキャンセル、新規協議要請	米国商務省は、AD協定に定められる2% (デミニマス)ルールをダンピング調査にのみ適用し、レビューには0.5%を適用しており、AD協定第5.8、11.1、18.3条等に違反するとしてブラジルが申立て。	AD
240. ルーマニアの小麦及び小麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/10/18 協議要請 11/27 パネル設置要求 12/20 パネル設置要求取り下げ	ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉の輸入に対して品質要件を課し、それを満たさないものについては輸入を禁止している。本件はGATT第11条1項(数量制限の一般的禁止)違反、かつ国内の同産品には本要件を課していないことから、GATT第3条(内国民待遇)違反であるとしてハンガリーが申立て。(本件についてハンガリーはDSU第4条8による緊急な協議を要請)	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
241. アルゼンチンのブラジルからの家禽に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、グアテマラ、パラグアイ、米国】	2001/11/ 7 協議要請 2002/ 2/25 パネル設置要請 4/17 パネル設置 2003/ 4/22 パネル報告書送付 5/19 パネル報告書採択	本件AD措置は、調査手続、AD税の賦課及び課税価格の決定につき、AD協定第1～6、9、12条、関税評価協定第1、7条及びGATT第6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、本件AD措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒否・通知、質問への回答期限、知られている輸出者への申請書提示、輸出者から提示された価格データの扱い、個別のダンピング・マージン算出、正常価額算出における運送費等の相違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違への対応、加重平均に基づく正常価額の算出、損害認定における客観的な検討・経済的要因や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱いについて、AD協定第2.4、2.4.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8条及び附属書II、12.1条違反を認めた。	AD 関税評価 GATT
242. EUの一般特恵	タイ	2001/12/ 7 協議要請	2001年11月14日付で修正された、2002年1月から2004年12月までのEUの一般特恵は、GATT第1条(最恵国待遇)及び授權条項に違反するとしてタイが申立て。	GATT
243. 米国の繊維製品及び衣類に関する原産地規則	インド 【バングラデシュ、中国、EU、パキスタン、フィリピン】	2002/ 1/11 協議要請 5/ 7 パネル設置要求 6/24 パネル設置 2003/ 6/20 パネル報告書配布 7/21 パネル報告書採択	米国の繊維製品及び衣類に関する非特恵分野の原産地規則(ウルグアイ・ラウンド実施法(URAA)第334条等)改正案は、繊維製品の付加価値又は製品の品質の変化に関係のない基準に基づき原産地を決定するもので、米国内産業の保護を目的に利用されており、原産地規則協定第2条(b)(c)(d)(e)に違反するとのインドの主張について、パネルは、原産地規則協定第2条(b)(貿易上の目的を追求する手段としての原産地規則の利用)違反についてインドはURAA334条の国内産業保護の効果を立証できておらず、また、334条は原産地規則協定第2条(c)が禁止する貿易歪曲効果を持つ規則とは見なし得ないこと等から、インドの主張を全面的に退ける判断を行った。	原産地
244. 米国の日本製表面処理鋼板へのアンチ・ダンピング措置に対するサンセット・レビュー	日本 【ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国、ノルウェー】	2002/ 1/30 協議要請 4/ 4 パネル設置要請 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書配布 9/15 日本による上訴 12/15 上級委報告書配布 2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に関する米国商務省(DOC)及び国際貿易委員会(ITC)の判断について、十分な証拠のないサンセットレビュー手続の自動開始、不当に高いAD措置撤回基準、不適切なダンピングマージンによる認定及び不適切な累積判断がGATT第6、10条、AD協定第2、3、5、6、11、12、18.4条及び同附属書II及びWTO設立協定第13条に違反するとの申立てに対し、パネルはこれらを退けた。上級委は、申立てにおける法的主張を一部認めたものの、パネルの事実認定が不十分なこと等から、米国の本判断がWTO協定不整合であるとは判断できないとした。	AD

(DS245 ~ DS249)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
245. 輸入リンゴに係る 検疫措置	米国 【豪州、ブラジ ル、中国、台湾、 EU、ニュージ ーランド】	2002/ 3/ 1 協議要請 5/22 パネル設置要請 6/ 3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書配布 8/28 日本による上訴 11/26 上級委員会報告書配布 12/10 パネル・上級委員会報告書採択 2004/ 7/30 パネル設置(履行確認) 2005/ 6/23 パネル報告書配布(履行確認) 7/30 パネル報告書採択(履行確認) 9/ 2 二国間合意通報	1994年以降日本が課している、火傷病の可能性のある米国産リンゴ(火傷病が検出された場所の近隣の果樹園のリンゴを含む)への検疫措置(火傷病完全無病園地の指定、輸出園地周囲への衝地帯の設置、年3回の園地検査の実施等)は、GATT第6条、SPS協定第2.2、2.3、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとの米国の主張について、パネルは日本の措置は十分な科学的根拠に基づいておらずSPS協定第2.2条(科学的根拠に基づく措置の実施)に違反するとともに、5.7条(科学的根拠が不十分な場合の国際的な衛生植物検疫措置の参照)の要件を満たしておらず、5.1条の規定する危険性評価にも基づいていない旨判断した。上級委員会も上記パネルの判断を全面的に支持した。日本は2004年6月末までのDSB勧告の履行に合意したが、米国は期限内に履行が行われなかったとして履行パネルの設置を要請、パネルは日本の改正検疫措置は依然としてSPS協定第2.2、5.1条に違反すると判断した。日本は2005年8月に問題の措置を改正した。	GATT SPS 農業
246. EUの開発途上国 に対する差別的関税	インド 【ボリビア、ブラ ジル、コロンビ ア、コスタリカ、 キューバ、エクア ドル、エルサルバ ドル、グアテマ ラ、ホンジュラ ス、モーリシャ ス、ニカラグア、 パキスタン、パナ マ、パラグアイ、 ペルー、スリラン カ、ベネズエラ、 米国】	2002/ 3/ 5 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 12/ 1 パネル報告書配布 2004/ 1/ 8 上級委申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択	EUによる特惠関税制度(麻薬の生産及び取引の撲滅を目的とした、特定開発途上国からの輸入品に対する特惠付与)は、GATT第1条の最恵国待遇等を無効化・侵害しているとのインドの主張について、パネルは、EUの措置がGATT第1.1条に反することをインドが立証した一方で、EUは同措置がGATT第20条(b)(生命・健康の保護を目的とする措置の一般的例外)に該当すること及び開発途上国に対する特別な待遇を認めた授權条項により正当化できることを立証できなかったとして、インドの主張を認めた。上級委員会は授權条項に関するパネルの解釈を一部破棄したものの、その他のパネルの判断についてはこれを支持した。	GATT
247. 米国のカナダから の軟材に対する暫定的 アンチ・ダンピング措 置	カナダ	2002/ 3/ 6 協議要請 2006/10/12 二国間合意通報	米国のカナダ産軟材に対する暫定的AD措置は、調査開始の要件であるダンピングの証拠がない等、AD協定第2.1条、2.2条、5.2条、7.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD
248、(249)、(251)、 (252)、(253)、(254)、 (258)、(259). 米国の鉄 鋼製品に対するセーフ ガード措置	EU (248) 日本 (249) 韓国 (251) 中国 (252) スイス (253) ノルウェー (254) ニュージーランド (258) ブラジル (259) 【カナダ、キュー バ、台湾、メキシ コ、タイ、トル コ、ベネズエラ】	2002/ 3/ 7 協議要請(「DS249」「DS251」3/20、 「DS252」3/26、「DS253」4/3、 「DS254」4/4、「DS258」5/14、 「DS259」5/21) 5/ 7 パネル設置要請(「DS249」 「DS251」5/21、「DS252」 5/27、「DS253」「DS254」6/3、 「DS258」6/27、「DS259」7/18) 6/ 3 パネル設置(その他案件は以下の 日付でパネル設置と同時に DS248に併合→「DS249」「DS251」 6/14、「DS252」「DS253」「DS254」 6/24、「DS258」7/8、「DS259」 7/29) 2003/ 7/11 パネル報告書配布 8/11 米による上訴 11/10 上級委報告書配布 12/10 パネル・上級委報告書採択	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定第2、3、4、5、7、8、9、12条、GATT第1、2、10、13、19条等に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は米国のSG措置は、事情の予見されなかった発展についてのGATT第19.1(a)条、SG協定第3.1条に違反、輸入の増加に関する事実認定に関するSG協定第2.1、4.2条違反、調査対象と措置対象の範囲が不一致であるとしてSG協定第2.1、2.2、4.2条違反であると認定。	SG DSU GATT
249. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措 置	日本	(DS248と合併)		

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
250. フロリダ州のオレンジ及びグレープフルーツの加工品に対する消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキシコ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2004/ 5/28 二国間合意通報	フロリダ州の国内産でない柑橘類(オレンジ及びグレープフルーツ)の加工品に対する消費税はGATT第2.1(a)条及び3.1条、3.2条、3.4条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT
251. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	韓国		(DS248と合併)	
252. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	中国		(DS248と合併)	
253. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	スイス		(DS248と合併)	
254. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ノルウェー		(DS248と合併)	
255. ベルーからの特定の製品に対する課税措置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 6/13 パネル設置要請 9/25 パネル設置要請取り下げ	ベルーの国産品以外の製品に対する税制措置はGATT第3条に違反する。	GATT
256. トルコのハンガリー産ペットフードの輸入禁止措置	ハンガリー	2002/ 5/ 3 協議要請	トルコのBSE(牛海綿状脳症)拡大を防止するためのペットフード輸入禁止措置は、GATT第11条、SPS協定第2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、5.6条、6.1条、6.2条、7条、附属書B、農業協定第14条に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT SPS 農業
257. 米国のカナダからの軟材に対する相殺関税決定	カナダ 【中国、EU、インド、日本】	2002/ 5/ 3 協議要請 7/18 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書配布 10/ 2 米国上級委申立て 2004/ 1/19 上級委報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択 12/30 パネル設置要請(履行確認) 2005/ 1/14 パネル設置(履行確認) 8/ 1 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 6 米国による上級委申立て(履行確認) 12/ 5 上級委報告書配布(履行確認) 12/20 パネル・上級委報告書採択 2006/10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	米国がカナダからの軟材に対して決定した補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査の開始及び実施等については、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32.1条、GATT第6.3、10.3条に違反するとの申立てに対して、パネル及び上級委は米国は必要な補助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引において怠ったとし、補助金協定第10条、32.1条及びGATT第6.3条に違反すると認定した。DSU第21.5条パネルはなお同協定違反があると判断した。DSU第21.5条上級委パネルもこれを支持した。	補助金 GATT
258. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ニュージーランド		(DS248と合併)	
259. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	ブラジル		(DS248と合併)	
260. EUの鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置	米国 【エジプト、日本、韓国、トルコ】	2002/ 5/30 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/16 パネル設置	EUの鉄鋼製品に対する暫定セーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、SG協定第2.1条、2.2条、3条、4.1条、4.2条、6条、12.1条、GATT第1条、10条、19条に違反するとして米国が申立て。	SG GATT
261. ウルグアイからの特定の製品に対する課税措置	チリ 【EU、メキシコ、米国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 1/ 8 二国間合意通報	ベルーの国産品以外の製品に対する税制措置はGATT第1条及び3条に違反するとしてチリが申立て。	GATT
262. 米国のフランス産及びドイツ産鉄鋼製品に対するアンチダンピング措置及び相殺関税賦課へのサンセット・レビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	米国のフランス産及びドイツ産腐食防止鉄鋼製品等へのアンチダンピング措置及び相殺関税賦課のサンセット・レビューによる継続の決定等は、GATT、アンチダンピング協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT AD 補助金 WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS263 ~ DS266)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
263. EUの輸入ワイン に対する措置	アルゼンチン	2002/ 9/ 4 協議要請	EUのワインの製造方法等に関する規則はTBT協定第2条、12条、GATT第1.1条、3.4条、WTO設立協定第16.4条に違反する。	TBT GATT WTO設立
264. 米国のカナダ産軟材に対するダンピングの最終決定	カナダ 【中国、EU、インド、日本、NZ、タイ】	2002/ 9/13 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/ 8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書配布 5/13 米国上級委申立て 8/11 上級委報告書配布 2005/ 5/19 パネル設置要請(履行確認) 6/ 1 パネル設置(履行確認) 2006/ 4/ 3 パネル報告書配布(履行確認) 5/17 上級委申立て(履行確認) 8/15 上級委報告書配布(履行確認) 10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	米国のカナダ産軟材に対するダンピングの最終決定等は、AD協定・GATTに違反するとの申立てに対し、パネル及び上級委は、米国がゼロイング手法を用いてダンピング・マージンを計算したことはAD協定第2.4.2条に違反するとの判断を下した。米国はDSB勧告の履行措置として新たなダンピング・マージンを算定する際、正常価格(国内価格)と輸出価格の比較を個別取引ごとに行う中で(T-T方式: transaction to transaction)引き続きゼロイングを適用した。カナダはこれをAD協定第2.4.2条及び2.4条違反と主張し、DSU第21.5条パネルが設置されたが、パネルはカナダの主張を認めなかった。これに対して同上級委は、T-T方式におけるゼロイングの適用は協定第2.4.2条違反とするともに、ウルグアイ・ラウンド実施法129条決定におけるT-T方式でゼロイングが適用されたことは、AD協定第2.4条が定める「公正な比較」要件に反するとして、パネルの判断を覆した。	AD GATT
265、(266)、(283). EUの砂糖への輸出補助金	豪州(265) ブラジル(266) タイ(283) 【豪州、ブラジル、タイはそれぞれのパネルに第三国参加、バルパドス、ベリーズ、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントキャッツアンドネービーズ、スワジランド、タンザニア、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】	2002/ 9/27 協議要請(「DS266」同日、「DS283」2003/3/14) 2003/ 7/ 9 パネル設置要請(「DS266」「DS283」同日) 8/29 パネル設置(「DS266」「DS283」と併合) 2004/10/15 パネル報告書配布 2005/ 1/13 EU上級委申立て 1/15 豪州・ブラジル・タイ上級委申立て 4/28 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 豪州、ブラジル、タイがそれぞれEUとDSU第21条及び22条に基づく了解に至ったことを通報	EUの砂糖への輸出補助金は、農業協定(第3.3、8、9.1、10.1、11条)、補助金協定(第3.1、3.2条)、GATT(第3.4、16条)に違反するとの申立てに対して、パネルは、EUが譲許表に明記されている約束の水準を超えて輸出補助金を交付しており農業協定第3.3条及び8条に違反したと認定した。上級委もパネルの認定を支持した。	補助金 農業
266. EUの砂糖への輸出補助金	ブラジル		(DS265と合併)	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
267. 米国の高地産綿花 に対する補助金	ブラジル 【アルゼンチン、 豪州、ベナン、カ ナダ、チャド、中 国、台湾、EU、 インド、ニュー ジーランド、パキ スタン、パラグア イ、ベネズエラ、 日本、タイ】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 2/ 6 パネル設置要請 3/18 パネル設置 2004/ 9/ 8 パネル報告書送付 10/18 上級委申立て 2005/ 3/ 3 上級委報告書送付 3/21 パネル・上級委報告書採択 8/18 パネル設置要請(履行確認) 2006/ 9/28 パネル設置(履行確認) 2007/12/18 報告書配布(履行確認) 2008/ 2/12 米国による上級委上訴(履行確 認) 2/25 ブラジルによる上訴(履行確認) 6/ 2 上級委員会報告書採択(履行確 認) 6/20 パネル・上級委員会報告書採択 (履行確認) 8/25 2005/8/18に停止した仲裁の再開 を要請 10/ 1 仲裁人につき合意 2009/ 8/31 仲裁決定書発出 11/ 6 対抗措置承認申請 11/19 対抗措置承認 2010/ 3/ 8 ブラジル、2010/4/7から対抗措 置を発動する旨通知 4/30 ブラジル、対抗措置発動延期 8/25 ブラジル・米国、Framework for a Mutually Agreed Solution to the Cotton Dispute in the World Trade Organization の締 結を通知	米国の高地産綿花に対する国内補助金 及び輸出補助金は、農業協定(第3.3、 8、9.1(a)、10.1条) 補 助 金 協 定(第 3.1(a)、3.1(b)、3.2、5、6、附属書 I (j)条)、GATT第3.4条に違反すると の申立てに対して、パネルは、農業協 定第8条違反や補助金協定第3条違反等 を認定した。上級委もパネルの認定を 支持した。 21.5条パネルは、補助金協定第5、6条 等の違反を認定し、米国が履行を行っ ていないとしたところ、21.5条上級委 員会は、米国による措置はDSBの勧 告と裁定の履行を行っておらず、 WTO農業協定及び補助金協定に非整 合的であり、両協定上の義務を果たす ようDSBが米国に要求することを勧 告するとした。	農業 補助金 GATT
268. 米国のアルゼンチ ン産油井管(OCTG)に 対するアンチダンピン グ措置へのサンセッ ト・レビュー	アルゼンチン 【台湾、EU、日 本、韓国、メキシ コ】	2002/10/ 7 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 7/16 パネル報告書送付 8/31 米国上級委申立て 11/29 上級委報告書送付 12/17 パネル・上級委報告書採択 2006/ 3/ 6 パネル設置要請(履行確認) 3/20 パネル設置(履行確認) 11/30 パネル報告書配布(履行確認) 2007/ 1/12 米国による上級委申立て(履行確 認) 1/24 アルゼンチンによる上級委申立 て(履行確認) 4/12 上級委報告書配布(履行確認) 5/11 上級委報告書採択(履行確認) 5/21 アルゼンチン対抗措置承認申請 6/ 1 米国、仲裁を要求 6/21 仲裁手続を中断	米国のアルゼンチン産OCTGに対する AD措置のサンセット・レビューによ る措置継続の決定等はAD協定、 GATT、WTO設立協定に違反すると の申立てに対し、パネルは、米国 SPB(Sunset Policy Bulletin)をAD協 定第11.3条違反と認めたが、上級委は 「パネルは"客観的評価"を行っていない」とし、その認定を破棄した。ま た、本件ではパネル及び上級委が、 waiverについて定めた米国1930年関 税法及び商務省(DOC)規則(輸出企業 がサンセット・レビュー参加権を放棄 した場合、商務省はダンピングの存続 又は再発の可能性を認める決定をしな ければならないとする)をAD協定第 11.3条(一部6.1、6.2条)違反とした。 更に、アルゼンチン申立てによる DSU第21.5パネルは、waiverについて 定めた商務省(DOC)規則を引き続き AD協定第11.3条違反としたほか、 DOCによるダンピング再発可能性の 決定についても十分な事実関係に基づ いておらず、同じく11.3条に反すると した。また、申立て人の意見書の守秘 に関するDOCの措置は協定第6.5.1条 に反すると判断された。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS269 ~ DS276)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
269、(286). EUの冷凍骨なし鶏肉の関税分類	ブラジル(269) 【中国、タイ、米 国】 タイ(286) 【ブラジル、中 国、米国】	2002/10/11 協議要請(「DS286」2003/3/25) 2003/ 9/19 パネル設置要請(「DS286」 10/27) 11/ 7 パネル設置(「DS286」11/21。こ の後パネル合併) 2005/ 5/30 パネル報告書配布 6/13 EU上級委申立て 9/12 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択 2006/ 7/14 タイ・EU、シークエンス合意 (DS286) 7/26 ブラジル・EU、シークエンス合 意(DS269)	「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし鶏肉(加塩)の関税分類を「冷凍肉」に変更するEU規則は、GATT第2条、28条に違反し、GATT第23.1条の無効化又は侵害を生じさせるとのブラジル及びタイの主張について、パネルは文言の「通常の意味」や「文脈」から解釈して、EUは加塩された冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」として譲許していると判断した上で、EUの関税分類の変更により従価税で譲許された「加塩肉」に従量税が課されていることについて、直ちに協定違反となるものではないが、従価換算の結果、実際の税率は譲許税率を上回っているとして、EUの措置はGATT第2条(a)(b)(譲許表に基づく関税賦課)に違反すると判断した。上級委員会はパネルの判断をおおむね支持した。	GATT
270. 豪州の輸入果物及び野菜に対する措置	フィリピン 【チリ、中国、 EU、エクアドル、インド、 タイ、米国】	2002/10/18 協議要請 2003/ 7/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置	豪州の輸入果物及び野菜に対する措置はGATT第6条、8条、SPS協定(第2、3、4、5、6、10条)、輸入ライセンス協定第1条、3条に違反するとしてフィリピンが申立て。	GATT SPS ライセンス
271. 豪州の輸入パイナップルに対する措置	フィリピン 【EU、タイ】	2002/10/18 協議要請	豪州の輸入パイナップルに対する措置GATT第6条、8条、SPS協定(第2、3、4、5、6、10条)に違反するとしてフィリピンが申立て。	GATT SPS
272. ペルーのアルゼンチン産野菜油に対するアンチダンピング暫定措置	アルゼンチン	2002/10/21 協議要請	ペルーのアルゼンチン産野菜油に対するAD暫定措置等は、AD協定(第2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、4.1、5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2条)、GATT第6条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD GATT
273. 韓国の商用船貿易に関する措置	EU 【中国、台湾、日 本、メキシコ、ノ ルウェー、米国】	2002/10/21 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2005/ 3/ 7 パネル報告書配布 2005/ 4/11 パネル報告書採択	韓国の商用船造船に対する補助金は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条等に違反するとの申立てに対して、パネルは、韓国の補助金が3.1条(a)の禁止補助金であることを認め、廃止を勧告した。EUの著しい害の主張は退けた。	補助金
274. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置	台湾 【日本】	2002/11/ 1 協議要請	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定第2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、5.1条、GATT第1.1条、19.1条に違反するとして台湾が申立て。	SG GATT
275. ベネズエラの農産品に対する輸入ライセンス措置	米国 【アルゼンチン、 カナダ、チリ、 EU、ニュージー ランド】	2002/11/ 7 協議要請	ベネズエラの農産品(とうもろこし、乳製品等)に対する輸入ライセンス措置は、農業協定(第4.2条)、GATT(第3、10、11、13条)、TRIM協定(第2.1条)、輸入ライセンス協定(第1.4、3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条)に違反するとして米国が申立て。	農業 GATT ライセンス TRIM
276. カナダの小麦の輸出に関する措置及び輸入穀物の取扱	米国 【豪州、チリ、中 国、台湾、EU、 日本、メキシコ】	2002/12/17 協議要請 2003/ 3/ 6 パネル設置要請 3/31 パネル設置 2004/ 4/ 6 パネル報告書配布 6/ 1 上級委申立て 8/30 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1より改正国内法が発効したことを発表	カナダ政府及びカナダ小麦委員会の小麦の輸出に関する措置(小麦委員会への売買、価格設定、支払保証等に係る特権の付与等)はGATT第17条に違反し、輸入穀物の保管・運搬に係る差別的取扱はGATT第3条、TRIM協定第2条に違反するとの米国の主張について、パネルは、カナダの小麦輸出関連制度のGATT第17条(国家貿易企業の協定遵守)違反について米国はこれを立証しなかったとする一方で、カナダの輸入穀物への差別的取り扱いはGATT第3.4条(内国民待遇)に違反すると判断した。上級委員会はパネルの判断を全面的に支持した。	GATT TRIM

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
277. 米国のカナダ産軟材に対するITCの調査	カナダ 【中国、EU、日本、韓国】	2002/12/20 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/ 7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書配布 4/26 パネル報告書採択 2005/ 2/14 パネル設置要請(履行確認) 2/25 パネル設置(履行確認) 11/15 パネル報告書配布(履行確認) 2006/ 1/13 カナダによる上級委申立て(履行確認) 4/13 上級委報告書配布(履行確認) 5/ 9 パネル・上級委報告書採択(履行確認) 10/12 二国間合意通報	カナダ産軟材に対するITC(国際貿易委員会)の調査(損害認定等)は、GATT、AD協定、補助金協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、損害の因果関係の認定において、ITCが検討した要因からは「輸入が相当程度増加している」とし、それに基づいて損害のおそれを肯定したことはAD協定第3.5、3.7条、補助金協定第15.5、15.7条違反であると認めた。 カナダの申立てにより設置されたDSU第21.5条パネルは、米国による履行措置は補助金協定等に整合的であり、米国はDSB勧告を履行したと判断した。しかし、同上級委は、損害のおそれに係るITC決定について、パネルの検討方法は不適切であったとしてパネル判断を破棄したが、米国の履行措置の適法性及び履行の成立・不成立については、パネルによる事実関係の審理が不十分として判断を行わなかった。	AD GATT 補助金
278. チリの輸入果糖に対するセーフガード措置	アルゼンチン	2002/12/20 協議要請	チリの輸入果糖に対するセーフガード措置は、SG協定(2.1、3.1、3.2、4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条)、GATT第19.1条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG GATT
279. インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限	EU 【米国】	2002/12/23 協議要請	インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT(第3、10、11条)、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定(第1、2、3条)、SPS協定(第2、3、5、7、8条)、TBT協定第2条に違反し、GATT第20、21条によって正当化されないとEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス SPS TBT
280. 米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU】	2003/ 1/21 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、補助金協定第10、14、19、21条に違反するとしてメキシコが申立て。	補助金
281. 米国のメキシコ産セメントに対するアンチダンピング措置	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、EU、日本】	2003/ 1/31 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2006/ 1/16 メキシコの要請によりパネル停止 2007/ 1/14 パネル設置根拠喪失 5/16 二国間合意通報	米国のメキシコ産セメントに対するAD措置は、AD協定(第1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18条)、GATT(第3、6、10条)、WTO設立協定第16.4条に違反するとしてメキシコが申立て。 2009年2月1日付けでAD措置を取り消すことを合意。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS282 ~ DS289)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
282. 米国のメキシコ産 油井管に対するアンチ ダンピング措置	メキシコ 【アルゼンチン、 カナダ、中国、台 湾、EU、日本、 ベネズエラ、タ イ】	2003/ 2/18 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 8/ 4 メキシコ上級委申立て 8/16 米国上級委申立て 11/ 2 上級委報告書配布 11/28 パネル・上級委報告書採択 2006/ 8/21 協議要請(履行確認) 2007/ 4/12 パネル設置要請(履行確認) 4/24 パネル設置(履行確認) 7/ 5 メキシコの要請によりパネル停 止 2008/ 7/ 6 パネル設置根拠喪失	米国のメキシコ産油井管に対するAD 措置は、AD協定(第1、2、3、4、6、 11、18条)、GATT(第6、10条)、 WTO設立協定第16.4条に違反する とのメキシコの主張について、パネルは サンセットレビュー (AD税の見直し 手続)に係る米国商務省のサンセット・ ポリシー・プルテン(SPB: サンセッ トレビューに関する運用規則)がDOC の判断にとって「決定的又は結論づけ るもの」であるとして、当該SPBの内 容についてAD協定第11.3条(AD税及 び価格約束に係る起案及び見直し)違 反を認定したが、もう1つの主要論点 であった、米国貿易委員会(ITC)によ るサンセット・レビューにおける損害 継続・再発の「蓋然性」判断について は、AD協定(第3、11条)には違反し ないと判断した。これら判断について 両当事国は上級委への申立てを行った が、上級委員会はSPBそのものの違法 性についてパネルの判断は客観性を欠 いていたとしてこれを破棄する一方、 ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」 判断については、協定に違反しないと したパネルの判断を支持した。	AD GATT WTO設立
283. EUの砂糖への輸 出補助金	タイ	(DS265と合併)		
284. メキシコのニカラ グア産キングサリ (black beans) 対す る輸入禁止措置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/ 8 ニカラグア協議取り下げ	メキシコの輸入禁止措置はGATT(第 1.1、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条)、ラ イセンス協定(第1.2、1.3、1.4(a)、 2.2(a)条)、SPS協 定(第2.1、2.2、 2.3、5.1、7条等)に違反するとしてニ カラグアが申立て。	GATT ライセンス SPS
285. 米国の賭博サー ビスの越境移動に関す る措置	アンティグア・バー ブーダ【日本、 EU、カナダ、メ キシコ、台湾、中 国】	2003/ 3/13 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2004/11/10 パネル報告書配布 2005/ 1/ 7 米国、上級委申立て 1/19 アンティグア・バーブーダ上級委 申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 協議要請(履行確認) 7/ 6 パネル設置要請(履行確認) 7/19 パネル設置(履行確認) 2007/ 3/30 パネル報告書配布(履行確認) 5/22 パネル報告書採択(履行確認) 6/21 アンティグア・バーブーダ対抗措 置申請 7/23 米国、仲裁を申請 7/24 仲裁に付託 12/21 仲裁報告書発出 2013/ 1/28	米国のインターネット賭博の越境取引 を禁じる措置はGATS(第2、6、8、 11、16、17条)に違反するとして提 訴。上級委は、米の当該措置は、米国 が自由化を約束した「娯楽サービス」の 自由化約束違反であるとのパネル判断 を支持。ただし、GATS第14条(一般 例外)に該当するか否かについては、 米国のアンティグアと十分な協議をし ていないことを理由に、該当しないと 判断していたパネル判断を覆し、当該 措置が内外無差別に運用されることを 確保すれば、米国のインターネット賭 博禁止措置はGATS第14条に合致す るとした。21.5条パネルでは、米国が本 件履行にあたって行った新たな立法措 置によっても履行がなされていないと の判断を行った。	GATS
286. EUの冷凍骨なし 鶏肉の関税分類	タイ	(DS269と合併)		
287. 豪州の輸入品への 検疫制度	EU 【カナダ、チリ、 中国、インド、 フィリピン、タ イ、米国】	2003/ 4/ 3 協議要請 8/29 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2007/ 3/19 二国間合意通報	豪州の輸入品への検疫措置はSPS協定 (第2.2、2.3、3.3、4.1、5.1、5.6、5.7、 8条等)に違反するとしてEUが申立て。	SPS
288. 南アフリカのトル コ産毛布類へのアンチ ダンピング措置	トルコ	2003/ 4/ 9 協議要請	南アフリカのトルコ産毛布へのアンチ ダンピング措置は、GATT(第3、10 条)、アンチダンピング協定(第5、6、 9、12条)に違反するとしてトルコが申 立て。	GATT AD
289. チェコのポーラ ンド産輸入豚肉への追加 関税	ポーランド	2003/ 4/16 協議要請	チェコのポーランド産輸入豚肉への追 加関税は農業協定第4条に違反し、 GATT第1条、2条の下で享受する利 益を無効化・侵害しているとしてポー ランドが申立て。	農業 GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
290. EUの農産品及び 食品の商標及び地理的 表示の保護	豪州	(DS174と合併)		
291. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	米国(291) カナダ(292) アルゼンチン (293) 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 カナダ、チリ、中 国、台湾、コロン ビア、エルサルバ ドル、ホンジュラ ス、メキシコ、 ニュージーラン ド、ノルウェー、 パラグアイ、ペ ルー、タイ、ウル グアイ】	2003/ 5/13 協議要請(「DS293」5/14) 8/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置(合併) 2006/ 9/29 パネル報告書配布 11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 履行期限 2007/11/21に 2007/11/21 RPTを1/11とすることに合意 2008/ 1/11 RPTを2/11とすることに合意 (DS292) RPTを6/11とすることに合意 (DS293) 1/14 シークエンス合意(DS291) 1/17 米国、対抗措置申請(DS291) 2/ 6 EU、仲裁を要請 2/ 8 仲裁に委ねることに合意 (DS291) 2/11 RPTを6/30まで延長することに 合意(DS292) 2/15 米国・EU、仲裁停止を要請 6/11 RPTを8/12まで延長することに 合意(DS293) 6/23 RPTを7/31まで延長することに 合意(DS292) 7/29 RPTを12/31まで延長するこ とに合意(DS292) 8/12 RPTを12/1まで延長することに 合意(DS293) 12/1 RPTを2009/3/1まで延長するこ とに合意(DS293) 12/16 RPTを2009/3/1まで延長するこ とに合意(DS292) 2009/ 2/26 RPTを6/30まで延長するこ とに合意(DS293) 6/30 RPTを12/31まで延長するこ とに合意(DS293) 7/15 カナダ・EU、二国間で解決合意 2010/ 1/29 RPTを2/26まで延長するこ とに合意(DS293) 2/26 RPTを3/31まで延長するこ とに合意(DS293) 3/19 アルゼンチン・EU、二国間で解 決合意	EUの遺伝子組み換え作物の認可及び 販売に関する措置はSPS協定(第2、 5、7、8条等)、GATT(第1、3、10、 11条)、農業協定第4条、TBT協定(第 2、5条)に違反するとして米国等が申 立て。パネルは、EUによる検疫関連 措置は、危険性の評価が不十分で科学 的根拠を欠いており、SPS協定第2.2 条、5.1条、5.7条、附属書C1(a)等に 反する旨判断。	SPS GATT TBT
292. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	カナダ	w		
293. EUの遺伝子組み 換え作物の認可及び販 売に関する措置	アルゼンチン	(DS291と合併)		

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS294 ~ DS297)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
294. 米国のダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法	EU 【アルゼンチン、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、トルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 2005/10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EUによる上訴 1/30 米国による上訴 4/18 上級委員会報告書配布 5/ 9 パネル・上級委員会報告書採択 2007/ 7/ 9 協議要請(履行確認) 9/13 パネル設置要請(履行確認) 9/25 パネル設置(履行確認) 11/30 パネル構成(履行確認) 2008/12/17 パネル報告書配布(履行確認) 2009/ 2/17 EC上訴(履行確認) 2/25 米国上訴(履行確認) 5/14 上級委員会報告書送付(履行確認) 6/11 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 1/29 EU、対抗措置承認申請 2/16 米国、仲裁を要請 2/18 仲裁に付託 9/ 7 仲裁手続停止 2011/ 9/ 7 仲裁手続停止延長 2012/ 1/ 6、1/13、2/6 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 6/22 EUが仲裁手続停止の要請を撤回 2012/ 7/ 2 米EUが共同で文書を提出し、仲裁手続が終了	米国のダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反するとの申立てに対し、パネルは初回調査におけるゼロインクの個別ケースにおける適用及びゼロインク手法そのものをAD協定第2.4.2条違反とした。一方、同条の射程は当初調査に限られるとして行政見直しにおけるゼロインクの個別ケースにおける適用及びゼロインク手法そのものは違反とされなかった。これに対して上級委は、初回調査に関するパネルの判断を支持する一方、行政見直しにおけるゼロインクの個別ケース適用がAD協定第9.3条に反しないとしたパネルの判断についてはこれを覆した。 履行確認パネルは、a) 原手続におけるDSB勧告の採択以後に行われた後継の定期見直しの決定について履行確認パネルの審理対象となると判断したほか、EUの主張の一部を認め、b) 履行期間経過後にゼロインクを用いて行われた定期見直しの決定、c) 履行期間経過後にゼロインクを用いて算定された預託率の適用について協定違反を認定したが、d) 履行期間経過以前にゼロインクを用いて行われた定期見直しの決定については協定違反を認定しなかった。これに対し、上級委員会報告書では、履行期間経過以前にゼロインクを用いて行われた定期見直しの決定についても協定違反が認定された。	AD GATT WTO設立
295. メキシコの牛肉及びコメに対するアンチダンピング措置	米国 【中国、EU、トルコ】	2003/ 6/16 協議要請 9/19 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2005/ 6/ 6 パネル報告書配布 7/20 メキシコ上級委申立て 11/29 上級委報告書配布 12/20 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置及びそれに関する法制は、AD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、損害認定に際して「実質的な証拠」に基づく「客観的な検討」を行わなかったこと、ダンピングマージンが僅少の輸出者の調査を終了しなかったこと、提訴状に記載されていない輸出者に十分な情報提出の機会を付与することなくオールアザーズレートを採用したこと、ファクツ・アベイラブル使用の際に、マージンが最高になる証拠の採用を当然に求める国内法の規定、企業の回答期限を短く設定した国内法の規定等につき、AD協定 第3.1、3.2、3.4、3.5、5.8、6.8条違反であることを認めた。また上級委は、パネルの判断を概ね支持した。	AD
296. 米国の韓国産DRAMに対する相殺関税調査	韓国 【中国、台湾、EU、日本】	2003/ 6/30 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 3/29 米国上級委申立て 6/27 上級委報告書配布 7/20 パネル・上級委報告書採択	米国の韓国産DRAMに対する相殺関税調査は、GATT第6.3条、10. 3条、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申立てに対して、パネルは、韓国政府による指示委託は政府機関を除き立証されていないと認定し、需要の減退の因果関係に関するノンアトリビューション(15.5条)について補助金協定違反とした。上級委は、パネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、米国の指示委託の認定は1.1 (a) (1) (iv)条に違反としたパネルの判断を取り消した。ただし、米国の当該措置がWTO協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。	補助金
297. クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置	ハンガリー	2003/ 7/ 9 協議要請 2009/ 1/30 2003年に二国間合意に至っていたことを通報	クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置はGATT(第11、20条)、SPS協定(第2.2、2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条等)に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT SPS

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
298. メキシコの関税評価等のための価格制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意通報	メキシコの関税評価等のための価格制度はGATT第1、2、7、10条、GATT第7条の実施に関する協定(関税評価協定)第1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、15、16、22条、農業協定第4条、WTO設立協定第16.4条に違反する。	GATT 関税評価 農業 WTO設立
299. EUの韓国産DRAMチップに対する相殺関税措置	韓国 【中国、台湾、日本、米国】	2003/ 7/25 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 8/ 3 パネル報告書採択	EUの韓国産DRAMSに対する相殺関税調査は補助金協定第1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申立てに対して、パネルは、EUが認定した韓国政府による指示委託の一部(1.1(a)(1)(iv)条)と利益認定の一部(1.1(b)条、14条)と損害決定の一部(15.4、15.5条)について補助金協定違反と判断したものの、EUの相殺関税措置に関する主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。	補助金
300. ドミニカ共和国の紙巻きタバコの輸入に関する措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	ドミニカ共和国の紙巻きタバコの輸入に関する措置はGATT(第1.1、2.1(b)、3.2、3.4、11.1条)に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS301 ~ DS309)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
301. EUの商用船の貿易に関する措置	韓国 【中国、日本、米国】	2003/ 9/ 3 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 4/22 パネル報告書配布 2005/ 6/20 パネル報告書採択	韓国の商用船に関する補助金措置(DS273)に対抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、補助金協定第32.1条、GATT第1.1、3.4条、DSU第23.1、23.2条に違反するとの申立てに対して、パネルは、補助金協定とGATTの違反については認めないとした。一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものでありDSU第23.1条に違反すると判断した。	補助金 GATT
302. ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置	ホンジュラス 【チリ、中国、EU、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、米国】	2003/10/ 8 協議要請 12/ 8 パネル設置要請 2004/ 1/ 9 パネル設置 11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/16 二国間合意通報	ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置はGATT(第2、3、11、15条)に違反するとのホンジュラスの主張について、パネルは、ドミニカによる外国産タバコへの課徴金賦課がGATT第2条(譲許表)に、納税印紙貼付義務はGATT第3.4条に、特別消費税の賦課はGATT第32条に反するとの判断を行い、上級委もパネルの判断を支持した。	GATT
303. エクアドルの繊維板(ファイバーボード)の輸入に関するセーフガード措置	チリ	2003/11/24 協議要請	エクアドルの繊維板の輸入に関するセーフガード措置はセーフガード協定(第2、3、4、5、6、7、12条)、GATT第19.1(a)条に違反するとしてチリが申立て。	SG GATT
304. インドのEUからの特定製品に対するアンチダンピング措置	EU 【トルコ、台湾】	2003/12/ 8 協議要請	インドのEUからの特定製品に対するアンチダンピング措置はGATT第6.1条、AD協定(第1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条)に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT
305. エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置	米国 【EU】	2003/12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意通報	エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置はGATT第2条及び繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。	GATT
306. インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置	バングラディッシュ	2004/ 1/28 協議要請 2006/ 2/20 二国間合意通報	インドのバングラディッシュ製電池に対するアンチダンピング措置はGATT第1.1、2.1、6.1、6.2、6.6条、アンチダンピング協定第2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてバングラディッシュが申立て。	AD GATT
307. EUの商用船への援助	韓国	2004/2/13 協議要請	EUの商用船への補助金は、補助金協定第1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違反するとして韓国が申立て。	補助金
308. メキシコのソフトドリンク及びその他の飲料に係る税制措置	米国 【カナダ、中国、EU、グアテマラ、日本】	2004/ 3/16 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/ 6 パネル設置 2005/10/ 7 パネル報告書配布 12/ 6 メキシコ上級委申立て 2006/ 3/ 6 上級委報告書配布 3/24 パネル・上級委報告書採択 2007/ 1/23 メキシコが違反措置の撤廃	メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスに係る簿記や報告の義務づけはGATT第3.2、3.4条に違反するとの米国の主張について、パネルはGATT第3.2、3.4条(内国民待遇)の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT第20条(d)(法令遵守を目的とした措置の適用除外)により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。上級委は、GATT第20条(d)はメキシコが主張するような「他の国際協定(この場合はNAFTA)を他国に遵守させるための措置」までも正当化するものではない、としてメキシコの主張を退けるとともに、他の論点についても概ねパネルの判断を支持した。	GATT
309. 中国の半導体回路に係る増値税	米国 【EU、日本、メキシコ】	2004/ 5/18 協議要請 2005 10/ 5 二国間合意通報	中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT第1、3.2条及びGATS第17条に違反するとして米国が申立て。	GATT GATS

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
310. 米国のカナダ産小麦に対する I T C のダンピング決定	カナダ	2004/ 4/ 8 協議要請 6/10 パネル設置要請	カナダ産小麦に対する米国 I T C のダンピング決定はGATT第6.5(a)条、AD協定第1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及び補助金協定第10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD
311. 米国のカナダ産軟材に対する相殺関税措置見直し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請 2006/10/12 二国間合意通報	カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しは補助金協定第10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及びGATT第6.3条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金
312. 韓国のインドネシア製紙に対するアンチ・ダンピング関税	インドネシア 【カナダ、中国、EU、日本、米国、台湾】	2004/ 6/ 4 協議要請 8/16 パネル設置要請 9/27 パネル設置 2005/10/28 パネル報告書配布 11/28 パネル報告書採択 2006/10/26 協議要請(履行確認) 12/22 パネル設置要求(履行確認) 2007/ 1/23 パネル設置(履行確認) 9/28 パネル報告書配布(履行確認) 10/22 パネル報告書採択(履行確認)	インドネシア産の紙に対する韓国のAD調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクツ・アベイラブル(FA)の利用等がAD協定及びGATTに違反するとの申立てに対し、パネルは、FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD協定第6.5条違反等を認めた。他方、韓国当局によるcollapsing(複数の輸出者を同一の主体とみなすこと)の適用については、パネルはAD協定に整合的と判断した。21.5条パネルは、履行手続における韓国当局の再決定のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反等を認定した。	AD GATT
313. EUのインド製鉄鋼製品に対するアンチ・ダンピング関税	インド	2004/ 7/ 5 協議要請 10/22 二国間合意通報	インド製鉄鋼製品に対するEUのAD税の差別的賦課はAD協定第3.4、3.5、4.1、9.2条に違反としてインドが申立て。	AD
314. メキシコのEU産オリーブオイルに対する暫定的相殺関税措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置は補助金協定第10、11、15、16、17条及び農業協定の13、21.1条に違反するとしてEUが申立て。	補助金
315. EUの通関措置	米国 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 6/16 パネル報告書配布 8/14 米国の上級委申立て 11/13 上級委報告書配布 12/11 パネル・上級委報告書採択	EUによる製品の関税上の分類又は評価に関する措置及び輸入の要件、制限又は禁止の実施方法がGATT第10.3条(a)の規定する「一律の実施(uniform administration)」の義務に従っていないとして、米国が申立て。パネルは米国の申立てのうち3件についてはEUによる関税分類及び関税評価がGATT第10.3条(a)に違反するとしたが、5件については違反がなく、また11件については米国がEUの措置の違法性を十分証明していないとした。上級委は、米国はEUの「関税措置全体について」法的な判断を求めることはできない、としたパネルの判断を覆したが、事実関係が十分に審理されていないとして、通関制度そのものに関する実体的判断は行わず、デジタル・ビデオ・インターフェース付きLCDモニターの関税分類に関する共通関税の実施についてのみ、10.3条(a)違反を認め、それ以外のEUの個別措置については、米国の申立てを退ける判断を行った。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS316～DS321)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
316. EUの大型民間航空機の取引に関連する措置	米国 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2010/ 6/30 パネル報告書配布 7/21 EUによる上訴 2011/ 5/18 上級委報告書配布 6/1 パネル・上級委報告書採択 12/9 対抗措置承認申請 12/22 EU、仲裁を要求 2012/ 1/20 仲裁手続を中断	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第16.1条に違反するとして米国が申立て。上級委は、約180億ドルのEU補助金について撤廃か米国への悪影響除去を勧告(輸出補助金として即時撤廃を求める補助金はなし)。	補助金
317. 米国の大型民間航空機の取引に関連する措置	EU 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て。	補助金
318. インドの台湾製製品に係るアンチ・ダンピング措置	台湾	2004/10/28 協議要請	台湾製製品に係るインドのAD措置はGATT 6.1、6.2条及びAD協定第1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反として台湾が申立て。	AD GATT
319. 米国の1930年関税法776条	EU 【米国】	2004/11/ 5 協議要請	米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD協定第1、6、18.4条及びGATT第6.1、6.2に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT
320. 米国のホルモン牛肉紛争に係る対抗措置の継続	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ】	2004/11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EUによる上訴 6/10 米国による上訴 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採択	米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 上級委は、米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加がWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米、加、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU GATT
321. カナダのホルモン牛肉紛争に係る義務の継続的な延長	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	2004/11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EUによる上訴 6/10 米国による上訴 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採択	カナダによるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 上級委は、米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加がWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米、加、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
322. 米国のゼロイン グ及びサンセット・レ ビューに係る措置	日本 【中国、EU、香港、 ノルウェー、台湾 (履行パネル)】	2004/11/24 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2/28 パネル設置 2006/ 9/20 パネル報告書配布 10/11 日本による上訴 2007/ 1/ 9 上級委員会報告書配布 1/23 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 1/10 対抗措置承認申請(日米間の合意 により仲裁手続を中断) 1/18 米国、仲裁を要請 1/21 仲裁に付託 4/ 8 パネル設置要請(履行確認) 4/18 パネル設置(履行確認) 5/28 パネル構成(履行確認) 6/ 9 日米両国の合意に基づき仲裁手 続停止 2009/ 4/24 パネル報告書配布(履行確認) 5/20 米国による上訴 8/18 上級委員会報告書配布(履行確 認) 8/31 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 4/23 日本、仲裁手続の再開要請 12/15 日米両国の合意に基づき仲裁手 続停止 2011/ 9/12、11/ 7、11/30、2012/ 1/12、2/ 1 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 日米間で解決に向けた覚書に合 意 2012/ 8/14 日本、仲裁手続取り下げ	米国の行政見直し等におけるゼロイン グ(ダンピング・マージンを集計する 際、国内価格を上回る価格で輸出され た製品の価格データを無視する手法) はGATT第6.1、6.2条及びAD協定第1、 2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、9、 11、18.3、18.4等に違反するとして日 本が申立て。パネルは、米国のアン チ・ダンピング手続のうち、(1)初回 調査において、国内価格及び輸出価格 の加重平均を用いてダンピング率を算 出する際にゼロイングを用いることは WTO協定違反である、と判断しつつも、 (2)その他の手続(定期見直し等) におけるゼロイングはWTO協定違反 ではない、との判断を行った。これに 対して上級委は、日本の主張を全面的 に受け入れ、個別措置を含めて、アン チ・ダンピング手続のほとんどにおい て、ゼロイングを使用することは WTO協定に違反すると認定し、この 点に関するパネルの結論を覆した。 履行確認パネルの報告書では、ゼロイ ング手法そのもの(as such)、及び、 ゼロイングの個別ケースにおける適用 (as applied)について、是正がなされ ておらず、米国はWTO勧告を履行す る義務を果たしていないと認定され た。上級委員会も、パネル報告を全面 的に支持する報告書を発出し、米国が WTO勧告を履行する義務を果たして いないことが確定した。	AD GATT
323. 日本の海苔の輸 入割当制度	韓国 【中国、EU、ニュー ジーランド、米国】	2004/12/ 1 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 1/23 二国間合意通報 2/ 1 パネル報告書(案件の経緯のみ記 載)配布	日本における韓国産の乾燥・味付け海 苔の輸入割当制度はGATT第11、10.3 条及び農業協定 4.2条及びライセンス 協定第1.2、1.6条に違反するとして韓 国が申立て(韓国産海苔への輸入割当 を増やすとの合意により妥結)。	GATT ライセンス
324. 米国のタイ産の エビに対する暫定的 アンチ・ダンピング措置	タイ 【日本、ブラジ ル、EU、中国、 インド、エクアド ル】	2004/12/ 9 協議要請	ゼロイング等の手法により決定された タイ産のエビに対する米国の暫定的 AD措置は、AD協定第1、2.4、2.4.2、 6.8、6.13、7.1条及び GATT第6条に違 反するとしてタイが申立て。	AD GATT
325. メキシコ製ステ ンレス鋼に対する米 国のアンチ・ダン ピング決定	メキシコ 【日、EU】	2005/ 1/ 5 協議要請	メキシコ製ステンレス鋼に対する米 国のAD決定はAD協定第1、2、5、9、 11、18.4条及びGATT第6.1、6.2、10.3 条(a)に違反するとしてメキシコが申 立て。	AD GATT
326. EUのチリ産サー モンに対するセーフ ガード措置	チリ	2005/ 2/ 8 協議要請 5/12 チリ協議取り下げ	チリ産のサーモンに対するEUのセー フガード措置は、セーフガード協定第 2、4、5条及びGATT第19条に違反す るとしてチリが申立て。	GATT
327. エジプトのパキ スタン製マッチに対 するアンチ・ダン ピング課税	パキスタン 【日本、米 国、 EC、中国】	2005/ 2/21 協議要請 6/ 9 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2006/ 3/27 二国間合意通報	パキスタン製マッチへのエジプトの アンチ・ダンピング課税に係る手続や ダンピング決定手法は、AD協定及び GATTの関連規定に違反するとして パキスタンが申立て。	AD GATT
328. EUのサーモン に対するセーフガ ード措置最終決定	ノルウェー 【チリ】	2005/ 3/ 1 協議要請	EUによる外国産サーモンに係るセー フガード措置(関税割当や最低価格制 度等)の最終決定は、SG協定第2、3、 4、5、7、11条及びGATT第19条に違 反するとしてノルウェーが申立て。	SG GATT
329. パナマの乳製品 に関する関税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 10/ 6 二国間合意通報	パナマによるミルクの加工製品に係 る関税分類の変更(従来「加工ミルク 製品」を「粉ミルク」と「その他」に再分類 し、「その他」について関税率を引上げ) は、GATT第1、2、28条及び農業協 定第4条に違反するとともに、メキ シコの協定上の利益を無効化・侵害し ているとしてメキシコが申立て。	GATT 農業

(DS330 ~ DS335)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
330. アルゼンチンの オリーブオイル、小麦 グルテン及び桃缶詰に 対する相殺関税	EU	2005/ 4/29 協議要請	アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小麦グルテン及び桃缶詰に対する相殺関税は、その決定にあたって、補助金の存在や国内産業における「実質的な損害」の認定等に問題があり、GATT第6.3条及び補助金協定第1、10、11、12、14、19、21に違反するとしてEUが申立て。	補助金 GATT
331. メキシコのグア テマラ製鋼管へのアン チ・ダンピング税賦課	グアテマラ 【中国、EU、ホン ジュラス、日本、 米国】	2005/ 6/17 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 6/ 8 パネル報告書加盟国配布 7/24 パネル報告書採択 9/25 二国間合意通報	メキシコによるグアテマラ製鋼管へのAD税の調査及び賦課は、GATT第6条及びAD協定第1、2、3、4、5、6、9、12、18条及び附属書IIに違反するとしてグアテマラが申立て。パネルは、メキシコ当局が不十分な証拠に基づいて調査開始をしたとして、AD協定第5、6条違反等を認定した。	AD GATT
332. ブラジルの再生 タイヤの輸入に関する 措置	EU 【アルゼンチン、 豪州、中国、キュ ーバ、グアテマ ラ、日本、韓国、 メキシコ、パラ グアイ、台湾、 タイ、米国】	2005/ 6/20 協議要請 11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置 2007/ 6/12 パネル報告書配布 9/ 3 EUによる上級委申立て 12/ 3 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 6/ 4 EUよりRPT期間について仲裁 要請 8/29 仲裁によりRPTを12月17日まで と決定 2009 1/ 7 シークエンス合意	ブラジルによる再生タイヤの輸入禁止措置、輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール諸国に対する同措置の適用除外は、GATT第1.1、3.4、11.1、13.1条に違反するとしてEUが申立て。パネルはブラジルの措置はGATT第20条(b)の例外措置への該当性を認めしたが、ブラジル国内裁判所による仮差し止め命令に基づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は「偽装された貿易制限」であり同条柱書きを満たさないとしてGATT第11条違反を認定。上級委員は、GATT第20条柱書の判断については差別の理由・合理性に基づいて行うべきであるとして、パネルが採用した数量基準を否定したが、GATT第11条違反という結論は支持した。	GATT
333. ドミニカ共和国 のコスタリカからの輸 入に係る外国為替手数 料	コスタリカ	2005/ 9/12 協議要請	ドミニカ共和国の外貨取引に係る為替手数料(13%)は、GATT第2.1条(b)の規定する課徴金に該当し、同条項及びその他関連条項に違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT
334. トルコの米の輸 入に係る措置	米国 【アルゼンチン、豪 州、中国、エジ プト、EU、韓国、 パキスタン、タイ】	2005/11/ 2 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 9/21 パネル報告書配布 10/22 パネル報告書採択 11/20 トルコ、履行の意思通報 2008/ 5/ 7 シークエンス合意	トルコによる米産米の輸入に係る措置(譲許税率を超える税率での輸入ライセンスの発給、関税割当にあたっての輸入者への国産米購入義務づけ等)はTRIM協定第2条、GATT第3、11条、農業協定第4条及び輸入ライセンス協定第1、3、5条に違反するとして米国が申立て。パネルは、農業協定第4条違反等を認定した。	TRIM GATT 農業 ライセンス
335. 米国のエクアド ル産エビに対するアン チ・ダンピング措置	エクアドル 【ブラジル、チリ、 中国、EU、イン ド、日本、韓国、 メキシコ、タイ】	2005/11/17 協議要請 2006/ 6/ 8 パネル設置要請 7/19 パネル設置 2007/ 1/30 パネル報告書配布 2/20 パネル報告書採択	米国が、初回調査において、エクアドル産エビのダンピング・マージン計算に「ゼロイング」手法を使い、これに基づきAD税の賦課を行ったことは、GATT第6条及びAD協定第2.4.2条等に違反するとしてエクアドルが申立て。パネルは、初回調査におけるダンピングの最終認定及びアンチ・ダンピング税の最終決定におけるゼロイングの適用は、AD協定第2.4.2条に反するとの判断を行った。	AD GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
336. 日本の韓国製 DRAMチップに対す る相殺関税措置	韓国 【EU、米国、台湾 (履行確認パネ ル)】	2006/ 3/14 協議要請 5/18 パネル設置要請 6/19 パネル設置 2007/ 7/13 パネル報告書加盟国配布 8/30 日本、上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 12/10 韓国のDSU第21.3 (c) 条に基づ く仲裁要請 2008/ 5/ 5 仲裁報告書発出 9/ 9 パネル設置要請(履行確認) 9/10 シークエンス合意 9/23 パネル設置(履行確認) 2009/ 3/ 5 パネル検討手続停止(履行確認) 2010/ 3/ 5 パネル設置根拠喪失(履行確認)	日本による韓国製DRAM(Dynamic Random Access Memories)に対する 相殺関税賦課は、GATT第6.3、10.3 条、補助金協定第1、2、10、11、12、 14、15、15.5、19、19.1、21、22及び 32.1条に反するとして韓国が申立て。 パネルは補助金協定第1、14、19.4条 違反を認定した。上級委は、1、14条 違反の一部の論点についてパネルの判 断を取り消した。	補助金 GATT
337. EUのノルウェー 産サーモンへのアン チ・ダンピング措置	ノルウェー 【カナダ、中国、 香港、日本、韓国、 米国】	2006/ 3/17 協議要請 5/29 パネル設置要請 6/22 パネル設置 11/16 パネル報告書配布 2008/ 1/15 パネル報告書採択 2/ 8 EU、履行の意思表示 5/ 6 RPTについて合意 11/15 RPT終了	EUによるノルウェー産養殖サーモン のダンピング最終決定と、暫定的な AD税の賦課は、GATT第6条、AD協 定第1、2、3、5、6、9、12、18条の関 連条項及び附属書 IとIIに反するとし てノルウェーが申立て。パネルは、 AD協定第2、3、4、5、6、9条の関連 条項についてEUの違反を認定した。	AD GATT
338. カナダの米国産 トウモロコシへのアン チ・ダンピング及び相 殺関税	米国	2006/ 3/17 協議要請	カナダによる米国産粒トウモロコシへ のAD税及び相殺関税の暫定賦課は、 AD協定第1、3、7、12.2.1条、補助金 協定第5、10、17、22.4条及びGATT 第6条に反するとして米国が申立て。	AD 補助金 GATT
339. (340)、(342). 中 国の自動車部品の輸入 に関連する措置	EU(339) 米国(340) カナダ(342) 【アルゼンチン、 豪州、日本、メキ シコ、台湾、ブラ ジル、タイ】	2006/ 3/30 協議要請(「342」4/13) 9/15 パネル設置要請(統一パネルの設 置) 10/26 パネル設置 2008/ 7/18 パネル報告書配布 9/15 中国による上訴 12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2/27 RPTについて合意 9/ 1 RPT終了	中国が「自動車産業発展政策」におい て、輸入自動車部品が完成車の特徴を 備えていると認定される場合、自動車 部品ではなく完成車としての特徴を備 えていると認定し、完成車の関税率を 適用するとしていることは、GATT 第2.1(a)、2.1(b)、3.1、3.4、3.5条、 TRIM2.1、2.2条、補助金協定第3条及 び加盟議定書・作業部会報告書の関連 条項に反するとしてEU、米国及びカ ナダが申立て。 パネルが、GATT2条1(b)「通常の関 税」の意味を語釈している、また、そ の語釈の故に、GATT3条2の「内国税 その他の内国課徴金」に係る事実認定 において誤っているなどとして、中国 より上訴された件について、上級委報 告書が配布され、上級委は、①中国に よる当該措置は、GATT3条2項にい う内国税であり、GATT2条1項(b) における「通常の関税」には当たらないと するパネル報告書の判断を支持。②中 国による当該措置は、同種の国内産自 動車部品には適用されず輸入品にのみ 適用されるものであり、GATT3条2 項に非整合とするパネル報告書の判断 を支持。③中国による当該措置は、同 種の国内産自動車部品より不利な待遇 (less favorable treatment)を輸入品に 課しており、GATT3条4項に非整合 とするパネル報告書の判断を支持し、 中国に対して、GATT上の義務を履 行するようDSBが要求するよう勧告 した。	GATT TRIM 補助金 GATS 加盟議定書
340. 中国の自動車部 品の輸入に関連する措 置	米国 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 日本、メキシコ、 台湾、タイ】		(DS339と合併)	

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS341 ~ DS345)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
341. メキシコのEU産 オリーブ油への相殺関 税最終決定	EU 【カナダ、中国、日 本、ノルウェー、米 国】	2006/ 3/31 協議要請 12/ 7 パネル設置要請 2007/ 1/23 パネル設置 2008/ 9/ 4 パネル報告書配布 10/21 パネル報告書採択	メキシコによるEU産オリーブ油への 相殺関税調査及び相殺関税の賦課は、 GATT第6条、補助金協定第1、10、 11、12、13、14、15、16、19、22、32 条及び農業協定第13、21条に反すると してEUが申立て。 パネル報告書は、国内産業の定義につ いて、申請者が申請をした時点で、あ るいは、調査期間中に生産を行ってい ない場合には国内産業を構成しないと いうECの主張に対し、パネルは16.1 条では申請時点、あるいは、調査期間 中に生産を行っていないからならな いことまで求めているのではないとし て、ECの主張を棄却し、メキシコ政 府が行ったEC産オリーブオイルに関 する2000年～2003年の期間の損害調査 は、限定的であり、実証的な証拠に基 づいた損害決定ではないとした。	GATT 補助金 農業
342. 中国の自動車部 品の輸入に関連する措 置	カナダ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 日本、メキシコ、 台湾、タイ】	(DS339と合併)		
343. 米国のタイ産エ ビへの措置	米国 【ブラジル、チ リ、中国、EU、 インド、韓国、日 本、メキシコ、ベ トナム】	2006/ 4/24 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 タイによる上訴 4/29 米国による上訴 7/16 上級委報告書配布 8/ 1 パネル・上級委報告書採択 8/29 米国、履行の意思表示 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	米国によるタイ産エビへのAD仮決 定・最終決定における「ゼロイング」の 適用及び算定されたダンピング・マ ージンに基づくAD税の賦課は、AD協 定 第1、2.1、2.4、2.4.2、3.1 ~ 3.5、 5.8、9.2、9.3条 及びGATT第2、3、6 条に反し、また、米国によるボンド要 求それ自体及びタイ産エビ輸入への適 用は、GATT第1、2、3、11.1、13.1、 20(d)に反するとしてタイが申立て。 上級委は、米国の措置はAD協定18.1 条に非整合であるとしたパネルの決定 を支持し、DSBに対し、米国にWTO 協定上の義務の履行を求めるよう勧告 する旨の報告書を配布。	AD GATT
344. 米国のメキシコ 製ステンレス鋼へのダ ンピング最終決定	メキシコ 【チリ、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 5/26 協議要請 10/12 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2007/12/20 パネル報告書配布 2008/ 1/31 メキシコによる上訴 4/30 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択 8/11 メキシコ、仲裁要請 10/31 仲裁人、RPTを2009/4/30に決 定 2009/ 4/30 RPT終了 8/19 メキシコによる協議要請(履行確 認) 9/ 7 パネル設置要請(履行確認) 2011/ 5/13 パネル設置(履行確認) 2012/ 4/27、5/14、5/31 メキシコの申請に より履行確認パネル手続を停止	米国によるメキシコ製ステンレス鋼へ のAD最終決定について、米国1930年 関税法の関連規定、商務省の関連規則 及びダンピング・マージンの初回調査 及び行政見直しに係るゼロイングの適 用は、GATT第6条、AD協定 第1、 2.1、2.4、2.4.2、5、6.10、9、11、18条 及びWTO設立協定第16.4条に反する としてメキシコが申立て。パネルは、 初回調査W-W比較におけるゼロイン グの違反を認定しつつも、定期見直し における違法性を否定。 上級委員会は、定期見直しにおける違 法性を認定し、パネルの判断を取り消 した。	AD GATT WTO設立
345. 米国のAD・相殺 関税に基づくボンド指 令	インド 【ブラジル、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 6/ 6 協議要請 10/13 パネル設置要請 11/21 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 インドによる上訴 4/29 米国による上訴 7/16 上級委員会報告書配布 8/ 1 パネル・上級委員会報告書採択 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	米国の改正ボンド指令及びインド産エ ビへの拡張的なボンド要求は、AD協 定 第1、7.1、7.2、7.4、7.5、9.2、9.3、 9.3.1、18.1、18.5条、GATT第1、2、 3、6.2、6.3、10、11、13条及び補助金 協定 第10、17.4、17.5、19.3、19.4、 32.1、32.5条に反するとしてインドが 申立て。 上級委は、米国の措置はAD協定18.1 条に非整合であるとしたパネルの決定 を支持し、DSBに対し、米国にWTO 協定上の義務の履行を求めるよう勧告 する旨の報告書を配布。	AD GATT 補助金

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
346. 米国のアルゼンチン製油井管へのAD行政見直し	アルゼンチン	2006/ 6/20 協議要請	米国のアルゼンチン製油井管へのAD行政見直しは、AD協定第2.2、2.4、6.1、6.2、6.6、6.8、6.9、9.2、9.3、12.2、12.2.2条、附属書Ⅱ及びGATT第6条に反し、また、ダンピング・マージンの算定に関する米国1930年関税法の規定はAD協定第2.2.2条及びGATT第6条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD GATT
347. EUの大型民間航空機の取引に関連する措置(二次申立て)	米国 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2006/ 1/31 協議要請 4/10 パネル設置要請 5/ 9 パネル設置 10/ 6 米国、パネル手続の一時停止を要請 2007/10/ 7 パネル設置根拠喪失	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)(b)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第3.4、16.1条に違反するとして米国が申立て(先行していたDS316への付託事項を拡張するための二次申立て)。	補助金 GATT
348. コロンビアのパナマからの物品輸入に関する税関措置	パナマ	2006/ 7/20 協議要請 12/ 1 二国間合意通報	コロンビアによるパナマからの物品輸入に関する税関措置(関税額の算定方法、輸入港の制限、インボイスへの追加的な情報記載要求)は、関税評価協定第1、7、13条及び附属書Ⅰ総則、GATT第1.1、2.1(a)(b)、5.6、10.1、10.3(a)、11.1、13.1条に反するとしてパナマが申立て。	関税評価 GATT
349. EUのニンニクへの関税割当関連措置	アルゼンチン	2006/ 9/ 6 協議要請	二国間合意に基づくEUの中国産・冷凍ニンニクへの関税割当枠拡大は、他国が交渉によって得た権利を損なうものであり、地域貿易協定に関するGATT第24.6条、譲許表の修正に関するGATT第28条及びWTO設立協定第14.4条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT WTO設立
350. 米国のゼロイング手法の維持と継続的な適用	EU 【ブラジル、中国、エジプト、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイ】	2006/10/ 2 協議要請 10/ 9 EU、追加協議を要請 2007/ 5/10 EU、パネル設置要請 2007/ 6/ 4 パネル設置 2008/10/ 1 パネル報告書配布 11/ 6 EUによる上訴 11/18 米国による上訴 2009/ 2/ 4 上級委報告書配布 2/19 パネル・上級委報告書採択 6/ 2 RPTについて合意 12/19 RPT終了 2010/ 1/ 4 シークエンス合意 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意	米国によるダンピング・マージンの行政見直し最終決定におけるゼロイング適用の維持は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、9.1、9.3、9.5、11、18.4条、GATT第6条及びWTO設立協定第14.4条に反するとしてEUが申立て。米国によるイタリアのボールベアリング等に対するAD調査にあたってゼロイングが用いられたことについて争われた本件について、パネルは、米国の措置をWTO非整合とし、DSBが米国に対し、それらの措置をWTO協定整合的に改めるよう求めるよう勧告。	AD GATT WTO設立
351. チリの乳製品への暫定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/10/25 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続停止要請 2007/ 8/ 3 パネル停止 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	チリによる乳製品への暫定セーフガード措置は、GATT第1、19条及びセーフガード協定第2、3.1、4、5.1、6、12.4条に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT SG
352. インドのEU産ワイン・蒸留酒の輸入・販売に関連する措置	EU 【豪州、チリ、日本、米国】	2006/11/20 協議要請 2007/ 3/23 パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/13 パネル手続停止要請 7/16 パネル停止 2008/ 7/17 パネル設置根拠喪失	インドによるEU産ワイン・蒸留酒への追加関税、特別追加関税の賦課及びインドのTamil Nadu州による同産品への流通規制の適用が、GATT第2.1(a)(b)、3.2、3.4、11条に反するとしてEUが申立て。パネル会合前にインドがワイン・蒸留酒への追加関税の撤廃の通達を発出したことを受け、EUはパネル進行停止を要請。	GATT

(DS353 ~ DS359)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
353. 米国の大型民間 航空機の取引に関連す る措置(二次申立て)	EU 【豪州、ブラジル、 カナダ、中国、日 本、韓国】	2005/ 6/27 協議要請 2006/ 1/20 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2011/ 3/31 パネル報告書配布 2012/ 3/12 上級委報告書配布 2012/ 3/23 パネル報告書・上級委報告書採 択 2012/ 4/24 シークエンス合意 2012/ 9/23 米国、違反措置を是正(EUは不 同意) 2012/ 9/25 EU、協議要請(履行確認) 2012/ 9/27 EU、対抗措置承認申請 2012/10/11 EU、パネル設置要請(履行確認) 2012/10/22 米国、仲裁を申請 2012/10/23 仲裁に付託 2012/10/30 パネル設置(履行確認) 2012/11/28 仲裁手続の停止	米国による民間大型航空機企業への補 助金供給は補助金協定第3.1(a)、 (b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、 (c)条及びGATT第3.4条に違反すると してEUが申立て(先行していたDS317 への付託事項を拡張するための二次申 立て)。	補助金 GATT
354. カナダのワイン とビールへの課税免 除・減額	EU	2006/11/29 協議要請 2008/12/17 カナダ、EU、相互合意	カナダによるカナダ産ワインへの課税 免除及びカナダ産ビールへの課税額の 減額措置は、GATT第3.2、3.4条、補 助金協定第3.1(b)、3.2条に反するとし てEUが申立て。	GATT 補助金
355. ブラジルのアル ゼンチン産の樹脂に対 するAD措置	アルゼンチン 【日本、EU、台湾、 米国】	2006/12/26 協議要請 2007/ 6/ 7 アルゼンチン、パネル設置要請 7/24 パネル措置 2008/ 2/ 4 パネル手続停止 2009/ 2/ 5 パネル設置根拠喪失	ブラジルによるアルゼンチン産樹脂へ のAD調査、決定及びAD税の賦課は AD協定第2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、2.4、 3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、12条及 びGATT第6条に反し、また、ダンピ ング決定の見直し手続はAD協定第 9、18.4及びGATT第10条等に反する としてアルゼンチンが申立て。	AD GATT
356. チリの乳製品へ の確定セーフガード措 置	アルゼンチン 【米国】	2006/12/28 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続の停 止要請 8/ 3 パネル議長、パネル停止を表明 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	チリによる乳製品への確定セーフガ ード措置は、GATT第1、19条及びセ ーフガード協定第2、3.1、4、5.1、7.1、 12.2条等に反するとしてアルゼンチ ンが申立て。	SG GATT
357. 米国のトウモロ コシ他農産品への補助 金等国内支持	カナダ 【アルゼンチン、豪 州、EU、ニカラグ ア、タイ、チリ、中 国、インド、メキシ コ、NZ、南ア、台 湾、日本】	2007/ 1/ 8 協議要請 2007/ 6/ 7 カナダ、パネル設置要請(11/15 この要請を撤回) 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS365と併合)	米国による米国内のトウモロコシ及び その他農産品の生産者・輸出者への補 助金その他国内支持は、補助金協定第 3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条及び農業 協定第3.2、3.3、8、9.1、10.1条に反す るとしてカナダが申立て。	補助金 農業
358. 中国の租税その 他支払の還付、減額及 び免除	米国 【日本、豪州、EU、 メキシコ、カナダ】	2007/ 2/ 2 協議要請 4/27 米国、追加協議要請 7/12 米国、パネル設置要請 8/31 パネル設置(DS359と合併) 12/19 中国と米国で本件について合意	中国による輸出型企業を対象とした租 税その他支払の還付、減額及び免除措 置が、補助金協定第3条、GATT第3.4 条、TRIM2条及び中国の加盟議定書・ 作業部会報告書の関連規定に反すると して米国が申立て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定書
359. 中国の租税その 他支払の還付、減額及 び免除	メキシコ 【日本、豪州、EU、 米国、カナダ】	2007/ 2/26 協議要請 5/ 4 メキシコ、追加協議要請 7/12 メキシコ、パネル設置要請 8/31 パネル設置(DS358と合併) 2008/ 2/ 7 中国とメキシコで本件について 合意	中国による輸出型企業を対象とした租 税その他支払の還付、減額及び免除措 置が、補助金協定第3条、GATT第3.4 条、TRIM2条及び中国の加盟議定書・ 作業部会報告書の関連規定に反すると してメキシコが申立て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定書

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
360. インドの米国からの輸入に対する追加関税及び特別追加関税	米国 【日本、豪州、チリ、EU、ベトナム】	2007/ 3/ 6 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2008/ 6/ 9 パネル報告書配布 8/ 1 米国による上訴 8/13 インドによる上訴 10/30 上級委報告書配布 11/17 パネル・上級委報告書採択	インドによる米国からの輸入品、とりわけワイン及び蒸留酒の輸入に対してインドが課している追加関税及び特別追加関税は、GATT第2条1(a)、(b)、3条2、4の規定に反するとして米国が申立て。 上級委は、パネル報告書パラ8. 1における、米国がインドによるアルコール飲料への追加関税がGATT2条に非整合であることの立証を行っていない、また、米国が、インドによる特別追加関税がGATT2条に非整合であることの立証を行っていないとの事実認定を破棄した上で、パネル報告書と同様、上級委も何らの勧告も行わず。	GATT
361. EUのパナナ輸入制度	コロンビア	2007/ 3/21 協議要請 2010/ 6/ 8 EUと関係諸国の間でGeneva Agreement on Trade in Bananasに署名 2012/11/ 8 二国間合意通報	EUによるバナナのACP向け関税割当は、GATT第1条、2条1、3条、13条及びDSU第48条の規定に反するとしてコロンビアが申立て。	GATT
362. 中国の知的財産権問題	米国 【日本、EU、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、豪州、ブラジル、インド、韓国、台湾、トルコ、タイ】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 8/13 米国、パネル設置要請 9/25 パネル設置 12/13 パネル構成 2009/ 1/26 パネル報告書配布 3/20 パネル報告書採択 6/29 RPTを2010/3/20までと合意 2010/ 4/ 8 シークエンス合意	中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続及び刑事罰の欠如、はTRIPS協定第9.1条、14条、41.1条、46条、59条、61条等に整合的でないとして米国が申立て。 パネル報告書は、②について、税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点についてはTRIPS協定第59条に非整合、③について同協定第9.1条、41.1条に非整合として米国の主張を是認する一方、①・④について、米国は刑事罰の閾値が同協定第61条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない、また、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点については米国は同協定第59条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。	TRIPS

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS363 ~ DS367)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
363. 中国の著作権物 に係る市場アクセス問 題	米国 【EU、日本、豪 州、韓国、台湾】	2007/ 4/10 協議要請 7/10 米国、追加協議要請 10/10 米国、パネル設置要請 11/27 パネル設置 2008/ 3/27 パネル構成 2009/ 8/12 パネル報告書配布 9/22 中国上訴 10/ 5 米国上訴 12/21 上級委員会報告書配布 2010/ 1/19 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 7/12 RPTを2011年3月19日までとす ることに合意 2011/ 4/13 シークエンス合意 2012/ 2/22 中国、違反措置を是正(米国は不 同意) 2012/ 2/23 フィルムに関し、二国間で解決 に向けた覚書に合意 2012/ 5/ 9 上記覚書の内容をDSBに通知	中国による出版物及び音響映像製品の 輸入・流通制限が、中国の加盟議定書 5条(貿易権の付与)、GATT第3.4条、 GATS第16条、17条等に反するとして 米国が申立て。 パネル報告書では、①外資事業者が書 籍・映像製品・劇場用フィルム等の輸 入事業に従事することを禁止する措置 等につき、貿易権を付与していないと して加盟議定書及び加盟作業部会報告 書違反、かつ、GATT20条(a)(公徳 の保護のために必要な措置)により正 当化されないと判断、②出版物、電子 的形態の音声記録製品、音響映像娯楽 製品の流通に関する措置について、 GATS第16、17条違反と判断、③輸入 出版物を不利な競争条件におく措置に ついて、GATT第3.4条違反と判断し た。 上級委員会報告書では、①・②に係る 中国の上訴に対し、パネル報告書の判 断を是認した。他方、加盟議定書違反 に対するGATT第20条(a)の例外規定 の適用可能性の問題について、適用可 能との判断を示した(パネル報告書は 判断を避けた)。	GATT GATS 加盟議定書
364. EUのバナナ輸入 制度	パナマ	2007/ 6/22 協議要請 2010/ 6/ 8 EUと関係諸国の間でGeneva Agreement on Trade in Bananasに署名 2012/11/ 8 二国間合意通報	EUによるバナナのACP向け関税割当 は、GATT第1条、2条、8条1、8条2 及び18条の規定に反するとしてパナマ が申立て。	GATT
365. 米国の農産品に 対する国内補助及び輸 出信用	ブラジル 【アルゼンチン、豪 州、インド、ニカラ グア、タイ、EU、カ ナダ、コスタリカ、 グアテマラ、メキシ コ】	2007/ 7/11 協議要請 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS357と併合)	米国による農産品に対する国内補助と 輸出信用は、農業協定第3.2条、3.3 条、8条、9.1条、10.1条及び補助金協 定第3.1条(a)、3.2条に反するとしてブ ラジルが申立て。	農業 補助金
366. コロンビアによ る入港規制	パナマ 【グアテマラ、ホン ジュラス、台湾、 中国、エクアドル、 EU、トルコ、米国】	2007/ 7/12 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2008/ 2/ 8 パネル構成 2009/ 4/27 パネル報告書配布 5/20 パネル報告書採択 10/ 2 仲裁人、RPTを2010/2/4までと 決定 2010/ 2/23 シークエンス合意	コロンビアによる物品販売税の算出方 法は、関税評価協定第1-7条及び13条 とGATT第2条1(a)、1(b)、3条2、5 条1、5条2、5条3(a)、5条6、6条1、7 条、8条1に反するとしてパナマが申立 て。 パネルは、指示価格設定について関税 評価協定非整合、指示価格措置に係る 入港に関する措置についてGATT第1 条(最恵国待遇)、5条(通過の自由)、 11条(数量制限の禁止)に非整合、更 に、コロンビアによる入港措置につ いてGATT20条による正当化主張を却 下。コロンビアに対し、当該措置を関 税評価協定・GATT上の義務に適合す るよう勧告。	関税評価 GATT
367. 豪州によるNZか らのリンゴ輸入に関す る措置	ニュージーランド 【チリ、EU、日本、 パキスタン、台湾、 米国】	2007/ 8/31 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2008/ 1/21 パネル設置 3/12 パネル構成 2010/ 8/ 9 パネル報告書配布 2010/ 8/31 豪州上訴 2010/ 9/13 NZ上訴 2010/11/29 上級委員会報告書配布 2011/12/17 上級委員会報告書採択 2011/ 1/31 RPTを2011/8/17までと決定。 2011/ 9/13 シークエンス合意	豪州によるニュージーランドからの輸 入リンゴに対して要求されることと なった検疫措置が、SPS協定第2条、5 条、8条及びAnnexCに非整合である としてニュージーランドが申立て。	SPS

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
368. 米国の中国産光沢紙に対するAD及び相殺関税の暫定措置	中国	2007/ 9/14 協議要請	米国商務省が2007年4月2日と5月29日にそれぞれ決定した、中国産光沢紙(塗工紙の一種)に対するAD及び相殺関税の暫定措置について、GATT第6条(AD税及び相殺関税)、補助金協定及びAD協定に非整合的であるとして中国が申立て。	AD GATT 補助金
369. EUのアザラシ製品の輸入販売に係る禁止措置	カナダ	2007/ 9/25 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請	ベルギーとオランダで行われているアザラシ製品に対する輸送、製造、市場に於ける売買及び販売に係る措置が、GATT第1.1、3.4、5.2、5.3、5.4、11.1条及びTBT協定第2.1、2.2条に抵触するとしてカナダが申立て。	TBT GATT
370. タイのEUからの輸入品に係る関税評価	EU 【米国、フィリピン】	2008/ 1/25 協議要請	タイ税関が2006年9月からEUからのアルコール飲料その他の製品について、輸入者の取引価格によらず、タイ税関当局が情報開示のないまま設定した標準利益と支出に基づいて産出した価格により関税を決定し、それによらない場合には保証金を要求しているのは、GATT第1(最恵国待遇)、2(譲許表)、3(内国民待遇)、7(関税評価)、10(貿易規則の公表)、11(数量制限)の各条に非整合的であるとしてEUが申立て。	GATT
371. タイのフィリピン産のタバコに対する税関に於ける措置	フィリピン 【EU】	2008/ 2/ 7 協議要請 9/29 パネル設置要請 11/17 パネル構成 2010/11/15 パネル報告書配布 2011/ 2/22 タイ上訴 2011/ 6/17 上級委員会報告書配布 2011/ 7/15 上級委員会報告書採択 2011/ 9/23 RPTを2012/10/15までと決定 2012/ 6/ 1 シークエンス合意	タイ財務省と密接な関係にあるタイにおけるタバコ専売会社T T Mによるフィリピンからのタバコ輸入について、関税評価、内国消費税等の課税、付加価値税の課税、小売業のライセンス制について、GATT第2(譲許表)、3(内国民待遇)、7(関税評価)、10(貿易規則の公表及び施行)、関税評価協定第1-7、10、13、16の各条等に非整合的であるとしてフィリピンが申立て。	GATT
372. 中国の金融情報に係る配信規制	EU 【米国】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	中国に於いて、外国の金融情報供給者が新華社の承認(approval)や年間の活動を新華社に対して報告(report)を要求されていることは、GATS16、17、18条、中国加盟議定書パラ309、TRIPS協定39.2条に非整合的であるとしてEUが申立。	GATS TRIPS 加盟議定書
373. 中国の金融情報に係る配信規制	米国 【EU】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	中国に於いて、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体(entity)を通じて提供することを求められていることは、GATS16、17、18条、中国加盟議定書パラ309に非整合的であるとして米国が申立。	GATS TRIPS 加盟議定書
374. 南アフリカの非コート紙に対するAD措置	インドネシア	2008/ 5/ 9 協議要請 11/20 インドネシア、協議要請撤回	2005年8月17日に行われたインドネシア産非コート紙に対するAD措置のサンセットレビューにて、AD措置終了が決定されたにもかかわらずAD税の徴収が継続されたため、AD協定11.3、11.4条に非整合的としてインドネシアが申立。 南アは、2008年6月10日、2003年11月27日以降実施されたインドネシアからのA4版非コート紙に対するAD措置の撤回を発表し、2008年6月10日には、これらAD措置に係るサンセットレビューの廃止と、2003年11月27日以降支払われたAD税の還付を決定したことを受け、11月20日、インドネシアは協議要請を撤回する旨表明。	AD

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS375 ~ DS380)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
375. EUによるIT製品 の関税上の取扱い	米国 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、イン ド、韓国、フィリ ピン、シンガポー ル、タイ、トルコ、 ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/12/20 RPTを2011/6/30までとするこ とに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	EUによるITA対象製品に対する課税 はGATT2条等に非整合的であるとし て米国より申立。	GATT
376. EUによるIT製品 の関税上の取扱い	日本 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリカ、 香港、中国、イン ド、韓国、フィリ ピン、シンガポー ル、タイ、トルコ、 ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/12/20 RPTを2011/6/30までとするこ とに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	EUによるITA対象製品に対する課税 はGATT2条等に非整合的であるとし て日本より申立。	GATT
377. EUによるIT製品 の関税上の取扱い	台湾 【豪州、ブラジル、 中国、コスタリ カ、香港、中国、 インド、韓国、 フィリピン、シン ガポール、タイ、 トルコ、ベトナム】	2008/ 6/12 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/12/20 RPTを2011/6/30までとするこ とに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	ECによるITA対象製品に対する課税 はGATT2条等に非整合的であるとし て台湾が申立。	GATT
378. 中国の金融情報 に係る配信規制	カナダ	2008/ 6/20 協議要請 12/ 4 カナダと中国、相互合意	中国において、外国の金融情報供給者 が新華社に指名された主体(entity)を 通じて提供することを求められている ことは、GATS16、17、18条及び中国 加盟議定書パラ309に非整合である としてカナダが申立。	GATS 加盟議定書
379. 米国による中国 製品に対するAD・相 殺関税最終措置	中国 【アルゼンチン、豪 州、バーレーン、 ブラジル、カナ ダ、EU、インド、 日本、クウェート、 メキシコ、ノル ウェー、サウジア ラビア、台湾、ト ルコ】	2008/ 9/19 協議要請 12/ 9 パネル設置要請 2009/ 1/20 パネル設置 3/ 4 パネル構成 2010/10/22 パネル報告書配布 12/ 1 中国上訴 2011/ 3/11 上級委報告書配布 2011/ 7/ 5 RPTを2012/2/25までとするこ とに合意 2012/ 1/17 RPTを2012/4/25まで延長する ことに合意 2012/ 5/11 シークエンス合意 2012/ 8/31 米国、違反措置を是正(中国は不 同意)	米国による中国製鉄製パイプ、オフ ロードタイヤ、織物製袋に対するAD 及び相殺関税賦課は、GATT1 (最恵 国待遇)、6条(AD及び相殺関税)、補 助金協定1、2、10、12、13、14、19条 (特定性、補助金額の算定、相殺関税の 賦課、徴収、等)、AD協定1、2、6、9、 18条(ダンピングの決定、証拠、AD税の 賦課及び徴収、等)等に非整合である として中国が申立。	AD 補助金 GATT
380. インドの輸入ワ イン及びスピリッツに 対する税その他の措置	EU	2008/ 9/22 協議要請 12/17 追加協議要請 2009/ 5/ 4 追加協議要請 11/16 追加協議要請	インドのMaharashtra州が輸入ワイン 等に課しているspecial fee、及び自州 企業に免除しているにもかかわらず外 国製ワイン及びスピリッツに課してい るexcise feeがGATT 3条(内国民待 遇)及び補助金協定 3条(禁止補助金) に非整合、Goa州が輸入ワイン及びス ピリッツに課しているimport fee及び label recording feeがGATT 3条(内 国民待遇)に非整合、Tamil Nadu州が同 州の許可を有していない限り、同州へ の輸入、同州内の輸送及び販売を禁 じていること及び、special feeを課し ていることがGATT 3条(内国民待遇) に非整合であるとして、EUが申立。	GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
381. 米国のマグロ、 マグロ製品の輸入、売 買及び販売に関する措 置	メキシコ 【アルゼンチン、 豪州、ブラジル、 カナダ、中国、エ クアドル、EU、 グアテマラ、日 本、韓国、ニュー ジーランド、台 湾、タイ、ベネズ エラ】	2008/10/24 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 4/20 パネル設置 12/14 パネル構成 2011/ 9/15 パネル報告書配布 2012/ 1/20 米国、上訴	米国によるマグロ及びマグロ製品の輸 入に係る3つの措置について、TBT 協定2(強制規格の立案、制定及び適 用)、5(適合性評価手続)、6(適合性 評価の承認)、8(適合性評価手続) 条、GATT1(最恵国待遇)、3(内国 民待遇)条に非整合としてメキシコが 申立。	TBT GATT
382. 米国のブラジル からのオレンジジュ ース輸入に係るAD見直 しその他の措置	ブラジル 【アルゼンチン、 EU、日本、韓 国、台湾、タイ】	2008/11/27 協議要請 2009/ 8/20 パネル設置要請 9/25 パネル設置 2011/ 3/25 パネル報告書配布 2011/ 6/17 パネル報告書採択 2011/ 6/17 RPTを2012/3/17までとするこ とに合意 2012/ 4/ 3 シークエンス合意	ブラジルからのオレンジジュースの輸 入に係る2005年8月24日~2007年2月28 日までのAD調査見直しと、現在また は将来行われるAD見直しにおいて、 米国の措置は、GATT2(譲許表)、6 条(AD)、AD協定1(原則)、2(ダン ピングの決定)、9(AD税の賦課及び 徴収)、11(AD税及び価格約束の期 間及び見直し)、18条(最終規定)・ WTO設立協定16条(WTO協定の遵 守)に非整合としてブラジルが申立。	AD GATT WTO設立
383. 米国のタイから のポリエチレン製買物 袋に対するAD措置	タイ 【アルゼンチン、 EU、日本、韓 国、台湾】	2008/11/26 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 3/20 パネル設置 8/20 パネル構成 2010/ 1/22 パネル報告書配布 2/18 パネル報告書採択 2010/ 3/31 RPTを2010/8/18までとするこ とに合意	米国は、2004年6月18日に商務省より 発表されたAD調査結果と2004年7月 15日に同省より発表された最終決定 (いわゆる初回調査)により、タイから のポリエチレン製買物袋に対して、ゼ ロイング手法を用いてAD税賦課を 2004年8月9日より開始したところ、 タイは、特に修正された最終決定にお けるゼロイング手法の適用は、GATT6 条及びAD協定2. 4. 2条(公正な比較) に非整合として申立。 米国は、タイの請求を実質的に争わ ず、パネル報告書は、タイの請求を全 面的に認めた。	AD GATT
384. 米国の特定国か らの輸入に係るラベリ ング要求	カナダ 【メキシコ、アル ゼンチン、豪州、 コロンビア、 EU、インド、日 本、韓国、ニュー ジーランド、中 国、ペルー】	2008/12/ 1 協議要請 2009/10/ 7 パネル設置要請 11/19 パネル設置(DS386と統合) 2010/ 5/10 パネル構成 2011/11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国、上訴 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダ、仲裁を申請 2012/10/23 仲裁に付託 2012/12/ 4 仲裁決定配布	米国の2008年農業法修正に基づく義務 的な原産国ラベリング制度(COOL: the mandatory country of origin labeling) は、小売レベルで消費者に対し牛肉と 豚肉を含む商品について原産国表示を 義務づけ、誕生、生育及び屠殺を米国 国内で行った動物のみを排他的に米国 産とすることとしており、牛肉又は豚 肉について米国での飼育若しくは直ち に屠殺するために輸出された家畜との 区別を行うための措置であり、 GATT3条4項(内国民待遇)、9条4項 (原産地表示)、10条3項(貿易規則の公 表及び施行)、TBT協定2条(強制規格 の中央政府機関による立案、制定及び 適用)あるいはSPS協定2条(基本的な 権利及び義務)、5条(危険性の評価)、 7条(透明性の確保)・原産地協定2条(経 過期間における規律)に非整合として カナダが協議要請。	TBT S P S GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS385 ~ DS387)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
385. EUのインドからのポリエチレンテレフタレート(PET)輸入に課されるAD措置失効見直し及び相殺関税	インド	2008/12/ 4 協議要請	2008年12月4日付けで、インドは、ECがインドからのポリエチレンテレフタレート(PET)輸入に際して賦課しているAD税及び相殺関税に係る措置について、ECの措置(regulation)はAD税及び相殺関税の終期設定を求めておらず、AD税及び相殺関税の賦課の日から5年以内に撤廃するとしているAD協定11. 3条及びSCM協定21. 3条に非整合、ECのAD税及び相殺関税賦課決定は明確な事実と事実に基づく客観的な調査に基づいておらず、AD協定3. 1条(損害の決定)及びSCM協定15. 2条(損害の決定)に非整合、秘密情報の取り扱いについて、ECはAD協定6. 5条(証拠)及びSCM協定12. 4条(証拠)に非整合等として協議を要請。	AD SCM
386. 米国の特定国からの輸入に係るラベリング要求	メキシコ 【カナダ、アルゼンチン、豪州、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ニュージーランド、中国、ペルー】	2008/12/17 協議要請 2009/10/ 9 パネル設置要請 11/19 パネル設置(DS384と統合) 2010/ 5/10 パネル構成 2011/11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国、上訴 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダ、仲裁を申請 2012/10/23 仲裁に付託 2012/12/ 4 仲裁決定配布	2008年12月17日付けで、メキシコは、米国における2008年農業法により修正された1946年農業マーケティング法に基づく義務的な原産国ラベリング制度(COOL: the mandatory country of origin labeling)は、GATT3条(内国民待遇)、9条(原産地表示)、10条(貿易規則の公表及び施行)、TBT協定2条(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、あるいはSPS協定2条(基本的な権利及び義務)、5条(危険性の評価)、7条(透明性の確保)、原産地協定2条(経過期間における規律)に非整合であるとして、協議を要請。なお、全く同様の協定非整合を指摘して、カナダが2008年12月1日付けで協議要請を行っており(DS384)、メキシコは2008年12月12日付けで第三国参加を要請し、2008年12月18日付けで、米国より、メキシコの第三国参加を受け入れが通知されている。	TBT SPS 原産地協定 GATT
387. 中国 - 贈与、貸付け及びその他の奨励措置	米国 【豪州、カナダ、コロンビア、エクアドル、EU、グアテマラ、メキシコ、NZ、トルコ】	2008/12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、メキシコ、トルコが協議参加を要請 1/16 豪州、コロンビアが協議参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、NZが協議参加を要請 2/ 3 中国が各国の第三国参加を受け入れ	2008年12月19日、米国は、中国によるI. 中国世界トップブランドプログラム(the China World Top Brand Program)II. 中国有名輸出ブランドプログラム(the Chinese Famous Export Brand Program)に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して拠出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、補助金協定3条(禁止)、農業協定3(譲許)、9(輸出補助金に関する約束)、10(輸出補助金に関する約束の回避の防止)条、中国加盟議定書1. 2、12. 1条、GATT3条4項(内国民待遇)に非整合であるとして協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
388. 中国 - 贈与、貸 付け及びその他の奨励 措置	メキシコ 【豪州、カナダ、 コロンビア、エク アドル、EU、グ アテマラ、NZ、 トルコ、米国】	2008/12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、トルコが協議参加 を要請 1/16 豪州、コロンビア、米国が協議 参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、NZが 協議要請を参加 2/ 9 中国が各国の第三国参加を受け 入れ	2008年12月19日、メキシコは、中国に よる I. 中国世界トップブランドプロ グラム(the China World Top Brand Program)II. 中国有名輸出ブランドプロ グラム(the Chinese Famous Export Brand Program)に関して繊維や家電製品、 農産品等の幅広い分野において、輸出 実績に合致した中国企業に対して拠出 される贈与、貸付け及びその他の奨励 措置は、補助金協定3条(禁止)、農業 協定3(譲許)、9(輸出補助金に関す る約束)、10(輸出補助金に関する約 束の回避の防止)条、中国加盟議定書 1. 2(全般的規定)、12. 1(農業)条 及び中国加盟に関する作業部会報告書 バラ234(農産品に関する輸出補助 金)、GATT3条4項(内国民待遇)に非 整合であるとして協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT
389. EC - 米国からの 鶏肉等及び鶏肉等の製 品の輸入に関する措置	米国 【豪州、中国、韓 国、ノルウェー、グ アテマラ、ニュー ジーランド、台湾】	2009/ 1/16 協議要請 1/30 豪州、協議参加を要請 2/10 EU、豪州の第三国参加を受け 入れ 10/ 9 米国パネル設置要求 11/19 パネル設置	2009年1月16日付で、米国は、ECが、 物質の承認に係る公表及び手続を行わ ないまま、肉に含まれる微生物を減少 させるよう科学的処理を行った鶏肉等 の輸入を禁止したことに伴い、全ての 米国からの鶏肉等の輸入を禁止し、 2002年に米国がECの病原体削減処理 に用いる4物質の使用の承認を求めた ものの、6年以上にわたり、いくつか のECの機関が、これら4物質の使用 は、人体の健康へのリスクを増すこと ないと報告しているにもかかわらず、 これら4物質の使用について承認も否 認も行わなかったこと、2008年5月 には、EU委員会がECフードチェーンと 動物衛生に関する常設委員会及びEC 農業漁業理事会に、これら4物質の使 用した鶏肉等の輸入を認めるよう提案 したのに対し、これら委員会/理事会 が否認したことは、①SPS協定2.2(基 本的な権利義務)、5(危険性評価及び 適切な保護水準)、8(管理、検査及び 承認手続)条、②GATT10.11条(貿 易規則の公表及び施行)農業協定4.2 条(市場アクセス)、③TBT協定2条 (強制規格の中央政府による立案、制 定及び適用に非整合として、協議を要 請。	SPS TBT GATT
390. 中国 - 贈与、貸 付け及びその他の奨励 措置	グアテマラ	2009/ 1/19 協議要請	2009年1月19日、グアテマラは、中国 による I. 中国世界トップブランドブ ログラム(theChina World Top Brand Program)II. 中国有名輸出ブランドブ ログラム(theChinese Famous Export Brand Program)に関して繊維や家電 製品、農産品等の幅広い分野におい て、輸出実績に合致した中国企業に対 して拠出される贈与、貸付け及びそ 他の奨励措置は、①補助金協定3条(禁 止)、②農業協定3(譲許)、8.9(輸出 補助金に関する約束)、10(輸出補助 金に関する約束の回避の防止)条、③ 中国加盟議定書1.2(全般的規定)、 12.1(農業)条、④中国加盟に関する 作業部会報告書バラ234(農産品に関 する輸出補助金)⑤GATT3条4項(内 国民待遇)に非整合であるとして協議 を要請。米国、メキシコによる同様の 協議要請(DS387、388)において指摘 している措置と全く同一の措置につい て協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS391 ~ DS395)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
391. 韓国 - 牛肉及び 牛肉製品に関する措置	カナダ 【アルゼンチン、ブ ラジル、中国、台 湾、EC、インド】	2009/ 4/ 9 協議要請 2009/ 7/ 9 パネル設置要請 2009/ 7/20 パネル設置 2011/ 6/28 カナダ、パネル手続中断の要請 2012/ 6/19 二国間合意通報	韓国は2003年5月からカナダ産の牛肉 及び牛肉製品の輸入を禁止。韓国は当 該措置の目的をBSEのリスクを防ぐた めとしていた。本措置について、カナ ダは、SPS協定第2.2、2.3 (基本的な 権利及び義務)、3.1、3.3 (措置の調 和)、5.1、5.5、5.6、5.7 (危険性の評 価及び衛生植物検疫上の適切な保護の 水準の決定)、6.1 (有害動植物又は病 気の無発生地域及び低発生地域その 他の地域的な状況に対応した調整)、8 (管理、検査及び承認の手続)条及び別 表C(管理、検査及び承認の手続)並び にGATT第1条1項(一般的最恵国待 遇)、第3条4項(内国の課税及び規則 に関する内国民待遇)、第11条1項(数 量制限の一般的廃止)に非整合である として、2009年4月9日に協議要請。	SPS GATT
392. 米国 - 中国から の家禽類の輸入に関す る措置	中国 【ブラジル、台湾、 EC、グアテマラ、 韓国、トルコ、】	2009/ 4/17 協議要請 2009/ 6/23 パネル設置要請 2009/ 7/31 パネル設置 2009/ 9/23 パネル構成 2010/ 9/29 パネル報告書配布 2010/10/21 パネル報告書採択	2009年4月17日付けで、中国は、米国の オムニバス法727条は、米国農務省 が中国からの輸入に必要な規則の制定 や規則の実施を行うための支出を行う ことを禁じていること等は、 GATT1. 1条(最恵国待遇)、11. 1条 (一般的数量制限の禁止)及び農業協定 4. 2条(市場アクセス)及びSPS協定に 非整合であるとして協議を要請。	SPS GATT
393. チリ - アルゼン チンからの小麦粉輸入 に対するアンチダンピ ング措置	チリ	2009/ 5/14 協議要請	アルゼンチンはチリによるアルゼンチ ン産小麦粉に対するアンチダンピング 措置は、千九百九十四年の関税及び貿 易に関する一般協定第6条の実施に関 する協定第1条(原則)、2.1、2.2、2.2.1、 2.2.2、2.4条(ダンピングの決定)、3.1、 3.2、3.4、3.5、3.7、3.8条(損害の決 定)、5.2、5.3、5.4、5.8条(調査の開始 及び実施)、6.1、6.1.3、6.2、6.6、6.8、6.10条 (証拠)、7.1.7.5条(暫定措置)、9.2.9.3 条(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、 12.1、12.1.1、12.2、12.2.1条(公告及 び決定の説明)、13条(司法上の審 査)、18.1.18.3条(最終規定)、附属書II (6.8に規定する入手可能な最善の情 報)、GATT第6条、世界貿易機関を 設立するマラケシュ協定16.4条に非整 合として協議を要請。	AD GATT WTO設立
394. 中国 - 鉱物資源の 輸出規制措置	米国 【アルゼンチン、ブ ラジル、カナダ、チ リ、コロンビア、エ クアドル、インド、 日本、韓国、ノル ウェー、台湾、トル コ】	2009/ 6/23 協議要請 2009/11/ 4 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置 2011/ 7/ 5 パネル報告書配布 2011/ 8/31 中国、上訴 2012/ 1/30 上級委報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書・上級委報告書採 択 2012/ 5/24 RPTを2012/12/31までとするこ とに合意	2009年6月23日付けで、米国は、中国 によるボーキサイト、コークス等の輸 出数量規制措置は、GATT第8条(輸 入及び輸出に関する手数料及び手 続)、10条(貿易規則の公表及び施 行)、11条(数量制限の一般的廃止)、 中国加盟議定書パラグラフ1.2 (全般 的規定)、5.1、5.2 (貿易権)、8.2 (輸 出入許可)、11.3 (輸出入品に課され る税及び課徴金)に非整合として協議 を要請。	GATT 加盟議定書
395. 中国 - 原材料の輸 出規制措置	EC 【アルゼンチン、ブ ラジル、カナダ、 チリ、コロンビア、 エクアドル、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、台 湾、トルコ】	DS394に統合		

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
396.フィリピン-蒸留 酒に対する課税措置	EC 【オーストラリア、中国、メキシコ、タイ、台湾】	2009/ 7/29 協議要請 2009/12/10 パネル設置要請 2009/12/21 パネル設置 2010/ 7/15 パネル構成 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピン、上訴 2011/12/25 上級委報告書配布 2012/ 1/20 パネル報告書・上級委報告書採 択 2012/ 4/20 RPTを2013/3/8までとすることに合意	2009年7月29日付け、EUは、フィリピンが輸入された蒸留酒に対して高い関税を課していることは、GATT第3条2項(内国の課税及び規則に関する内国民待遇)に非整合として協議を要請。	GATT
397.EC-中国産ファス ナーに対するAD措置	中国 【ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、インド、日本、ノルウェー、台湾、タイ、トルコ、米国】	2009/ 7/31 協議要請 2009/10/12 パネル設置要請 2009/10/23 パネル設置 2009/12/ 9 パネル構成 2010/ 7/15 パネル報告書配布 2011/ 3/25 EC、上訴 2011/ 7/15 上級委報告書配布 2011/ 7/28 パネル報告書・上級委報告書採 択 2012/ 1/19 RPTを2012/10/12までとすることに合意 2012/10/23 EU、違反措置を是正(中国は不同意) 2012/10/25 シークエンス合意	2009年7月31日付け、中国は、EUが中国からのファスナーの輸入について、EU規則No.384/96に基づいてAD税を賦課していることは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第16条4項(雑則)、GATT第1条1項(一般的最恵国待遇)、第6条1項(ダンピング防止税及び相殺関税)、第10条3項(a)(貿易規則の公表及び施行)、AD協定第6.10(証拠)、9.2、9.3、9.4(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、12.2.2(公告及び決定の説明)、18.4(最終規定)に非整合等として協議を要請。	GATT WTO設立 AD
398.中国-原材料の輸 出規制措置	メキシコ 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、日本、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ】	DS394に統合		
399.米国-中国産タイ ヤの輸入に関する措置	中国 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、日本、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ】	2009/ 9/14 協議要請 2009/12/ 9 パネル設置要請 2010/ 1/19 パネル設置 2010/ 3/12 パネル構成 2010/12/13 パネル報告書配布 2011/ 5/24 中国、上訴 2011/ 9/ 5 上級委報告書配布	2009年9月14日付け、中国は、米国が中国からのタイヤの輸入について高関税を課すことは、GATT第1条1項(一般的最恵国待遇)に非整合であり、GATT19条(特定の製品の輸入に対する緊急措置)及びセーフガード協定によっても正当化されえない等として協議を要請。	GATT SG 加盟議定書
400. EC-アザラシ製 品の販売禁止措置	カナダ 【アルゼンチン、中国、コロンビア、エクアドル、アイスランド、日本、メキシコ、ノルウェー、ロシア、米国】	2009/11/ 2 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/10/ 4 パネル構成	2009年11月2日付け、カナダは、ECがアザラシ製品のEC域内での流通を禁じる措置は、TBT協定第2.1、2.2(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、GATT第1条1項(一般的最恵国待遇)、第3条4項(内国の課税及び規則に関する内国民待遇)、第11条1項(数量制限の一般的廃止)、農業協定第4.2に非整合として協議を要請	GATT TBT 農業協定

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS401 ~ DS406)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
401. EC-アザラシ製 品の販売禁止措置	ノルウェー 【アルゼンチン、 中国、コロンビ ア、エクアドル、 アイスランド、日 本、メキシコ、ナ ミビア、ロシア、 米国】	2009/11/ 5 協議要請 2011/ 3/14 パネル設置要請 2011/ 4/21 パネル設置 2012/10/ 4 パネル構成	2009年11月5日付けで、ノルウェーはECに対し、ECがアザラシ製品のEC域内での流通を禁じる措置は、TBT協定第2.1条、第2.2条、第5条、GATT第1.1条、第3条4項、第11条1項、農業協定第4.2条に非整合として協議を要請。	GATT TBT 農業協定
402. 米国-ゼロイン グによるダンピングマ ージンの計算	韓国 【中国、EU、イン ド、日本、メキシ コ、タイ、ベトナ ム】	2009/11/24 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2010/ 7/ 8 パネル構成 2011/ 1/18 パネル報告書配布 2011/ 2/24 パネル報告書採択	2009年11月24日付けで、韓国は米国に対し、米国が韓国からのステンレス鋼の輸入に対するAD措置に際して「ゼロイング」によりダンピングマージンを算出することは、GATT第6条(ダンピング防止税及び相殺関税)、AD協定第1条(原則)、第2.1条、第2.4条、第2.4.2条(ダンピングの決定)、第5.8条(調査の開始及び実施)に非整合として協議を要請。	GATT AD協定
403. フィリピン-蒸留 酒に対する課税措置	米国 【豪州、中国、コ ロンビア、EU、 インド、メキシ コ、タイ、台湾】	2010/ 1/14 協議要請 2010/ 3/26 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2010/ 7/ 5 パネル構成 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピン上訴 2011/ 9/28 EU上訴 2011/ 1/20 上級委報告書採択 2012/ 4/20 RPTを2013/3/8までとすることに合意	2010年1月14日付けで、米国はフィリピンに対し、フィリピンが輸入蒸留酒に対して高い関税を課していることは、GATT第3.2項(内国の課税及び規則に関する内国民待遇)に非整合として協議を要請。	GATT
404. 米国-ベトナム からのエビの輸入に 対するAD措置	ベトナム 【中国、EU、イン ド、日本、韓国、 メキシコ、タイ】	2010/ 2/ 1 協議要請 2010/ 4/ 7 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2010/ 7/26 パネル構成 2011/ 7/11 パネル報告書配布 2011/ 9/ 2 パネル報告書採択 2011/10/31 RPTを2012/7/2までとすることに合意	2010年2月1日付けで、ベトナムは米国に対し、米国がベトナムからのエビの輸入についてAD措置を行っていること及び「ゼロイング」手法を使ったダンピング・マージンの計算は、GATT第1条(一般的最恵国待遇)、第2条(譲許表)、第6.1条及び第6.2条(ダンピング防止税及び相殺関税)、AD協定、WTO設立協定第16.4条(雑則)等に非整合として協議を要請。	GATT AD協定 WTO設立
405. EU-中国からの 革靴の輸入に対する AD措置	中国 【豪州、ブラジ ル、コロンビア、 日本、トルコ、米 国、ベトナム】	2010/ 2/ 4 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2010/ 7/ 5 パネル構成 2011/10/28 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/23 RPTを2012/10/15までとすることに合意 2012/10/25 シークエンス合意 2012/12/17 EU、違反措置を是正(中国は不同意)	2010年2月4日付けで、中国はEUに対し、EUが中国からの革靴の輸入について、AD措置を行っていること及びダンピング・マージンの計算方法等は、WTO設置協定第16.4条(雑則)、中国加盟議定書第1.1条(総則)、第6.1条(国家貿易)、第10条(補助金)、GATT、AD協定に非整合として協議を要請。	WTO設立 GATT AD協定 中国加盟
406. 米国-クロブ入 りタバコの流通・生 産に関する措置	インドネシア 【ブラジル、コロ ンビア、ドミニ カ、EU、グアテ マラ、メキシコ、 ノルウェー、トル コ】	2010/ 4/ 7 協議要請 2010/ 6/ 9 パネル設置要請 2010/ 6/22 パネル設置 2010/ 7/20 パネル構成 2011/ 9/ 2 パネル報告書配布 2012/ 1/ 5 米国上訴 2012/ 4/ 4 上級委報告書配布 2012/ 4/24 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 6/14 RPTを2013/7/24までとすることに合意	2010年4月7日付けで、インドネシアは米国に対し、米国が導入したクロブ等の香料等が付加されたタバコの生産・販売を禁止した措置は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)第2条(基本的な権利及び義務)、第3条(措置の調和)、第5条(危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定)、第7条(透明性の確保)、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)第3条(内国民待遇)及び貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)第2条(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、第12条(開発途上加盟国に対する特別の異なる待遇)等に非整合であるとして協議を要請。	TBT SPS GATT

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
407. 中国－EUからの 鉄製ファスナーに対す るAD税の賦課	EU	2010/ 5/ 7 協議要請	2010年5月7日付けで、EUは中国に対し、中国によるEUからの鋼鉄製ファスナーに対するAD税の賦課は、AD協定第2.2条、第2.2.2条、第2.4条(ダンピングの決定)、第3.1条、第3.4条、第3.5条(損害の決定)、第6.1.3条、第6.2条、第6.6条、第6.8条、第6.10条(証拠)等及びGATT第6条に非整合であるとして協議を要請。	AD GATT
408. EU及び加盟国－ ジェネリック医薬品の 接収措置	インド	2010/ 5/11 協議要請	2010年5月11日付けで、インドはオランダに対し、オランダによるインド製のジェネリック医薬品の接収は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第2条(知的所有権に関する条約)、第7条(目的)、第8条(原則)、第28条(与えられる権利)、第31条(特許権者の許諾を得ていない他の使用)、第41条(一般的義務)、第42条(公正かつ公平な手続)、GATT第5条(通貨の自由)、第10条(貿易規則の公表及び施行)に非整合として協議を要請。	TRIPS GATT
409. EU及び加盟国－ ジェネリック医薬品の 接収措置	ブラジル	2010/ 5/12 協議要請	2010年5月12日付けで、ブラジルはオランダに対し、オランダによるブラジル製のジェネリック医薬品の接収は知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第2条(知的所有権に関する条約)、第7条(目的)、第8条(原則)、第28条(与えられる権利)、第31条(特許権者の許諾を得ていない他の使用)、第41条(一般的義務)、第42条(公正かつ公平な手続)、第49条(行政上の手続)、第50条(暫定措置)、第51条(税関当局による物品の解放の停止)、第52条(申立て)、第53条(担保又は同等の保証)、第54条(物品の解放の停止の通知)、第55条(物品の解放停止の期間)、第58条(職権による行為)、第59条(救済措置)、WTO設立協定第16.4条(雑則)、GATT第5条(通貨の自由)、第10条(貿易規則の公表及び施行)に非整合として協議を要請。	GATT 加盟議定書
410. アルゼンチン－ペ ルーからのファスナー 及びチェーンに対する AD税の賦課	ペルー	2010/ 5/12 協議要請	2010年5月12日付けで、ペルーはアルゼンチンに対し、アルゼンチンによるペルーからのファスナー及びチェーンに対するAD税の賦課は、AD協定第1条(原則)、第2.1条、第2.2条、第2.4条、第2.6条(ダンピングの決定)、第3.1条、第3.2条、第3.3条、第3.4条、第3.5条、第3.7条、第3.8条(損害の決定)、第4.1条(国内産業の定義)第5.2条、第5.3条、第5.8条(調査の開始及び実施)第6.6条、第6.7条、第6.8条、第6.9条、第6.13条(証拠)、第9.1条、第9.2条、第9.3条(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、第10.2条、第10.4条(遡及)、第12.1条、第12.2条(公告及び決定の説明)第18.1条、(最終規定)及びGATT第6条に非整合であるとして協議を要請。	AD GATT
411. アルメニア－タバ コ及びアルコール飲料 の輸入販売に関する措 置	ウクライナ	2010/ 7/20 協議要請 2010/ 9/ 8 パネル設置要請 2010/10/25 パネル設置を延期	2010年7月20日付けで、ウクライナはアルメニアに対し、アルメニアによる輸入された煙草及びアルコール飲料に対して差別的な内国税を賦課する措置は、GATT第3条(内国民待遇)に非整合であり、さらに、輸入された煙草に対して協定税率以上の関税を賦課していることはGATT第2条(譲許表)に非整合であるとして協議を要請。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS412～DS417)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
412. カナダ－オンタ リオ州による再生可能 エネルギーによる発電 に関する措置	日本 【米国、EU、オー ストラリア、中 国、台湾、イン ド、サウジアラビ ア、ブラジル、韓 国、メキシコ、ノ ルウェー、トル コ、エルサルバド ル】	2010/ 9/13 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置 2011/10/ 6 パネル構成 2012/12/19 パネル報告書配布	2009年9月13日付けで、日本はカナダ に対し、カナダ・オンタリオ州が再生 可能エネルギー由来の電力の固定価格 買取制度への参入条件として課した州 内産品優遇措置は、GATT第3条(内 国民待遇)及び補助金及び相殺措置に 関する協定第3条(禁止補助金)に非整 合であるとして協議を要請。	GATT 補助金
413. 中国－電子支払 いサービスに関する措 置	米国	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2011/ 7/ 4 パネル構成 2012/6/16 パネル報告書配布 2012/ 8/31 パネル報告書採択 2012/11/22 RPTを2013/7/31までとするこ とに合意	2010年9月15日付けで、米国は中国に 対し、中国による電子支払いサービ スの提供を中国国内企業にのみに許可を している等の措置は、サービスの貿易 に関する一般協定(GATS)第16条(市 場アクセス)、第17条(内国民待遇)に 非整合として協議を要請。	サービス協 定
414. 中国－米国産冷間 圧延珪素鋼に対する相 殺関税及びAD措置	米国	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2011/ 5/10 パネル構成 2012/ 7/15 パネル報告書配布 2012/ 7/20 中国、上訴 2012/10/18 上級委報告書配布 2012/11/16 パネル報告書・上級委報告書採 択	2010年9月15日付けで、米国は中国に 対し、中国が米国からの冷間圧延珪素 鋼の輸入について実施した、相殺関税 措置及びAD措置は、補助金及び相殺 措置に関する協定第10条、第11.2条、 第11.3条(調査の開始及び実施)、第 12.3条、第12.4.1条、第12.7条、第12.8 条、第15.1条、第15.2条、第15.5条(損 害の決定)、第19条、第22.2(iii)条、第 22.3条、第22.5条(公告及び決定の説 明)、千九百九十四年の関税及び貿易 に関する一般協定第6条の実施に関す る協定(AD協定)第1条(原則)、第3.1 条、第3.2条、第3.5条(損害の決定)、 第6.9条(証拠)、第12.2条(公告及び決 定の説明)及びGATT第6条に非整合 であるとして協議を要請。	AD 補助金 GATT
415. ドミニカーポリプ ロピレン製のバッグ等 に対するセーフガード 措置	コスタリカ 【中国、コロンビ ア、エルサルバド ル、EU、グアテ マラ、ホンジュラ ス、ニカラグア、 パナマ、トルコ、 米国】	2010/10/15 協議要請 2011/ 1/25 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 4/21 ドミニカが違反措置を是正	2010年10月15日付けで、コスタリカは ドミニカに対し、ドミニカによるポリ プロピレン製のビニールバッグ等につ いてのセーフガード措置は、セーフ ガードに関する協定第2.1条、第2.2条 (条件)、第3.1条、第3.2条(調査)、第 4.1条、第4.1条(a)、第4.1条(b)、第4.1 条(c)、第4.2条、第4.2条(a)、第4.2条 (b)、第4.2条(c)(重大な損害又はその おそれの決定)、第5.1条(セーフガー ド措置の適用)、第6条(暫定的なセー フガード措置)、第8.1条(譲許その 他の義務の水準)、第9.1条(開発途上 加盟国)、第11.1条(a)(特定の措置の禁 止及び撤廃)、第12.3条(通報及び協 議)及びGATT第2条(譲許表)、第19 条(特定の産品に対する緊急措置)等に 非整合であるとして協議を要請。	SG GATT
416. ドミニカーポリプ ロピレン製のバッグ等 に対するセーフガード 措置	グアテマラ 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 エルサルバドル、 EU、ホンジュラ ス、ニカラグア、 パナマ、トルコ、 米国】	2010/10/15 協議要請 2011/ 1/25 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 4/21 ドミニカが違反措置を是正	DS415に統合	
417. ドミニカーポリプ ロピレン製のバッグ等 に対するセーフガード 措置	ホンジュラス 【中国、コロンビ ア、コスタリカ、 エルサルバドル、 EU、グアテマ ラ、ニカラグア、 パナマ、トルコ、 米国】	2010/10/15 協議要請 2011/ 1/25 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 4/21 ドミニカが違反措置を是正	DS415に統合	

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
418. ドミニカーポリプロピレン製のバッグ等に対するセーフガード措置	エルサルバドル 【中国、コロンビア、コスタリカ、EU、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、トルコ、米国】	2010/10/15 協議要請 2011/ 1/25 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 4/21 ドミニカが違反措置を是正	DS415に統合	
419. 中国－風力発電設備に関する措置	米国 【EU、日本】	2010/12/22 協議要請	2010年12月22日付けで、米国は中国に対し、中国が風力発電設備の生産企業に対して交付する補助金等は、補助金及び相殺措置に関する協定第3条(禁止補助金)、第25.1条、第25.3条、第25.4条(通報)、中国加盟議定書第1.2条、GATT第16条(補助金)に非整合として、協議を要請。	補助金 加盟議定書 GATT
420. 米国－韓国からの耐食鋼製品に対するAD措置	韓国 【EU、日本、メキシコ、中国、ノルウェー、ブラジル、タイ】	2011/ 1/31 協議要請 2012/ 2/ 9 パネル設置要請 2012/ 2/22 パネル設置	2011年1月31日付けで、韓国は米国に対し、米国による韓国産の耐食鋼製品に対するAD措置は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第16.4条(雑則)、AD協定第1条(原則)、第2.1条(ダンピングの決定)、第5.8条(調査の開始及び実施)、第9.1条、第9.3条(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、第11条(ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し)、第18.3条、第18.4条(最終規定)、GATT第6条(ダンピング防止税及び相殺関税)に非整合として、協議を要請。	WTO設立 AD GATT
421. モルドバ－物品の輸入及び国内販売に関する措置	ウクライナ 【アルゼンチン、中国、EU、サウジアラビア、米国】	2011/ 2/17 協議要請 2011/ 5/12 パネル設置要請	2011年2月17日付けで、ウクライナはモルドバに対し、モルドバによる環境保護を目的として輸入品に対してのみ課税金を課す等の措置は、GATT第3条(内国民待遇)に非整合として、協議を要請。	GATT
422. 米国－冷凍エビに対すAD措置	中国 【EU、ホンジュラス、日本、韓国、タイ、ベトナム】	2011/ 2/28 協議要請 2011/10/13 パネル設置要請 2011/10/25 パネル設置 2011/12/21 パネル構成 2012/ 6/ 8 パネル報告書配布 2012/ 7/23 パネル報告書採択 2012/ 7/27 RPTを2013/3/23までとすることに合意	2011年2月28日付けで、中国は米国に対し、米国による中国産冷凍エビに対するAD措置は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(AD協定)第2.1条、第2.4条、第2.4.2条(ダンピングの決定)、第9.4条(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、第11.3条(ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し)、GATT第6条(ダンピング防止税及び相殺関税)に非整合として、協議を要請。	AD GATT
423. ウクライナ－蒸留酒に対する課税措置	モルドバ 【中国、コロンビア、EU、台湾、米国】	2011/ 3/ 3 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置	2011年3月3日付けで、モルドバはウクライナに対し、ウクライナが、蒸留酒に対する内国税の税率を、国産品に対しては低く、輸入品には高く設定し、輸入品に対して差別的な内国税を課すことはGATT第3.2条(内国民待遇)に非整合として、協議を要請。	GATT
424. 米国－イタリアからのステンレス薄板の輸入に対するAD措置	EU	2011/ 4/ 1 協議要請	2011年4月1日付けで、EUは米国に対し、米国によるイタリアからのステンレス薄板の輸入に対するAD措置(具体的にはゼロインクを使用したダンピング・マージンの計算方法)が、AD協定第2条(ダンピングの決定)、第5.8条(調査の開始及び実施)、第6.8条(証拠)、第9.3条(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、第11.1条、第11.2条、第11.3条(ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る機関及び見直し)及びGATT第6条(ダンピング防止税及び相殺関税)に非整合として、協議を要請。	AD GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS425～DS429)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
425. 中国－EUからの X線安全検査機器に対 するAD税の賦課	EU 【日本、米国、タ イ、ノルウェー、 インド、チリ】	2011/ 7/25 協議要請 2011/12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2012/ 3/12 パネル構成	2011年7月25日付けで、EUは中国に対 し、中国によるEUからのX線安全検 査機器に対するAD税の賦課(調査手 続)が、AD協定第2.4条(ダンピングの 決定)、第3.1条、第3.2条、第3.4条、 第3.5条(損害の決定)、第6.1条、第6.2 条、第6.4条、第6.5条、第6.9条(証 拠)、第12.2.2条(公告及び決定の説明) 及びGATT第6条(ダンピング防止税 及び相殺関税)に非整合として、協議 を要請。	AD GATT
426. カナダ－オンタ リオ州による再生可能 エネルギーによる発電 に関する措置	EU 【米 国、日 本、 オーストラリア、 中国、台湾、イン ド、サウジアラビ ア、ブラジル、韓 国、メキシコ、ノ ルウェー、トル コ、エルサルバド ル】	2011/ 8/11 協議要請 2011/ 1/ 9 パネル設置要請 2011/ 1/20 パネル設置 2012/ 1/23 パネル構成 2012/12/19 パネル報告書配布	DS412に統合	
427. 中国－米国からの 鶏肉の輸入に対する AD措置及び相殺関税 措置	米国 【EU、日本、ノル ウェー、タイ、サ ウジアラビア、チ リ、メキシコ】	2011/ 9/20 協議要請 2011/12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2012/ 5/24 パネル構成	2011年9月20日付けで、米国は中国に 対し、中国が米国からの鶏肉の輸入に ついてAD措置及び相殺関税措置を 行っていることについて、調査手続、 措置の決定など様々な点でGATT第6 条、第6.3条、AD協定第1条、第2.2 条、第3.1条、第3.2条、第3.4条、第3.5 条、第4.1条、第5.1条、第6.2条、第6.4 条、第6.5条、第6.8条、第6.9条、第 12.2条、補助金協定第10条、第11.1 条、第12.3条、第12.4条、第12.7条、 第12.8条、第15.1条、第15.2条、第15.4 条、第15.5条、第16.1条、第19.4条、 第22.3条、第22.4条、第22.5条に非整 合として、協議を要請。	GATT AD協定 補助金協定
428. トルコ－綿糸に対 するSG措置	インド	2012/ 2/13 協議要請	2012年2月13日付けで、インドはトル コに対し、トルコが発動した綿糸に対 するSG措置について、適切な決定を 行わずに措置を発動したこと、同様に 適切な決定を行わずに延長措置を発動 したことは、SG協定第2条、第2.1条、 第3条、第3.1条、第4条、第4.1条(c)、 第4.2条(a)、第4.2条(b)、第4.2条 (c)、第5条、第5.1条、第6条、第7 条、第7.1条、第7.2条、第7.3条、第7.5 条、第8条、第12条、第12.1条(c)及び GATT第19条1(a)に非整合として、 協議を要請。	GATT SG協定
429. 米国－ベトナムか らの冷凍エビに対する AD措置	ベトナム	2012/ 2/16 協議要請	2012年2月16日付けで、ベトナムは米 国に対し、米国によるベトナムからの 冷凍エビに対するAD措置、行政見直 し及びサンセット・レビュー(ゼロイ ング使用)が、AD協定第2.1条、第2.4 条、第2.4.2条(ダンピングの決定)、第 6条(証拠)、第9条(ダンピング防止税 の賦課及び徴収)、第11条(ダンピング 防止税及び価格に関する約束に係る機 関及び見直し)及びGATT第6条(ダン ピング防止税及び相殺関税)等に非整 合として、協議を要請。	AD GATT DSU

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
430. インドー米国からの農作物の輸入に関する措置	米国 【中国、コロンビア、エクアドル、EU、グアテマラ、日本、ベトナム、アルゼンチン、豪州、ブラジル】	2012/ 3/ 6 協議要請 2012/ 5/11 パネル設置要請 2012/ 6/25 パネル設置	2012年3月6日付けで、米国はインドに対し、インドによる鳥インフルエンザを理由とした米国産農作物の輸入禁止措置は、SPS協定第2.2条、第2.3条(基本的な権利及び義務)、第3.1条(措置の調和)、第5.1条、第5.2条、第5.5条、第5.6条、第5.7条(危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定)、第6.1条、第6.2条(有害動植物または病気の無発地域及び低発地域その他の地域的な状況に対応した調整)、第7条(透明性の確保)AnnexB及びGATT第1条(一般的最恵国待遇)、第11条(数量制限の一般的廃止)に非整合として、協議を要請。	SPS GATT
431. 中国ーレアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	米国 【ブラジル、カナダ、コロンビア、EU、インド、日本、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/12 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 9/12 パネル設置 2012/ 9/24 パネル構成	2012年月3月12日付けで、米国は中国に対し、中国が行っているレアアース・タングステン・モリブデンに関する輸出規制措置は、GATT第8条(輸入及び輸出に関する手数料及び手続)、第10条(貿易規則の公表及び施行)、第11条(数量制限の一般的廃止)、中国加盟議定書加盟議定書パラグラフ第11.3条(輸出入品に課される税及び課徴金)等に非整合であるとして、協議を要請。	GATT 中国加盟議定書
432. 中国ーレアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	EC 【ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、日本、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/12 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 9/12 パネル設置 2012/ 9/24 パネル構成	DS431に統合	
433. 中国ーレアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置	日本 【ブラジル、カナダ、コロンビア、EU、インド、韓国、ノルウェー、オマーン、サウジアラビア、台湾、台湾、ベトナム、アルゼンチン、豪州、米国、インドネシア、トルコ、ペルー、ロシア】	2012/ 3/12 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 9/12 パネル設置 2012/ 9/24 パネル構成	DS431に統合	

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS434 ~ DS438)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
434. オーストラリアー タバコ製品の包装に関 する規制に関する措置	ウクライナ 【アルゼンチン、 ブラジル、カナ ダ、ドミニカ、エ クアドル、EU、 グアテマラ、ホン ジュラス、イン ド、インドネシ ア、日本、韓国、 ニュージーラン ド、ニカラグア、 ノルウェー、オ マーン、フィリピン、 シンガポール、 台湾、トル コ、米国、ウルグ アイ、ザンビア、 ジンバブエ、チ リ、中国、キュー バ、エジプト、マ レーシア、メキシ コ、モルドバ、ナ イジェリア、ペ ルー、タイ、マラ ウイ】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 8/14 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置	2012年3月13日付けで、ウクライナはオーストラリアに対し、オーストラリアによるタバコ製品の包装が商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1条、第2.2条(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、TRIPs協定第1条、第1.1条(義務の性質及び範囲)、第2.1条(知的所有権に関する条約)、第3.1条(内国民待遇)、第15条(保護の対象)、第16条(与えられる権利)、第20条(その他の要件)、第27条(特許の対象)及びGATT第3条(内国の課税及び規制に関する内国民待遇)に非整合として、協議を要請。	TBT TRIPs GATT
435. オーストラリアー タバコ製品の包装に関 する規制に関する措置	ホンジュラス	2012/ 4/ 4 協議要請 2012/10/15 パネル設置要請	2012年4月4日付けで、ホンジュラスはオーストラリアに対し、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1条(強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、TRIPs協定第2.1条(知的所有権に関する条約)、第3.1条(内国民待遇)、第15.4条(保護の対象)、第16.1条(与えられる権利)、第20条(その他の要件)、第22.2条(b)(地理的表示の保護)、第24.3条(国際交渉及び例外)及びGATT第3条(内国の課税及び規制に関する内国民待遇)に非整合として、協議を要請。	TBT TRIPs GATT
436. 米国-インドから の熱間圧延鋼板の輸入 に対する相殺関税措置	インド 【豪州、カナダ、 中国、EU、サウ ジアラビア、トル コ】	2012/ 4/12 協議要請 2012/ 7/12 パネル設置要請 2012/ 8/31 パネル設置	2012年4月12日付けで、インドは米国に対し、米国がインドからの熱間圧延鋼板の輸入について相殺関税措置を課していることについて、米国の法令が定める補助金の額の算定方法、米国による補助金の認定及び損害の認定等が補助金協定第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第21条、第22条、第32条に非整合であるとして、協議を要請。	補助金協定
437. 米国-中国から の特定の輸入品に対する 相殺関税措置	中国 【オーストラリア、 ブラジル、カナ ダ、EU、イン ド、日本、韓国、 ノルウェー、ロシ ア、トルコ、ベト ナム、サウジアラ ビア】	2012/ 5/25 協議要請 2012/ 8/20 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置 2012/11/26 パネル構成	2012年5月25日、中国は、米国が中国からの輸入品に対して行った22件の相殺関税措置(暫定措置、確定措置、調査)について、GATT第6条、SCM協定第1、2、11、12、14、30、32条、および中国加盟議定書15条に非整合として協議を要請。	SCM協定 GATT 加盟議定書
438. アルゼンチン-物 品輸入に影響する措置	EU 【オーストラリア、 カナダ、中国、 エクアドル、 EU、グアテマ ラ、インド、日 本、韓国、ノル ウェー、サウジア ラビア、スイス、 台湾、タイ、トル コ、米国】	2012/ 5/25 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置(DS444、DS445との 統一パネル)	2012年5月25日、EUは、アルゼンチンによる輸入制限(①事前宣誓供述制度、②輸入許可制度、③輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給)について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3条、TRIMs協定第2条、農業協定第4条、セーフガード協定第11条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス 農業 SG

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
439. 南アフリカーブラジルからの冷凍鶏肉に対するAD措置	ブラジル	2012/ 6/21 協議要請	2012年6月21日、ブラジルは、南アフリカがブラジルから輸入される冷凍鶏肉に対して行ったAD措置(調査、仮決定、暫定措置)について、AD協定第2、3、4、5、6、7、12条等に非整合として協議を要請。	AD
440. 中国-米国から自動車の輸入に対するADおよび相殺関税措置	米国 【コロンビア、EU、インド、日本、韓国、オマーン、トルコ、サウジアラビア】	2012/ 7/ 5 協議要請 2012/ 9/17 パネル設置要請 2012/10/23 パネル設置	2012年7月5日、米国は、中国が米国からの輸入自動車に対して課しているAD措置および相殺関税措置賦課について、AD協定第1、3、4、5、6、12、条、SCM協定第10、11、12、15、16、22条、GATT第6条に非整合として協議を要請。	AD GATT SCM協定
441. オーストラリア-オーストラリアタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	2012/ 7/18 協議要請 2012/11/ 9 パネル設置要請	2012年7月18日、ドミニカ共和国は、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1、2.2条、TRIPs協定第2、3、15、16、20、22、24条、GATT第3条に非整合として協議を要請。	TRIPs TBT GATT
442. EU-インドネシアからのアルコールの輸入に対するAD措置	インドネシア	2012/ 7/30 協議要請	2012年7月27日、インドネシアは、EUがインドネシアからのアルコール輸入に対して課しているAD措置(調査、暫定措置、確定措置)について、AD協定第1、2、3、4、5、6、9、18条、GATT第6、10条に非整合として協議を要請。	AD GATT
443. EUおよび加盟国-バイオディーゼル輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 8/17 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請	2012年8月17日、アルゼンチンは、スペインが再生可能エネルギー数値目標達成のためEU指令に基づきとっているバイオディーゼルに関する規制について、数値目標達成に算入されるバイオディーゼルのスペイン産またはEU産のみとする規制は、アルゼンチン産バイオディーゼルに対する事実上の輸入禁止だとして、GATT第3、11条、TRIMs第2.1、2.2条、WTO設立協定第16条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs WTO設立
444. アルゼンチン-物品輸入に関する措置	米国 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置(DS438、DS445との統一パネル)	2012年8月21日、米国は、アルゼンチンによる輸入制限(①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給)について、GATT第3、10、11、輸入ライセンス協定第1、3、5条、TRIMs協定第2条、セーフガード協定第11条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス SG
445. アルゼンチン-物品輸入に関する措置	日本 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置(DS438、DS444との統一パネル)	2012年8月21日、日本は、アルゼンチンによる輸入制限(①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給)について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3、5条、TRIMs協定第2、6条、セーフガード協定第11条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス SG

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

(DS446～DS452)

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
446. アルゼンチン－物 品輸入に関する措置	メキシコ	2012/ 8/24 協議要請 2012/11/21 パネル設置要請 (その後パネル設置要請をDSB 会合議題から撤回)	2012年8月24日、メキシコは、アルゼンチンによる輸入制限(①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給、⑤重金属含有の検査を要する物品の適合性評価手続き)について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3、5条、TRIMs協定第2、6条、セーフガード協定第11条、農業協定第4.2条、TBT協定第2.1、2.2条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス 農業 SG TBT
447. 米国－アルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に関する措置	アルゼンチン 【オーストラリア、中国、EU、インド】	2012/ 8/30 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置	2012年8月30日、アルゼンチンは、米がアルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に対してとっている①冷蔵冷凍牛肉の輸入禁止措置、②アルゼンチンの一部地域に体する口蹄疫清浄国としての不認定、③特定地域の動物健康状態の認定および当該地域からの動物・動物製品輸出に対する許可発給の遅延、について、GATT第1、3、11条、SPS協定第1、2、3、5、6、8、10条、WTO設立協定第16.4条に非整合として協議を要請。	GATT SPS WTO設立
448. 米国－生鮮レモンの輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 9/ 3 協議要請 2012/12/ 6 パネル設置要請	2012年9月3日、アルゼンチンは、米がアルゼンチン産レモンの輸入に対してとっている①柑橘類の輸入禁止、②輸入許可を発給しないこと、③輸入許可手続きの遅延、について、GATT第1、3、10、11条、SPS協定第1、2、3、5、7、8、10条、WTO設立協定第16.4条に非整合として協議を要請。	GATT SPS WTO設立
449. 米国－中国からの特定の輸入に対する相殺関税措置およびAD措置	中国 【オーストラリア、カナダ、EU、日本、トルコ、ベトナム、インド、ロシア】	2012/ 9/17 協議要請 2012/11/19 パネル設置要請 2012/12/17 パネル設置	2012年9月17日、中国は、米国による①非市場経済国に対する相殺関税措置の適用、②2006年11月20日から2012年3月13日の間に実施された相殺関税措置、③AD措置と相殺関税措置の重畳適用、④米国商務省が2006年11月20日から2012年3月13日の間に調査または見直しを行う権限の不存在、について、SCM協定第10、15、19、21、32条、GATT第6、10条、AD協定第9、11条に非整合として協議を要請。	GATT SCM AD
450. 中国－自動車・自動車部品産業に関する措置	米国	2012/ 9/17 協議要請	2012年9月17日、米国は、中国による自動車および自動車部品の輸出に対する補助金について、SCM協定第3、25条、GATT第16条、中国加盟議定書第1、2条に非整合として協議を要請。	GATT SCM 加盟議定書
451. 中国－衣服・繊維製品の製造・輸出に関する措置	メキシコ	2012/10/15 協議要請	2012年10月15日、メキシコは、中国による衣服・繊維製品の生産者・輸出者に対する支援措置(免税、装置購入に対する輸入関税・VAT減免、中国産品や輸出を条件とした措置、国有銀行による低利子融資、土地利用権に関する優遇、割引電気料金、綿花農家・石油化学産業に対する製造・販売・輸送への支援、政府機関による現金供与等)について、SCM協定第3、5、6条、GATT第3条、農業協定第3、9、10条、中国加盟議定書第1.2条に非整合として協議を要請。	農業 GATT SCM 加盟議定書
452. EUおよび加盟国－再生可能エネルギー分野に関する措置	中国	2012/11/ 5 協議要請	2012年11月5日、中国は、イタリアおよびギリシャ等による再生可能エネルギー分野でのフィード・イン・タリフプログラムにおけるローカルコンテンツ要求について、GATT第1、3条、SCM協定第3条、TRIMs協定第2.1、2.2条に非整合として協議を要請。	GATT SCM TRIMs

案件名 (番号はWTO紛争解決 機関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
453. アルゼンチン－物 品・サービス貿易に関 する措置	パナマ	2012/12/12 協議要請	2012年12月12日、パナマは、アルゼンチンが特定国のみに対してとっている、収益税に関する措置、再保険サービス分野の措置、海外サービス事業差の登記要件、送金規制、金融機関に対する取引規制、VAT還付の禁止等の措置について、サービス協定第2、11、16、17条、GATT第1、3、11条に非整合として協議を要請。	サービス GATT
454. 中国－日本産高性 能ステンレス継目無鋼 管に対するAD措置	日本	2012/12/20 協議要請	2012年12月20日、日本は、中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置について、AD協定第1、3、5、6、7、12条、GATT第6条に非整合として協議を要請。	AD GATT
455. インドネシア－園 芸作物、動物、動物製 品の輸入に関する措置	米国	2013/ 1/10 協議要請	2013年1月10日、米国は、インドネシアが米国産園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第11条、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定第1、3条に非整合として協議を要請。	GATT 農業 ライセンス